# 船橋市
# 自転車等の駐車対策に関する総合計画

平成28年3月

船　橋　市

# はじめに

船橋市は、首都に近い立地条件や鉄道網の充実により、人口急増期、高度経済成長期を経て、全国でも有数の都市へと成長してまいりました。

そのような中で、自転車は通勤・通学や買い物等の市民の皆様の便利な移動手段として、また、環境保護や健康志向のツールとして多くの方に利用されています。しかしながら、身近で快適な乗り物として利用される一方で歩道や駅前広場などに放置される自転車は都市の景観を著しく損ない、歩行者の安全な通行や緊急車両の通行を妨げ、災害時における救助活動にも支障を来す障害物となる恐れがあります。

このような放置自転車問題に対応するため、船橋市では平成７年に鉄道事業者、道路管理者、千葉県警察職員、商業者、学識経験者、自治会の代表者等からなる「船橋市自転車等駐車対策協議会」を設置し、市営自転車等駐車場の整備や放置自転車の撤去及び駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発活動に努めてまいりました。その結果、市内における放置自転車の台数は減少傾向にあるものの未だに放置自転車は多く、その解消が課題となっております。

放置自転車の解消を効果的かつ効率的に推進するため、計画期間を１０年間とし、取り組むべき施策等を定めた「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画」を策定いたしました。

本計画では、放置自転車問題に関する現状と課題を整理した中で、基本理念・基本方針を定め、放置自転車の解消の実現に向け各種施策に取り組んでまいります。本計画の推進にあたっては市民の皆様をはじめ関係事業者と行政の連携・協力が不可欠となりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、船橋市自転車等駐車対策協議会委員の皆様には熱心なご議論をいただくとともに、市民の皆様をはじめ、関係者の皆様から貴重なご意見・ご提案をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成 28 年３月

船橋市長　**松戸　徹**

# 船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画

## 目　次


1．総合計画の基本事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（1）目的と背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（2）法令等における位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（3）上位・関連計画における位置づけについて ・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（4）目標年次 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（5）推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（6）対象地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

2．現状と課題の整理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（1）船橋市の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（2）各駅等周辺の駐輪実態調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（3）駐輪場利用者等の意識調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（4）放置自転車対策に関わる課題と方向性について ・・・・・・・・・・・・ 37

3．基本理念と基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
（1）基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
（2）基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
（3）目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

4．個別施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
（1）施策の取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
（2）個別施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

5．各駅等の放置自転車対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
（1）基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
（2）各駅等放置自転車対策の基本コンセプト ・・・・・・・・・・・・・・・ 62
（3）各駅等の放置自転車対策方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

6．資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
（1）船橋市自転車等駐車対策協議会　委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・ 79
（2）船橋市自転車等駐車対策協議会　料金検討分科会運営規定 ・・・・・・・・ 80
（3）船橋市自転車等駐車対策協議会　料金検討分科会 委員名簿 ・・・・・・・・ 81
（4）船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画 策定経過 ・・・・・・・・・・ 82
（5）関係法令等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

# １．総合計画の基本事項

## （１）目的と背景

自転車等※1の放置対策について、船橋市では昭和 61 年に「船橋市自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、市内 23 駅及び三山車庫バス停（以下「駅等」という。）周辺に 80 箇所の駐輪場※2の整備、放置自転車等※3の撤去、放置防止の啓発活動等の自転車等放置防止対策を行ってきましたが、放置自転車等の撤去台数は毎年１万台を超えている状況にあります。

また、市内の駐輪場においては、利用率が高く常に満車の駐輪場がある一方で、利用率の低い駐輪場があるなど、効果的・効率的な駐輪場の整備となっていない状況です。

以上のような背景を踏まえ、自転車等放置防止対策を効果的・効率的に実現するために基本理念や基本方針等を定めた、計画期間を１０年間とする船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「本計画」という。）を「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（以下「自転車法」という。）」第７条第１項に基づき、策定します。

船橋駅前の駐輪場、放置自転車の様子

※１：自転車及び原動機付自転車の総称
※２：自転車等駐車場
※３：自転車等が駐車を認められた場所以外の公共の場所に置かれ、かつ、当該自転車等の利用者等が当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう

## （２）法令等における位置づけ

①自転車法及び船橋市自転車等の放置防止に関する条例において、船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画を下記のように規定しております。

〈自転車法〉
第７条　市町村は、第５条第１項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画を定めることができる。
第８条　市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会を置くことができる。

〈船橋市自転車等の放置防止に関する条例〉
第２１条　法第８条第１項の規定に基づき、船橋市自転車等駐車対策協議会を置く。

②自転車法において、行政・鉄道事業者・百貨店等の施設設置者、自転車利用者等の努力義務として、下記のように規定しております。

〈自転車法〉
第５条　地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。
２ 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。
３ 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。
第１２条　自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。
２ 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

## （３）上位・関連計画における位置づけについて

本計画は、船橋市基本構想におけるまちづくりの目標「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を受けて、各駅等の放置自転車対策を中心とした自転車等の駐車対策に関する総合的な計画として策定するものです。

策定に当たっては、船橋市総合計画※4 をはじめとした上位計画に則するとともに、関連計画との整合を図るものとします。

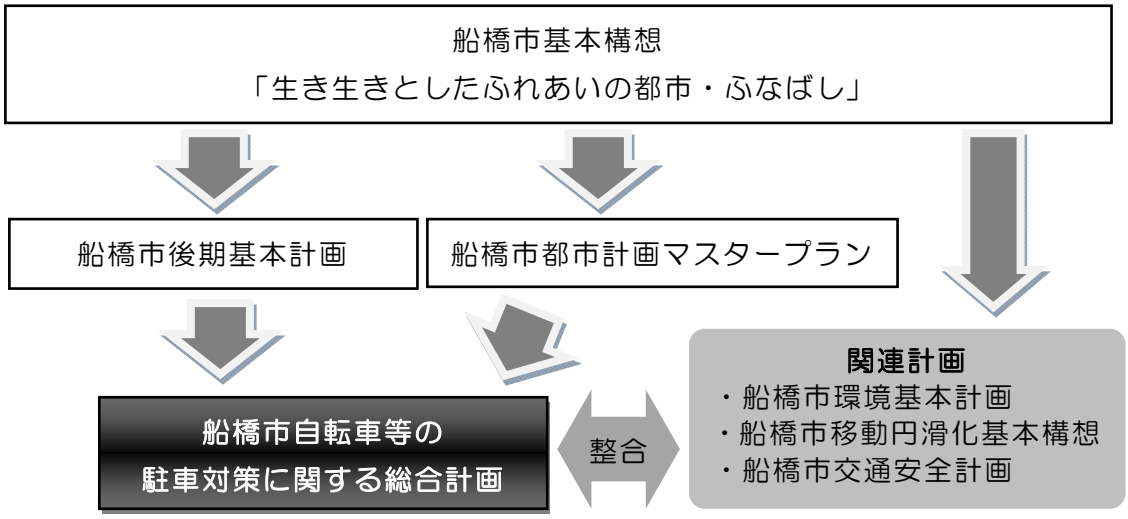


### １）船橋市総合計画後期基本計画（平成 24 年度～平成 32 年度）

基本構想において、船橋市の将来都市像の１つとして「都市の活力を生み発展し続けるまち」を設定しております。

将来都市像の実現を目指すための施策の大綱の１つとし「安全で快適な交通体系の整備」を掲げ、その達成に向け後期基本計画において「めざすまちの姿」と「分野別計画」を以下のように示しています。

**～めざすまちの姿～**

■安心して暮らせるまち

■未来へつなぐ恵み豊かな環境のまち

**～分野別計画～**

**【政策】**

安全で快適な交通体系の整備

**【基本施策】**

人にやさしいみちづくり

※４：市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的にとりまとめた計画で、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成されます。様々な行政需要に対して、政策を公正に、透明性を持って展開するためのもので、行政運営の要となる重要なものです。

【基本方針】

■めざすべき姿

誰もが利用しやすい、人にやさしいみちづくりを進めることにより、安全で安心して暮らせるまちになっている状態

【施策】

■自転車利用環境の整備

自転車利用者が安全で快適に利用できる環境づくりのために、自転車走行環境の整備や違法駐輪自転車の撤去、定期利用者のほか一時利用者のための自転車等駐車場の整備を進めるとともに、自転車等利用者のモラルの向上やレンタサイクルの活用等の様々な方策についての検討を進めます。

【主な取り組み】

●自転車等駐車場の整備
●違法駐輪対策の推進
●自転車走行環境の整備

## 2）船橋市都市計画マスタープラン（平成 24 年～平成 32 年）

船橋市都市計画マスタープランでは、基本構想に則し、まちづくりの将来ビジョン、地域のあるべき姿、まちづくりの方針などを定めており、船橋全体のまちづくりに関する目標や方針を示す「全体構想」において交通体系を以下のように示しています。

### ～交通体系の目標～

将来の交通需要に適切に対応すべく、必要に応じて都市計画道路などの都市施設の見直しを実施するとともに、公共交通機関の利便性向上や自転車走行環境の改善などにより、過度に自動車に依存しないまちづくりを目指します。

### ～まちづくり方針～

【歩行者と自転車利用のための道づくり】

■自転車交通の体系づくり

○公共と民間による駐輪場の整備、建築物などと複合させた立体または地下駐輪場の整備推進を図ります。

【公共交通の便利なまちづくり】

■交通結節機能の強化

○バスとの連絡、タクシーや一般車両との連絡、自転車や歩行者との連絡など、各鉄道駅の性格に応じ、駅前広場の整備や駐車場、駐輪場の確保、あるいは歩行空間を確保するなど、交通結節機能の強化を図ります。

■公共交通機関への利用転換に向けた仕組みづくり

○市民が身近に利用できる自転車とバスとを組み合わせ、公共交通の利用がより便利となるサイクルアンドバスライドの利用を促進します。

## ３）船橋市環境基本計画（平成２３年～平成 32 年）

多様な環境問題の解決に向けて取り組んでいくため、望ましい環境像を「みんなでつくり　未来へつなぐ　恵み豊かな環境」と定め、その実現を目指し、船橋市環境基本計画を策定しております。

自転車に関しては、大気環境保全及び低炭素社会の形成のため駐輪場用地の確保による自転車利用の推進や放置自転車の撤去による歩行者の通行の安全確保が記載されております。

## ４）船橋市移動円滑化基本構想

移動円滑化基本構想は、すべての人が安心して安全に移動できるまちづくりの推進を目的として策定されており、一般交通用施設（道路、駅前広場等）整備方針のなかで違法駐車・駐輪の取り締まり強化が記載されております。

## ５）第９次船橋市交通安全計画（平成２３年度～平成２７年度）

第９次船橋市交通安全計画は、交通事故を減少させ、安全で安心して生活できる「船橋市」を目指すために実施する、陸上交通に関する交通安全対策の総合的な大綱を定めたものです。

歩行者・自転車の安全確保の視点から、放置自転車の問題を取り上げ、安全で円滑・快適な道路交通環境の整備のため自転車利用環境の総合的な整備を記載しております。

## （４）目標年次

本計画の目標年次は、平成 37 年度と設定し、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を計画期間とします。

なお、自転車を取り巻く社会環境の変化や法制度の改正等を踏まえ、中間見直しを行うこととします。

＜計画の期間＞

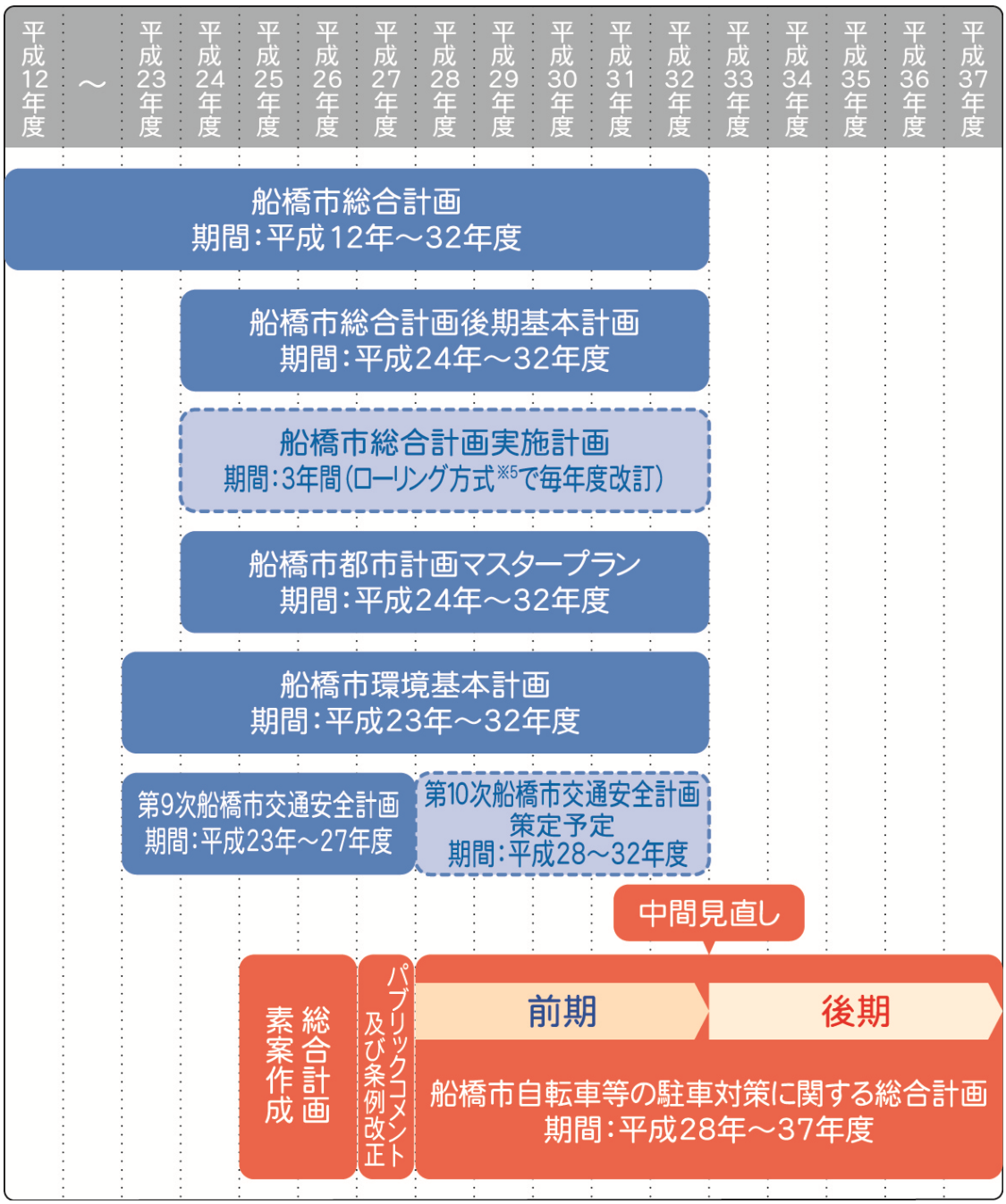


※5：毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐやり方

## （５）推進体制

本計画に基づく施策を強力に推進していくため、市民、関係事業者（商業事業者、鉄道事業者、公共施設および集客施設の設置者・管理者等）および船橋市が近隣市や警察と連携し、後期基本計画の中で示されている「誰もが利用しやすい、人にやさしいみちづくりを進めることにより、安全で安心して暮らせるまち」の実現のために本計画の理念・方針およびそれぞれの役割について十分認識した上で、相互に協力しながら、主体的に取り組んでいきます。

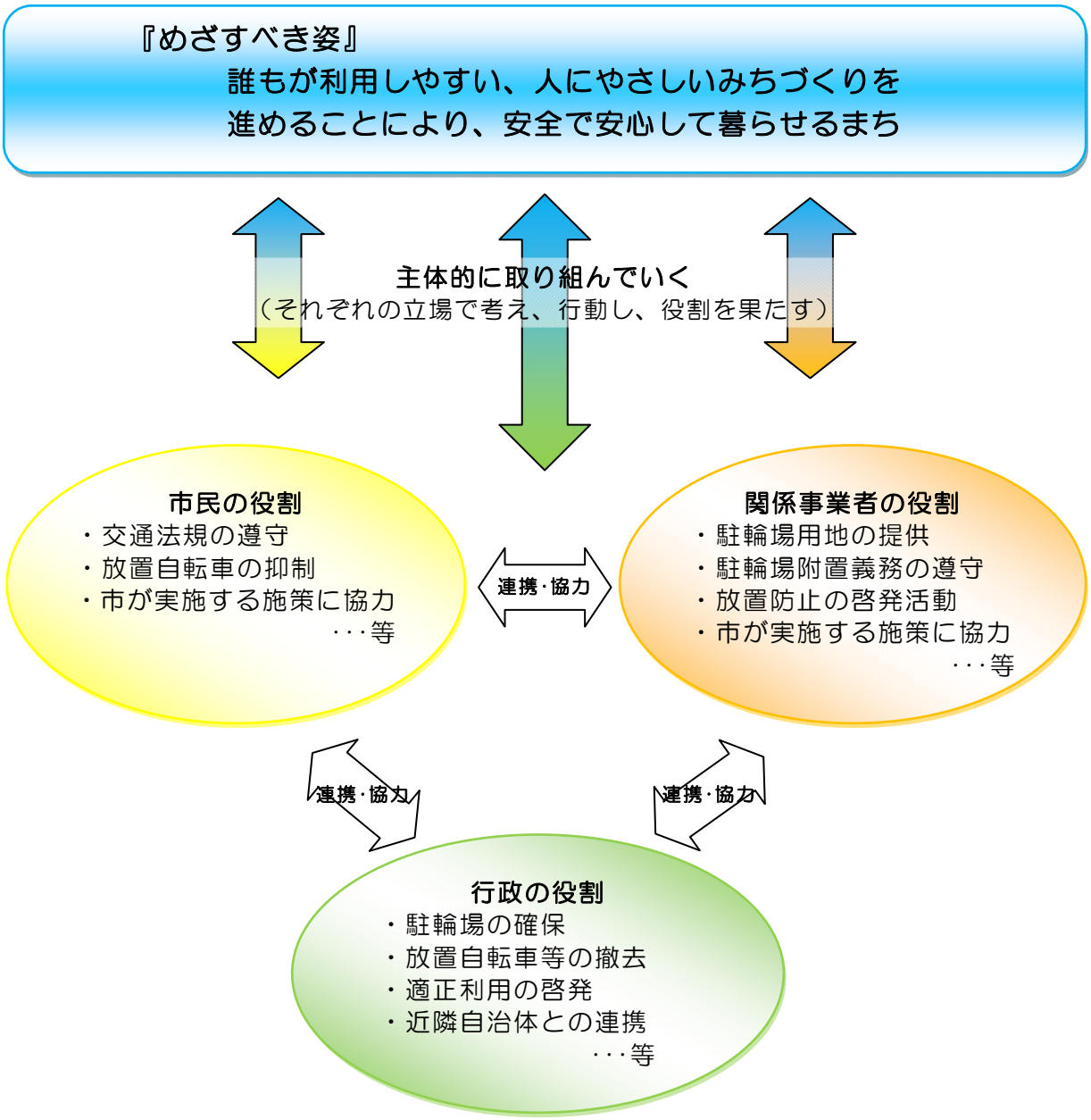

## （６）対象地域

船橋市全域を対象とします。

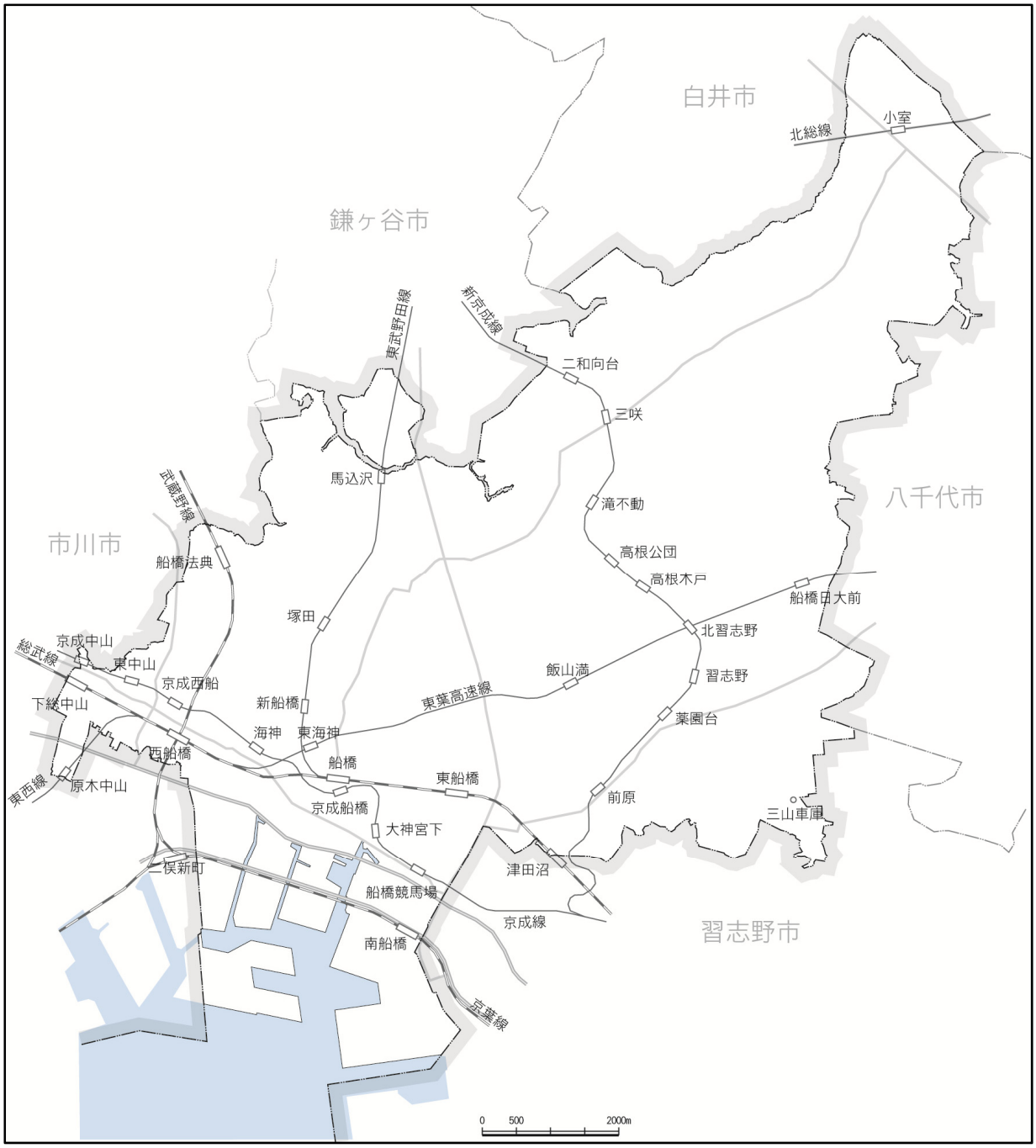

# 2．現状と課題の整理

## （1）船橋市の概要

船橋市は、千葉県の北西部に位置し、都心や成田空港から近いばかりでなく、千葉港を持つなど、非常に恵まれた立地条件を備えたまちです。成田山に参拝する佐倉街道の宿場町として栄え、昭和 12 年 4 月 1 日に船橋町、葛飾町、八栄村、法典村、塚田村の 2 町 3 村が合併して、「船橋市」が誕生しました。

昭和 30 年代から鉄道駅を中心に次々と大規模な住宅団地が造成され、東京のベッドタウンとして人口急増期を経て、現在は 62 万人を擁する、全国有数の都市に発展しています。

交通網においては、鉄道 9 線 35 駅、バス 35 路線 110 系統あり、1 日当たり電車約 3,200 本、バス約 4,400 本が運行されておりますが、駅等を利用する交通手段として自転車等も多く利用されています。

### 1）人口

船橋市の人口は、平成 17 年以降も増加を続けており、国勢調査の平成 22 年 10 月 1 日の人口は 609,040 人となっています。将来的にも人口増加の傾向は続くものと想定され、平成 32 年における人口は約 647,000 人、平成 47 年には約 671,000 人と推計されています。

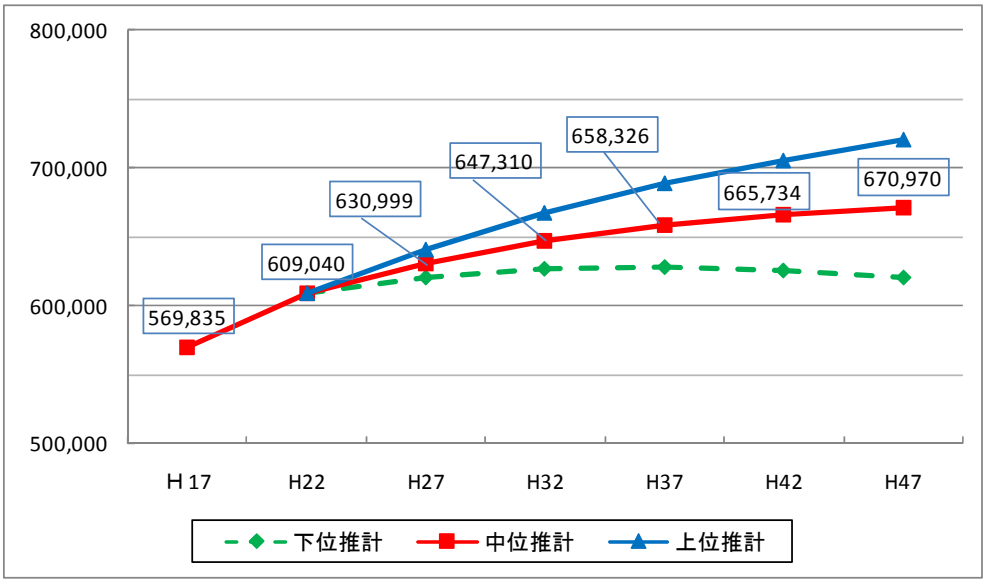


図-人口の推計結果（資料：船橋市政策企画課）

年齢区分別では、団塊の世代の年齢推移等に伴って、65 歳以上人口の急増が予想され、特に平成 32 年以降は 75 歳以上人口が 65～74 歳人口を上回るものと見込まれます。

一方、0～14 歳人口は平成 27 年をピークに減少に転じると見込まれます。

自転車の利用率が高いと考えられる 15～64 歳人口は、団塊の世代がこの年齢層から抜けていく減少分を人口移動（転入超過）による増加分が補って、ほぼ横這いで推移していくものと予測されています。

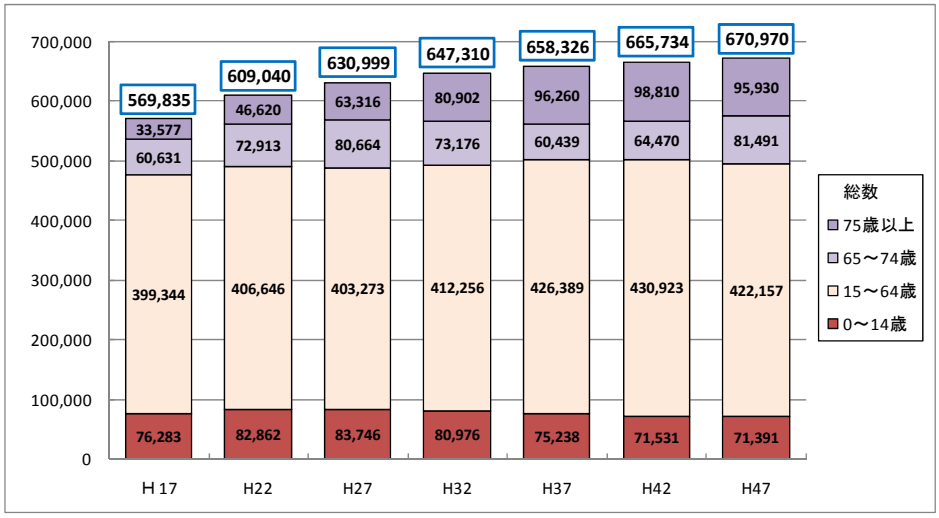


図 年齢区分別人口の推計結果（資料：船橋市政策企画課）

## 2）駅別利用状況

船橋市では、鉄道網が発達しており、通勤・通学等の手段として重要な役割を果たしております。

船橋市の東西方向にＪＲ総武線、ＪＲ京葉線、東京メトロ東西線、東葉高速線及び京成本線があり、南北方向にはＪＲ武蔵野線、東武野田線及び新京成線が、北部には北総線の計 9 路線が敷かれ 35 駅が存在しています。

各駅の乗車人員をみてみると、西船橋駅、船橋駅、津田沼駅、北習志野駅、下総中山駅の順で多くなっています。※6

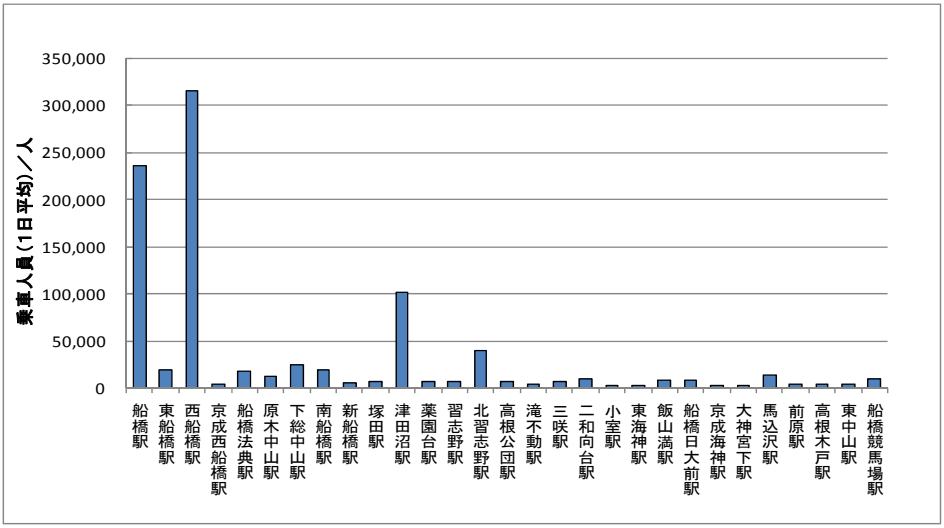


図-平成 24 年度鉄道駅乗車人員（1 日平均）（出典：船橋市統計書）

※6：船橋駅については、JR 船橋駅、東武船橋駅、京成船橋駅を一駅として、西船橋駅については、ＪＲ西船橋駅、東葉高速西船橋駅、東京メトロ西船橋駅を一駅として、北習志野駅については、新京成北習志野駅、東葉高速北習志野駅を一駅として記載しています。
また、京成中山駅については、放置自転車等がほとんどないため、調査対象から除外しております。

【参考：船橋市における通勤・通学の状況】

通勤・通学の状況を見ますと、船橋市から東京都への流出者数が約１１万人と特に多く、鉄道網が発達していることを踏まえると多くの方が通勤・通学の手段として鉄道等を利用していると考えられます。

表-船橋市における通勤・通学の状況

単位：人

| | | 県内（近隣） | | | | | | | | 他県（近隣） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 千葉市 | 市川市 | 松戸市 | 習志野市 | 八千代市 | 鎌ヶ谷市 | その他 | 計 | 東京都 | 神奈川県 | 埼玉県 | 茨城県 | その他 | 計 |
| 総数 | 流出 | 16,412 | 13,217 | 3,889 | 10,414 | 5,415 | 3,268 | 17,142 | 69,757 | 108,968 | 3,408 | 2,746 | 670 | 662 | 116,454 |
| | 流入 | 15,558 | 9,358 | 4,983 | 10,159 | 7,431 | 6,560 | 21,836 | 75,885 | 9,123 | 1,384 | 3,027 | 1,097 | 415 | 15,046 |
| | 流出・流入差 | −854 | −3,859 | 1,094 | −255 | 2,016 | 3,292 | 4,694 | 6,128 | −99,845 | −2,024 | 281 | 427 | −247 | −101,408 |
| 通勤 | 流出 | 14,400 | 11,384 | 3,198 | 8,395 | 4,378 | 2,970 | 15,284 | 60,009 | 102,445 | 2,932 | 2,372 | 596 | 623 | 108,968 |
| | 流入 | 14,275 | 8,218 | 4,173 | 9,246 | 6,520 | 5,925 | 18,673 | 67,030 | 7,734 | 945 | 2,346 | 822 | 288 | 12,135 |
| | 流出・流入差 | −125 | −3,166 | 975 | 851 | 2,142 | 2,955 | 3,389 | 7,021 | −94,711 | −1,987 | −26 | 226 | −335 | −96,833 |
| 通学 | 流出 | 2,012 | 1,833 | 691 | 2,019 | 1,037 | 298 | 1,858 | 9,748 | 6,523 | 476 | 374 | 74 | 39 | 7,486 |
| | 流入 | 1,283 | 1,140 | 810 | 913 | 911 | 635 | 3,163 | 8,855 | 1,389 | 439 | 681 | 275 | 127 | 2,911 |
| | 流出・流入差 | −729 | −693 | 119 | −1,106 | −126 | 337 | 1,305 | −893 | −5,134 | −37 | 307 | 201 | 88 | −4,575 |

（出典：平成 22 年国勢調査）

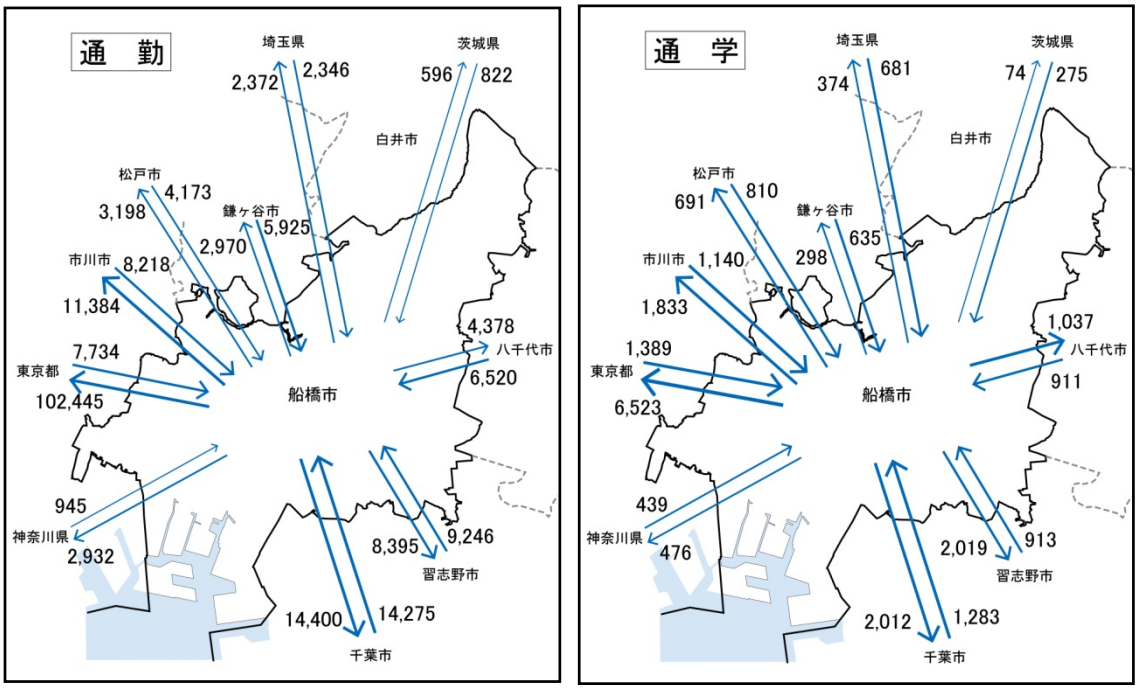


図-船橋市における通勤・通学の状況（資料：平成 22 年国勢調査を基に作成）

## 3）本市の駐車対策

本市では、昭和 57 年に「船橋市自転車の安全利用に関する条例」を制定し、放置自転車を整理・撤去してきましたが、なお相当数の自転車が放置されていたことから、新たに「船橋市自転車等の放置防止に関する条例」を施行（昭和 62 年 4 月）し、駅周辺を中心とした公共の場所における自転車等の放置の防止に努めてきました。

平成 7 年 2 月には、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するための機関として「船橋市自転車等駐車対策協議会」を設置し、鉄道事業者等や学識経験者、船橋商工会議所及び商店会、自治会等の代表者など、駐車対策に関わる各主体の協力を得ながら、自転車等放置禁止区域の指定や放置自転車等の撤去（移送・保管）、駐輪場の整備（次頁参照）、一定の用途・規模の民間建築物の新増築に対する駐輪場の附置義務（努力義務）などによって、駐車対策の総合的推進を図ってきました。

**船橋市の主な駐車対策等**　※数値は平成 26 年 4 月 30 日時点

| | |
|---|---|
| **駐輪場の確保** | ■市営駐輪場の整備<br>➡ 市内 23 駅 1 停留所周辺 80 箇所<br>収容台数：自転車約 38,000 台、原付約 2,300 台、計約 40,000 台 |
| | ■駅前広場や広幅員歩道等を活用した路上駐輪場の設置<br>➡ 船橋駅第 7 他 16 箇所　約 3,600 台 |
| | ■駅前の地下駐輪場の設置<br>➡ 船橋駅南口　約 1,500 台 |
| | ■条例に基づく民間建築物への駐輪場の附置に関する努力義務 |
| **放置自転車等の撤去** | ■自転車等放置禁止区域の指定及び周知<br>➡ 市内 26 駅 1 停留所周辺の指定、看板・路面表示による啓発 |
| | ■放置自転車等撤去の実施<br>➡ 年間 429 回、11,574 台（H25 年度実績）保管場 7 箇所 |
| | ■市民からの苦情・要請に対応した撤去活動<br>➡ 随時実施 |
| **利用マナーの向上** | ■街頭指導員による放置自転車防止の啓発<br>➡ 週 5 日 3 時間、82 名体制 |
| | ■駅前放置自転車クリーンキャンペーン<br>➡ 毎年 10 月から 11 月にかけて、関係機関・地域団体等と協力して自転車利用者への放置防止の啓発を図る |
| | ■交通安全教育の推進支援<br>➡ 市交通安全指導員を派遣し、保育園、幼稚園、小学校、老人クラブ等で交通安全教室を開催（船橋市 市民安全推進課所管） |
| **自転車走行環境整備** | ■自転車走行レーンの設置<br>➡ 市道 00-044 号線に 550mの自転車走行レーンを整備<br>（船橋市　道路建設課所管） |

【参考：自転車等の駐車場整備】

各駅の市営駐輪場の整備及び利用（次表　自転車等駐車場の収容台数と利用状況参照）は、概ね高い利用率となっていますが、駅からの距離が離れている場所等で、低い利用率となっている駐輪場が見られます。

表-自転車等駐車場の収容台数と利用状況

平成26年4月30日現在

| 駐輪場名 | | 収容台数 | 利用率(%) | 駐輪場名 | | 収容台数 | 利用率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 船橋駅 | 第1(自) | 650 | 100.0 | 下総中山駅 | 第1(自) | 1500 | 85.8 |
| | 第2(自) | 180 | 100.0 | | 第2(自) ☆1 | 500 | 100.0 |
| | 第3(自) ☆1 | 1100 | 100.0 | 南船橋駅 | 高架下(自) ☆1 | 1015 | 93.2 |
| | 第4(自) ☆1 | 1370 | 100.0 | | 屋外(自) | 140 | 100.0 |
| | 第5(自) | 293 | 100.0 | | 原付(原) | 15 | 100.0 |
| | 第6(自) | 1032 | 87.7 | 新船橋駅 | (自) ☆1 | 350 | 23.1 |
| | 第7(自) ☆1 | 200 | 100.0 | 塚田駅 | (自) | 141 | 100.0 |
| | 第8(自) ☆1 | 130 | 100.0 | 津田沼駅 | 第1(自) ☆2 | 260 | 107.9 |
| | 第9(自) ☆1 | 440 | 100.0 | | 第2(自) ☆2 | 270 | 108.4 |
| | 第9(原) ☆1 | 100 | 100.0 | | 第4(自) | 290 | 100.0 |
| | 第9屋外(原) | 71 | 100.0 | 薬園台駅 | 第1(自) ☆1 | 1350 | 91.8 |
| | 第10(自) ☆2 | 426 | 91.5 | | 第1(原) ☆1 | 20 | 65.0 |
| | 第11(自) | 160 | 100.0 | | 第3(自) | 120 | 71.7 |
| | 第11(原) | 40 | 100.0 | 習志野駅 | 第2(自) ☆1 | 400 | 100.0 |
| | 第12(自) ☆2 | 125 | 99.1 | 北習志野駅 | 第1(自) | 640 | 100.0 |
| | 第13(自) ☆2 | 120 | 79.2 | | 第2(自) ☆2 | 520 | 78.3 |
| | 北口(自) ☆1 | 400 | 51.3 | | 第3(自) | 670 | 100.0 |
| | 北口(原) ☆1 | 400 | 21.0 | | 第4(自) ☆2 | 207 | 96.6 |
| | 南口地下駐 ☆1 | 1545 | 30.6 | | 第5(自) | 200 | 100.0 |
| 東船橋 | 第1(自) ☆2 | 244 | 80.3 | | 第6(自) | 130 | 100.0 |
| | 第2(自) ☆2 | 144 | 95.9 | | 第8(自) | 250 | 100.0 |
| | 第3(原) ☆1 | 400 | 88.0 | | 第8(原) | 35 | 96.0 |
| | 第4(自) | 270 | 100.0 | 高根公団駅 | 1階・2階 ☆1 | 1371 | 97.9 |
| | 第5(自) | 250 | 100.0 | | 屋上 | 535 | 0.9 |
| | 第7(自) | 600 | 100.0 | | 屋外(原) ☆1 | 124 | 86.3 |
| | 第9(自) ☆1 | 730 | 97.3 | 滝不動 | (自) | 70 | 100.0 |
| | 第9(原) ☆1 | 120 | 13.3 | 三咲駅 | (自) | 180 | 100.0 |
| | 第10 | 130 | 100.0 | 二和向台駅 | 第1・1階(自) ☆1 | 760 | 100.0 |
| 西船橋駅 | 第1(自) ☆2 | 380 | 99.7 | | 第1・2階(自) ☆1 | 690 | 100.0 |
| | 第2(自) | 530 | 100.0 | | 第1・屋上(自) | 750 | 56.1 |
| | 第3(自) | 320 | 100.0 | | 第1・屋外(自) | 120 | 100.0 |
| | 第4(自) | 220 | 100.0 | | 第3(自) | 810 | 18.3 |
| | 第5(自) | 440 | 100.0 | 小室駅 | (自) ☆1 | 1200 | 12.2 |
| | 第6(自) | 280 | 100.0 | | (原) ☆1 | 100 | 8.0 |
| | 第7(自) | 660 | 100.0 | | 臨時(自) | 160 | 100.0 |
| | 第8(自) ☆3 | 240 | 182.5 | 東海神駅 | 第1(自) ☆1 | 890 | 23.4 |
| | 第9(自) | 450 | 100.0 | | 第1(原) | 110 | 3.6 |
| | 第9(原) ☆1 | 170 | 39.5 | 飯山満駅 | 第2 | 150 | 34.0 |
| | 第10(自) | 1650 | 100.0 | | 第3(自) | 145 | 12.4 |
| | 第10(原) ☆1 | 380 | 100.0 | | 第3(原) ☆1 | 140 | 48.6 |
| | 第11(自) | 310 | 100.0 | | 臨時(自) | 1000 | 94.2 |
| | 第12(自) ☆2 | 165 | 98.8 | | 臨時第2(自) | 190 | 100.0 |
| | 第13(自) | 400 | 61.0 | 船橋日大前駅 | 西口第1 | 170 | 87.5 |
| | 第14(自) ☆2 | 76 | 95.4 | | 西口第2 | 109 | 100.0 |
| 船橋法典駅 | 第1(自) ☆2 | 450 | 81.7 | | 東口(自) ☆1 | 500 | 87.6 |
| | 第2(自) | 530 | 100.0 | | 東口(原) | 30 | 100.0 |
| | 第2(原) ☆1 | 120 | 100.0 | 三山車庫 | (自) ☆1 | 200 | 24.0 |
| | 第5(自) | 230 | 100.0 | 京成海神駅 | (自) ☆1 | 100 | 70.0 |
| | 第7(自) ☆1 | 250 | 97.8 | 大神宮下駅 | (自) | 90 | 47.8 |
| | 第7(原) ☆1 | 40 | 17.5 | | (原) ☆2 | 50 | 2.0 |
| 原木中山駅 | 第1(自) ☆1 | 250 | 32.0 | | | | |
| | 第1(原) ☆1 | 30 | 23.3 | | | | |
| | 第2(自) | 240 | 100.0 | | | | |
| | 第3(自) | 167 | 44.9 | | | | |

キャンセル待ちになっている駐輪場

☆1：定期・一時利用併用。
☆2：一時利用（日ぎめ）のみの駐輪場（利用率は平日のみの利用状況となります）。
☆3：西船橋駅第８駐輪場については、西船橋駅第１０駐輪場の一部の空いているスペースも一時利用駐輪場として使用しています。
注：①定期利用の利用率は、収容台数における定期利用登録数（市内と市外）の割合としています。
②併用駐輪場の収容台数は、定期・一時の合計であり、利用率はその収容台数と定期の登録台数から算出したものです。
③一時利用のみの駐輪場の利用率は、１日あたりの平均利用台数と収容台数から算出したものです。

（出典：船橋市　都市整備課　資料）

## （２）各駅等周辺の駐輪実態調査結果

各駅等周辺の駐輪実態調査結果（平成 25 年９月実施）より、各駅等周辺における駐輪状況に関わる現状を整理します。

なお、各駅等周辺の駐輪台数の合計がもっとも多かったのは平日 12 時台であったため、次ページ以降の調査結果では、平日 12 時台における駐輪場利用及び放置自転車台数を示します。

### １）調査概要

①調査対象範囲

駅等周辺の駐輪場及び路上

なお、市営駐輪場が設置されている駅は２３駅１停留所、

未設置駅は６駅※6

〇駐輪場

・公営（定期・一時）及び民営（商店等駐輪場を含む）の駐輪場

〇路上

・放置禁止区域を指定している場合は、放置禁止区域内及びその周辺の道路

・放置禁止区域を指定していない駅（東中山駅・船橋競馬場駅）は、放置自転車が発生すると思われる駅から概ね半径 300ｍの範囲の道路を対象

②調査日時

【調査日】

平日：平成 25 年９月 20 日（金）

休日：平成 25 年９月 22 日（日）

【調査時間帯】

平日：９時台、12 時台、15 時台、終電後の計４回

休日：９時台、12 時台、15 時台の計３回

※6：前出の注釈（10 頁）と同様

## 2）調査結果

各駅等周辺の駐輪台数の合計がもっとも多かった平日 12 時台の数値を「表-駐輪実態調査結果等一覧」と「図　駅別収容台数と乗入台数」で表しています。

駐輪場利用台数と放置自転車台数の合計である各駅等周辺の乗り入れ台数について見てみると、船橋駅でもっとも多く約 10,000 台、次いで西船橋駅で約 6,500 台、北習志野駅で約 3,300 台となり、津田沼駅、東船橋駅、下総中山駅と続きます。

表-駐輪実態調査結果等一覧（平成２５年９月２０日調査）

単位：台

| 駅名 | 放置台数 ① | 駐輪台数（市営） ② | 駐輪台数（民間） ③ | 駐輪台数（商業施設） ④ | 乗入台数 (①＋②＋③＋④) ⑤ | 市営駐輪場収容台数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 船橋駅 | 707 | 6,266 | 1,467 | 1,917 | 10,357 | 8,782 |
| 西船橋駅 | 570 | 5,536 | 215 | 210 | 6,531 | 6,671 |
| 北習志野駅 | 481 | 1,883 | 745 | 167 | 3,276 | 2,652 |
| 津田沼駅 | 124 | 928 | 1,405 | 0 | 2,457 | 820 |
| 東船橋駅 | 25 | 2,370 | 0 | 40 | 2,435 | 2,888 |
| 下総中山駅 | 82 | 1,393 | 281 | 669 | 2,425 | 2,000 |
| 船橋法典駅 | 39 | 1,150 | 603 | 113 | 1,905 | 1,620 |
| 馬込沢駅 | 26 | 0 | 1,188 | 526 | 1,740 | 0 |
| 飯山満駅 | 10 | 944 | 426 | 282 | 1,662 | 1,625 |
| 二和向台駅 | 78 | 1,466 | 83 | 0 | 1,627 | 3,130 |
| 高根公団駅 | 276 | 981 | 240 | 113 | 1,610 | 2,030 |
| 薬園台駅 | 11 | 973 | 0 | 171 | 1,155 | 1,490 |
| 南船橋駅 | 66 | 765 | 0 | 159 | 990 | 1,170 |
| 三咲駅 | 35 | 110 | 687 | 97 | 929 | 180 |
| 新船橋駅 | 1 | 52 | 6 | 643 | 702 | 350 |
| 船橋日大前駅 | 32 | 507 | 0 | 150 | 689 | 809 |
| 高根木戸駅 | 26 | 0 | 193 | 390 | 609 | 0 |
| 原木中山駅 | 85 | 307 | 88 | 116 | 596 | 687 |
| 塚田駅 | 23 | 88 | 485 | 0 | 596 | 141 |
| 習志野駅 | 9 | 320 | 177 | 0 | 506 | 400 |
| 東海神駅 | 38 | 313 | 89 | 0 | 440 | 1,000 |
| 滝不動駅 | 21 | 43 | 318 | 0 | 382 | 70 |
| 小室駅 | 23 | 238 | 0 | 0 | 261 | 1,460 |
| 船橋競馬場駅 | 47 | 0 | 188 | 0 | 235 | 0 |
| 東中山駅 | 161 | 0 | 0 | 0 | 161 | 0 |
| 前原駅 | 9 | 0 | 132 | 0 | 141 | 0 |
| 三山車庫 | 30 | 42 | 0 | 61 | 133 | 200 |
| 京成西船橋 | 25 | 0 | 94 | 0 | 119 | 0 |
| 京成海神駅 | 13 | 57 | 0 | 0 | 70 | 100 |
| 大神宮下駅 | 15 | 22 | 23 | 0 | 60 | 140 |
| 総合計 | 3,088 | 26,754 | 9,133 | 5,824 | 44,799 | 40,415 |

【参考：隣接市の市営駐輪場の収容台数】

下総中山駅と原木中山駅には市川市の市営駐輪場、津田沼駅には習志野市の市営駐輪場があり、それぞれ以下の収容台数となっています。

| | 収容台数 |
|---|---|
| 下総中山駅 | 1,400 |
| 津田沼駅 | 3,760 |
| 原木中山駅 | 880 |

下記の図は、駅別の乗入台数（棒グラフ）と駐輪場の収容台数（線グラフ）を示しています。

西船橋駅、東船橋駅、二和向台駅等においては乗入台数を上回る市営駐輪場の収容台数が確保されているにも関わらず放置自転車等が発生しています。

また、船橋駅、北習志野駅、下総中山駅等において、放置自転車等を全て受け入れられる台数分の市営駐輪場があるものの、現実には放置自転車等が生じており、市営駐輪場が十分に利用されていないことがわかります。

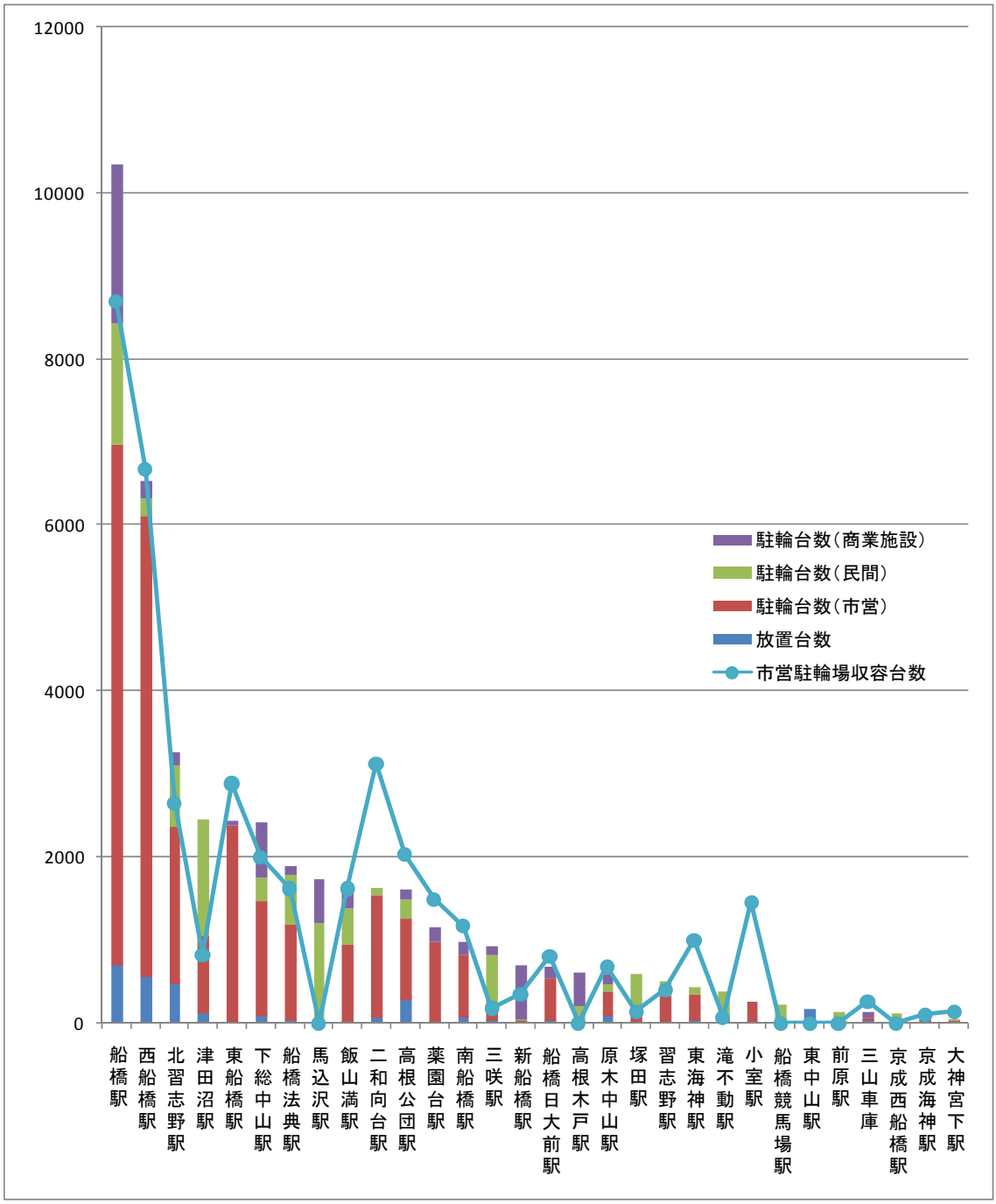


図 駅別収容台数と乗入台数（資料：船橋市調査）

注：下総中山駅、津田沼駅、原木中山駅については、船橋市内の市営駐輪場の収容台数・駐輪台数及び放置台数の状況

## （３）駐輪場利用者等の意識調査結果

市民意識アンケート、駐輪場利用者アンケート、買い物等短時間駐輪目的の自転車利用者へのアンケートより、自転車利用に関する現状を整理します。

### 1）市民意識アンケート

【調査概要】

調査対象・サンプル数：調査対象は、住民基本台帳より無作為抽出した 4,000 世帯とし、郵送回収で 1,252 件のサンプル回収をした。

調査スケジュール：平成 25 年９月 30 日に発送（回答期限は、10 月 15 日）

【調査結果】

①自転車利用状況

自転車の未利用者は約 4 割で、頻度の違いはありますが**約 6 割の市民が自転車を利用**しています。

**利用目的は「買い物等（私事）」が約 6 割ともっとも多く、次に「通勤」で約 3 割**となっています。

設問１.自転車利用の有無

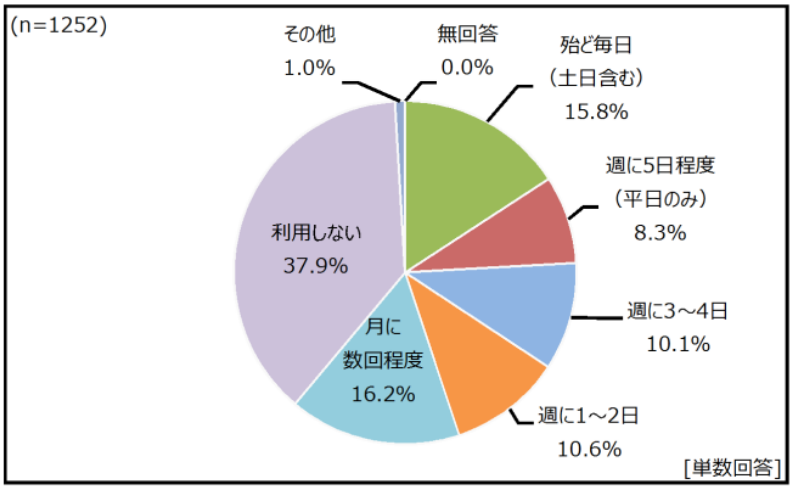


設問２.自転車の利用目的

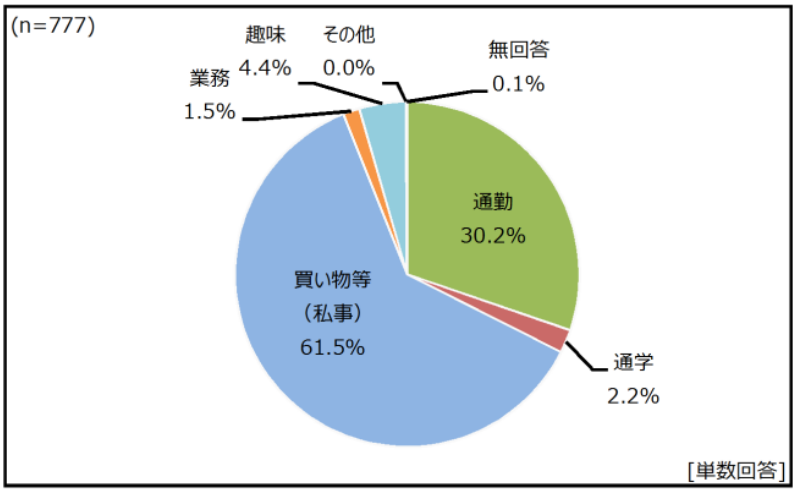

②駐輪場へのニーズ

自転車利用者の約 8 割の人は駐輪場の利用経験があり、**駐輪場の選択で重視する点は「駅に近い」が約 8 割でもっとも多く、次に「目的地に近い」が約５割、「駐輪料金」が約 4 割**で続きます。

設問７.駐輪場利用経験の有無

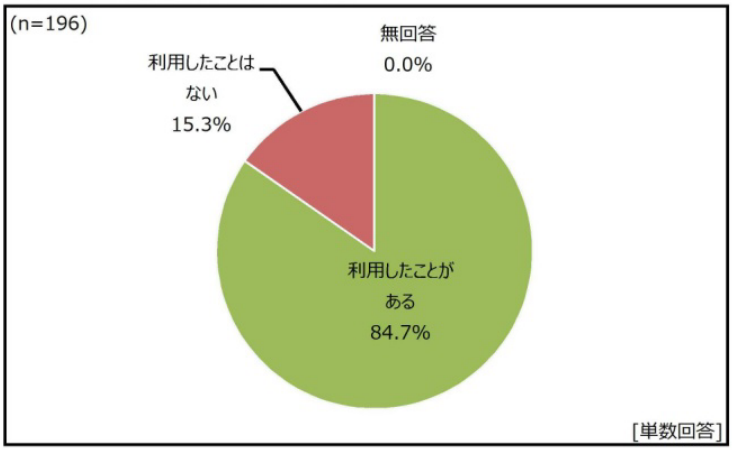


設問８.駐輪場の選択で重視する点

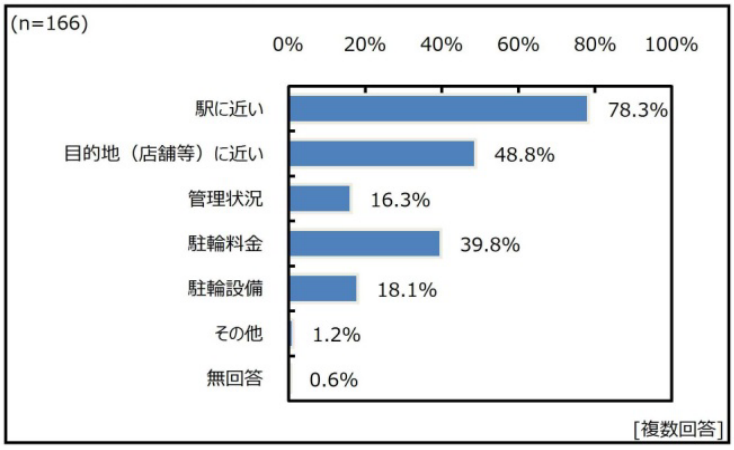


駐輪場利用で許容できる**徒歩での移動時間は「3 分以内」が約 4 割ともっとも多く、次に「5 分以内」が約 3 割**となっています。

定期利用と一時利用のバランスについては、**「一時利用が少ない」が約４割**でもっとも多くなっています。

設問９.駐輪場利用で許容できる徒歩での移動時間

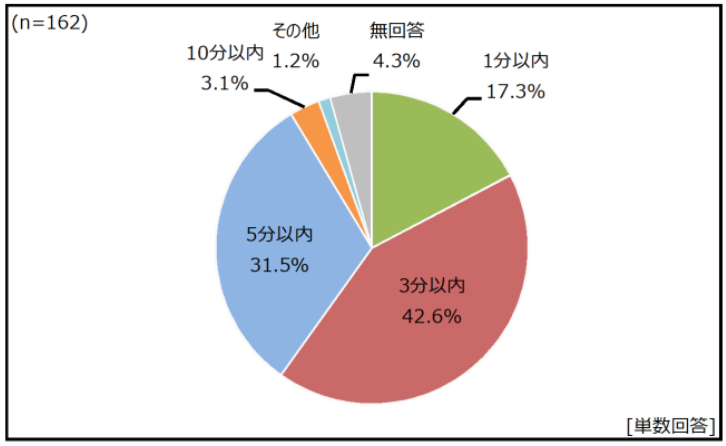

設問１０.定期利用と一時利用の台数バランス

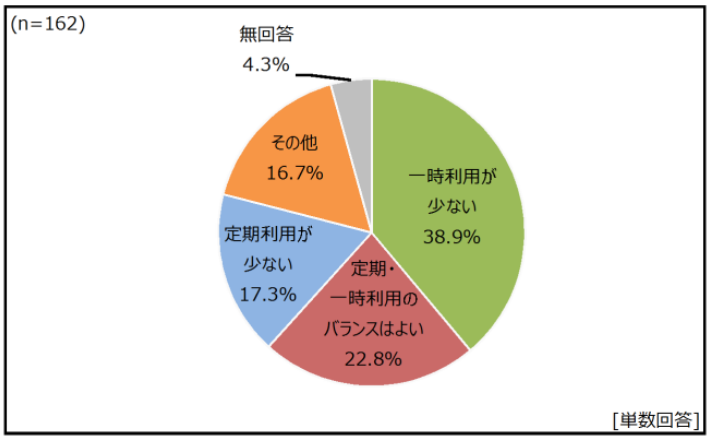


③利用料金

利用料金は、「妥当」と考えている人が定期では６割、一時利用では約７割となっています。

設問１２.利用料金について　（定期利用）

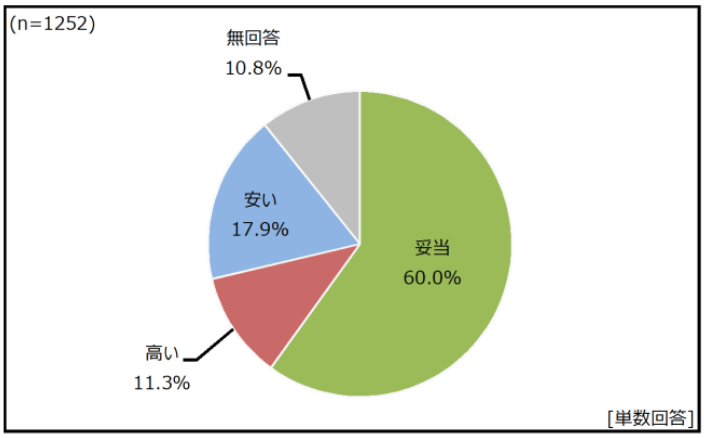


設問１２.利用料金について　（一時利用）

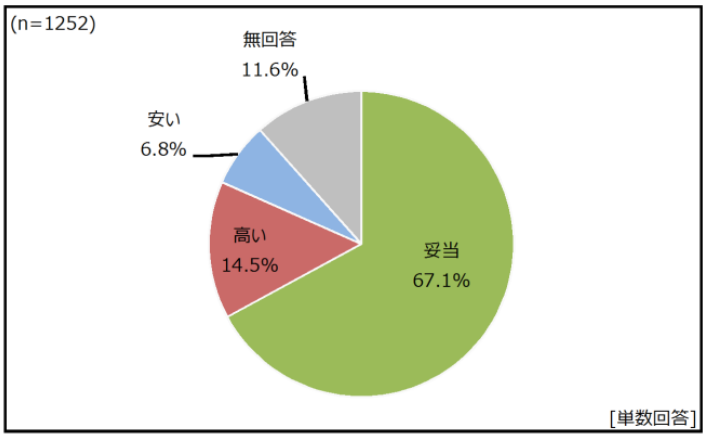

④料金体系

料金体系は、**「設備の充実度により料金差を設定」が約５割でもっとも多く、「鉄道駅からの距離により料金差を設定」が約４割、「市内在住者と市外在住者で料金差を設定」と「出し入れのし易さにより料金差を設定」が約３割**で続き、その場合の**望ましい料金差は 1.5 倍程度が約７割でもっとも多く**なっています。

設問１３.今後の望ましい駐輪場料金体系

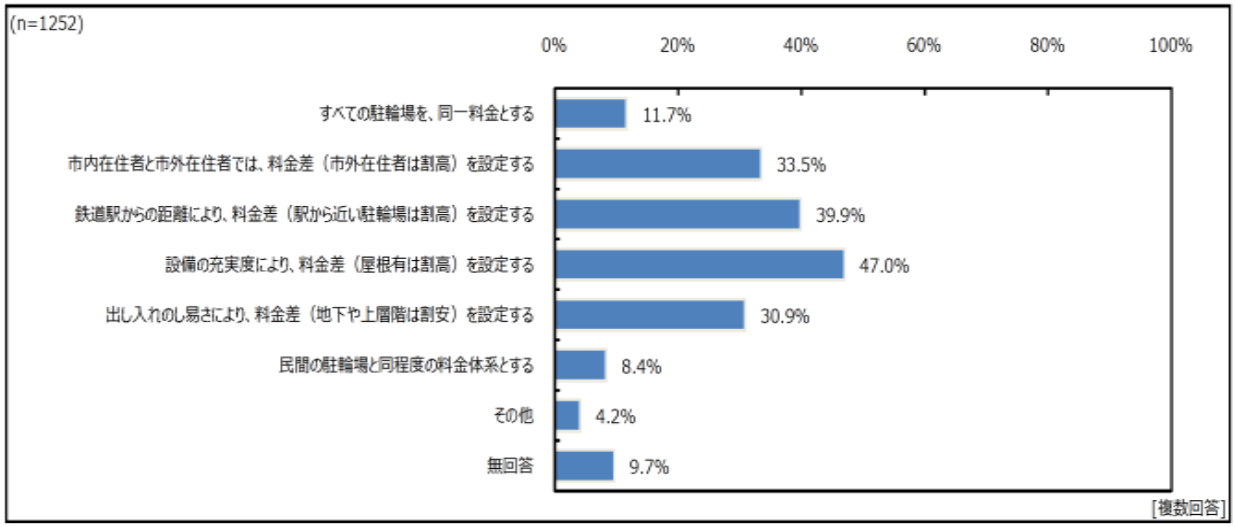


設問１４.望ましい料金差

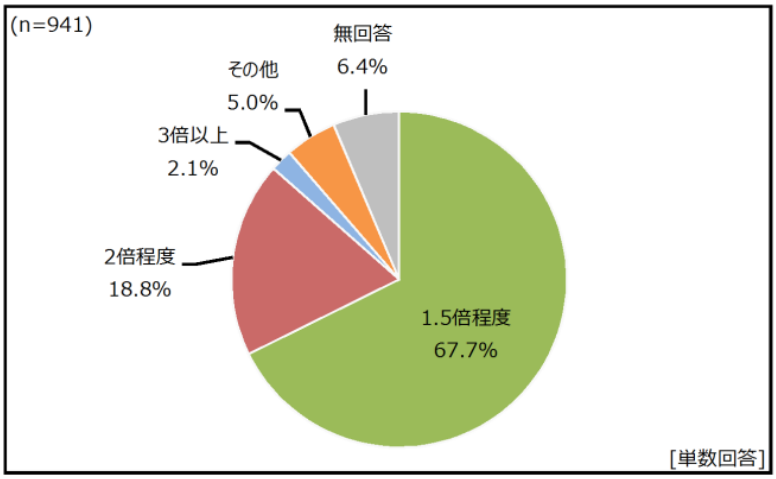

⑤放置自転車対策

自転車の「放置をしたことはない」が約６割でもっとも多く、「たまにする」という人が約３割程度です。

一方で、**放置自転車についてはやめてもらいたいと考えている人は約９割**を占めます。

設問４.自転車の放置経験の有無

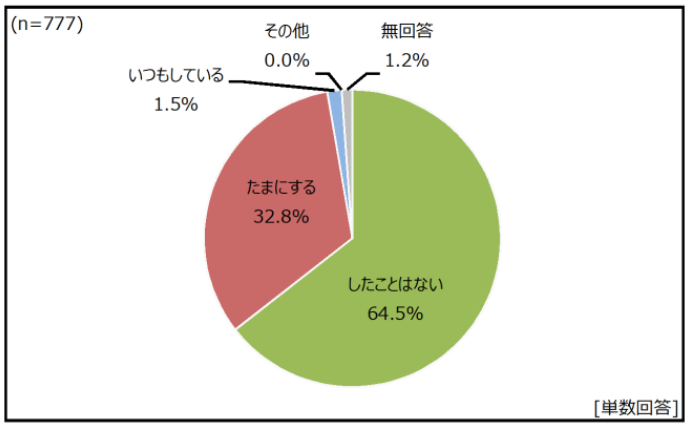


設問１５.放置自転車について

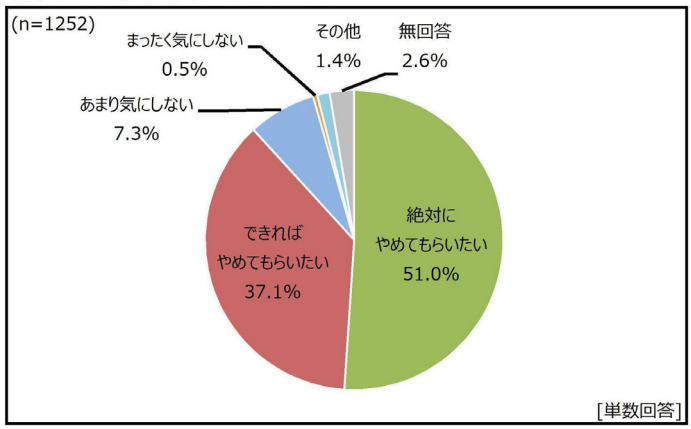


**対策に必要な施策としては、「放置自転車の撤去」が約５割でもっとも多く、「市営駐輪場の増設」「駐輪場の短時間利用は無料」が約４割で、「商店街や店舗等に駐輪場の設置を義務づける」「啓発活動により自転車利用マナーの向上を図る」が約３割**と続きます。

設問１６.放置自転車対策に必要な施策

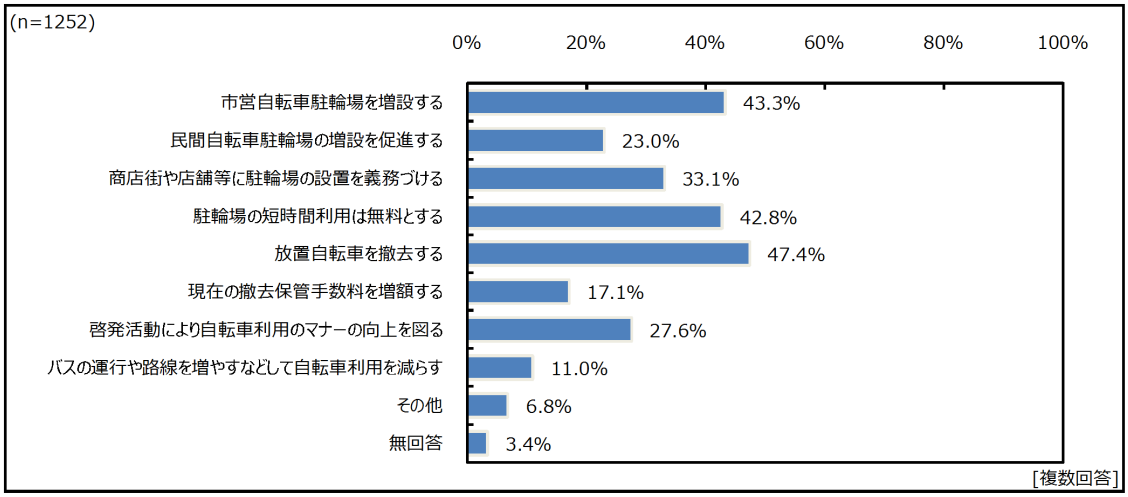

⑥市営駐輪場の運営等

市営駐輪場の運営費用・撤去費用負担については、**「市営駐輪場の料金や撤去保管手数料を値上げして、自転車利用者の負担内で運営」を挙げた人が約４割**でもっとも多く、**「民間駐輪事業者の参入促進」を挙げた人が約４割程度**、「自転車利用者が利用する施設の事業者が主体となって行う」が約２割で続きます。

設問１７.市営駐輪場の運営費用･撤去費用負担について、今後望ましい方針

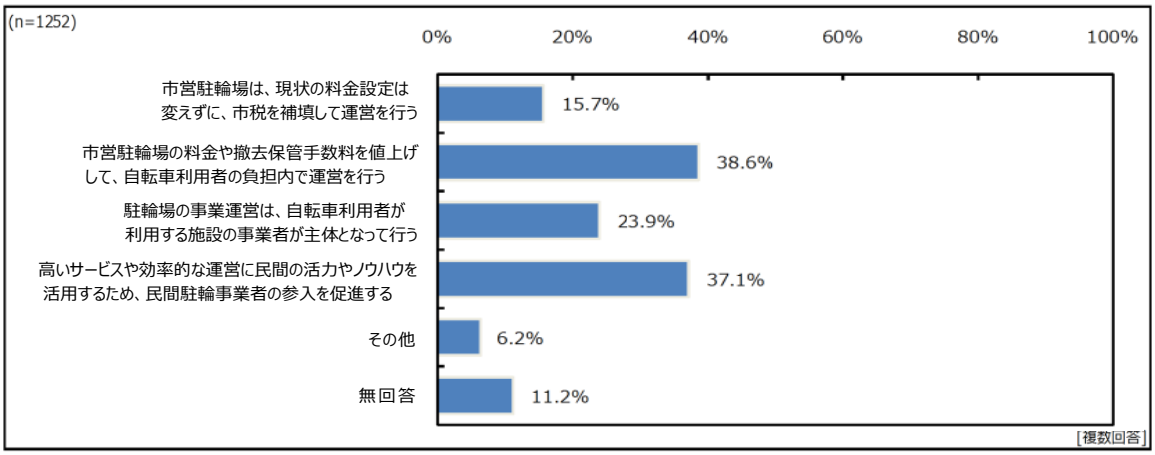

## 2）駐輪場利用者アンケート

【調査概要】

調査対象・規模：市営駐輪場の定期および一時駐輪場利用者を対象に、調査票を約30,000 枚配布し、8,360 件のサンプルを回収した。

調査方法：調査員を駐輪場に配置し、定期的に巡回をして自転車に輪ゴムで調査票を配布した。

調査日時：平成 25 年 9 月 27 日（金）
昼（11～14 時）、夕（15～17 時）、夜（18～20 時）の計 3 回配布

【調査結果】

①駐輪場利用状況

利用頻度は「殆ど毎日」と「週 5 日程度（平日）」が８割以上で、**利用目的は「通勤」と「通学」が約９割であり、９割以上の利用者が鉄道利用**となっています。

設問３.駐輪場の利用頻度

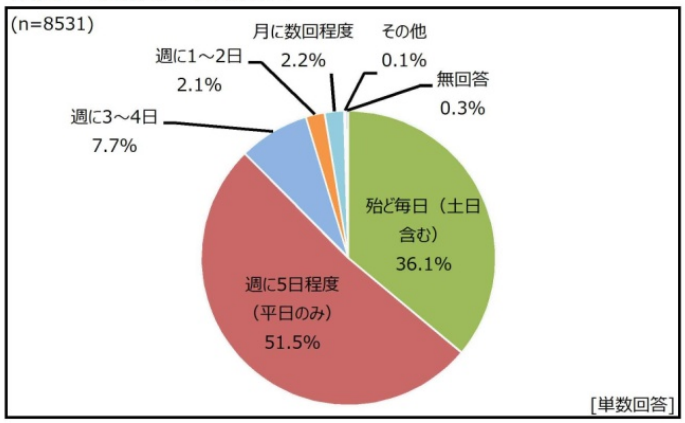


設問４.駐輪場の利用方法

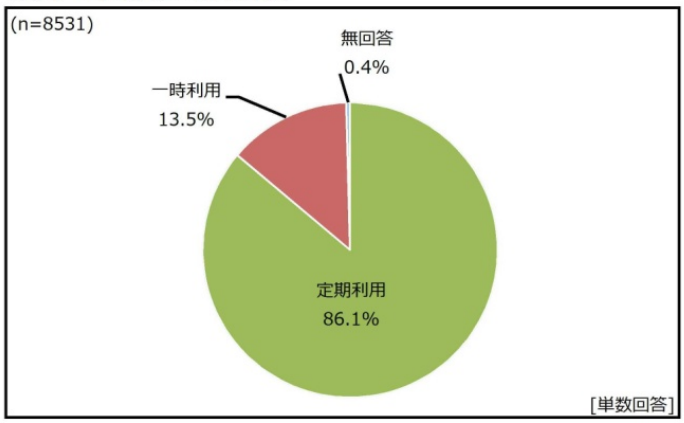


設問５.駐輪場の利用目的

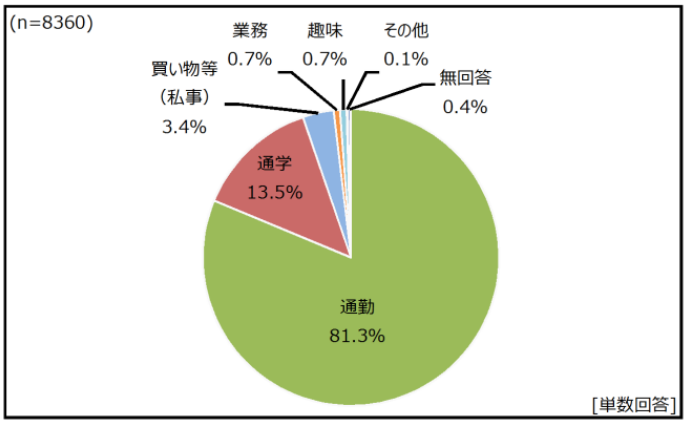


設問６.駐輪場所から目的地までの交通手段

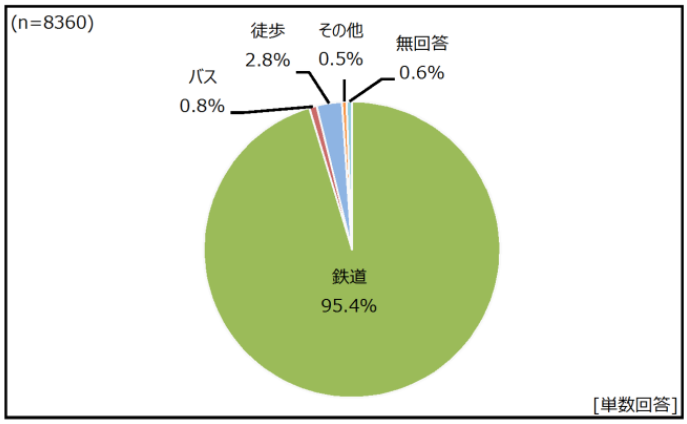

②自転車の利用理由

自転車の**利用理由は「距離があるから」が約７割**でもっとも多くなっています。

設問９.自転車の利用理由

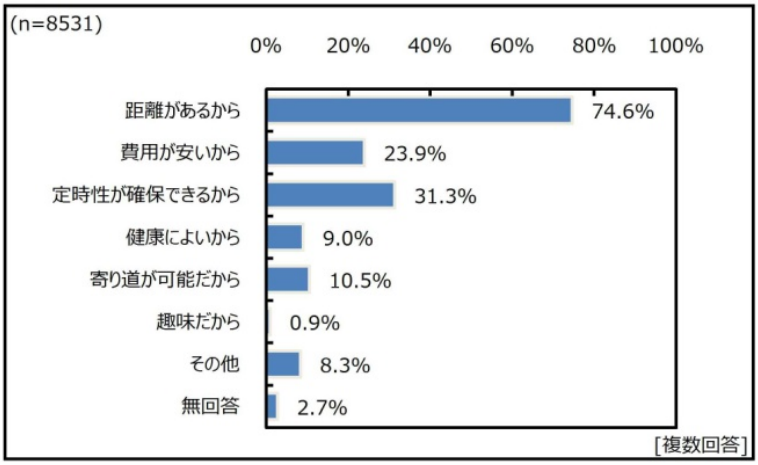


③駐輪場へのニーズ

**駐輪場の選択で重視する点は「駅に近い」が約９割でもっとも多く、次に「駐輪料金」が約４割**になっています。

また、駐輪場利用で許容できる**徒歩での移動時間は「３分以内」が約６割でもっとも多く、次に「５分以内」が約４割**になっています。

設問１２.駐輪場の選択で重視する点

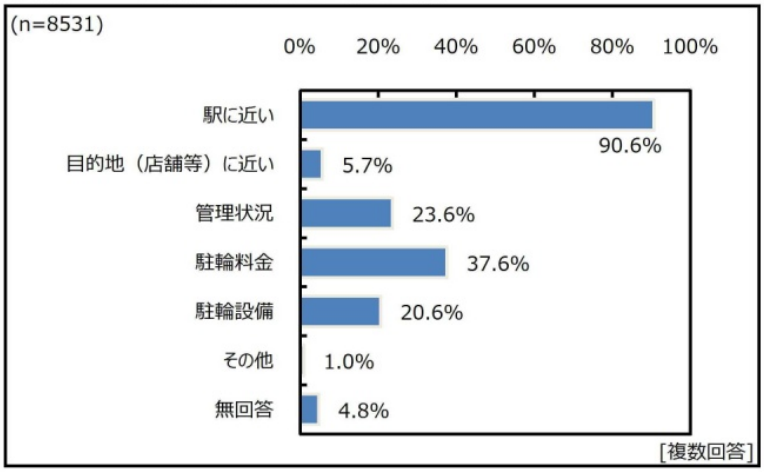


設問１３.駐輪場利用で許容できる徒歩での移動時間

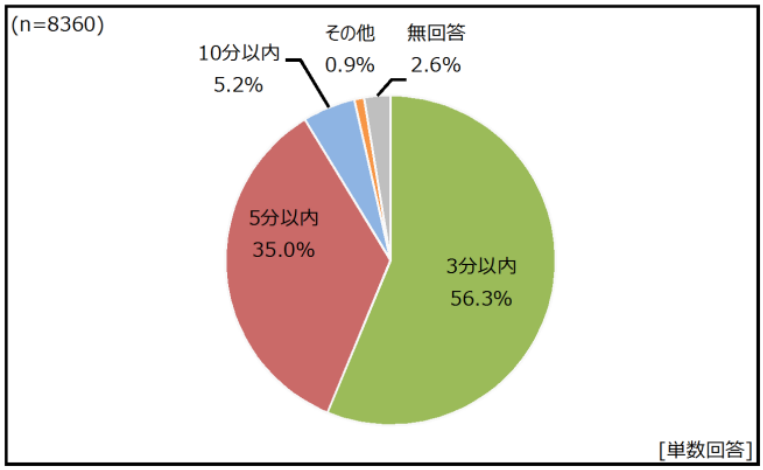

④利用料金

定期利用、一時利用ともに**６割程度の人が「妥当」**と考えています。

設問１５.利用料金について　（定期利用）

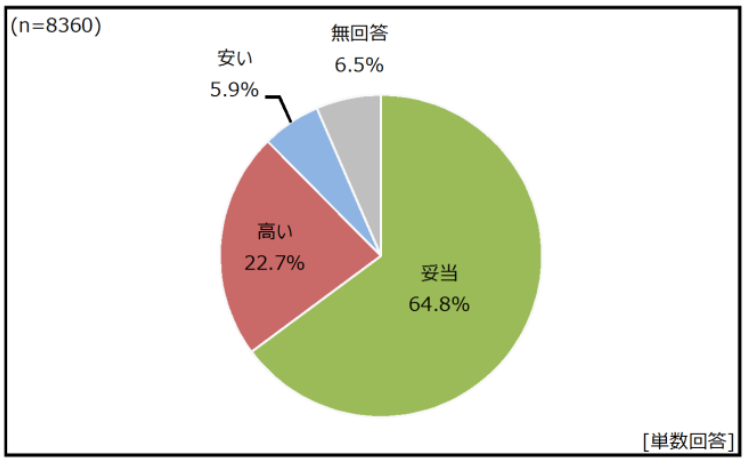


設問１５.利用料金について　（一時利用）

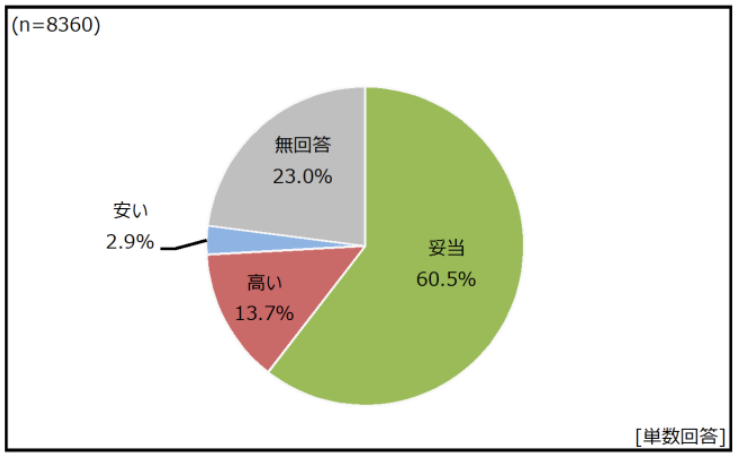

⑤料金体系

料金体系は、**「設備の充実度により料金差を設定」および「市内在住者と市外在住者で料金差を設定」が約４割で、「買い物等短時間利用の無料化」と「鉄道駅からの距離により料金差を設定」が２割強**で続き、その場合の**望ましい料金差は 1.5 倍程度が約７割でもっとも多く**なっています。

設問１６.今後の望ましい駐輪場料金体系

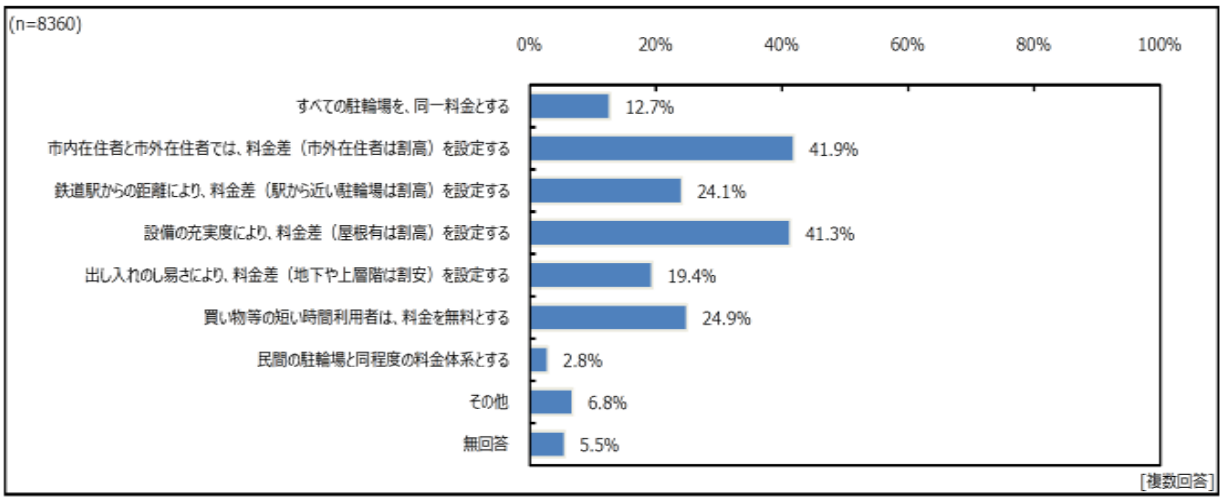


設問１７.望ましい料金差

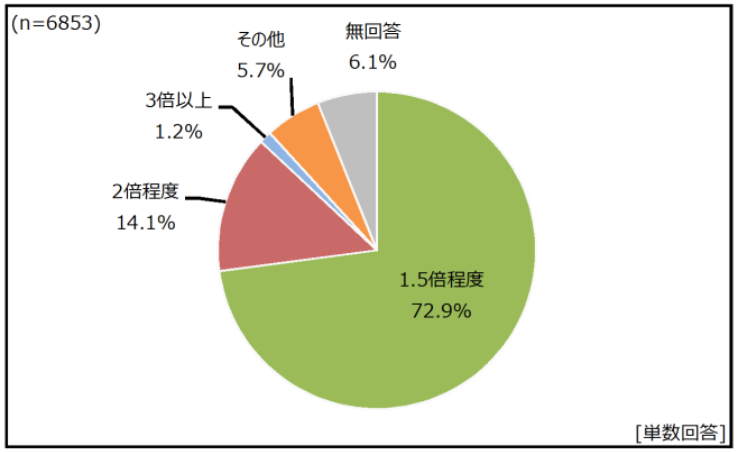

⑥放置自転車対策

放置自転車は**やめてもらいたいと考えている人が約８割**を占めており、**対策に必要な施策としては、「放置自転車の撤去」と「市営駐輪場の増設」が約５割で、「駐輪場の短時間利用は無料」と「商店街や店舗等に駐輪場の設置を義務づける」が約３割**、となっています。

設問１８.放置自転車について

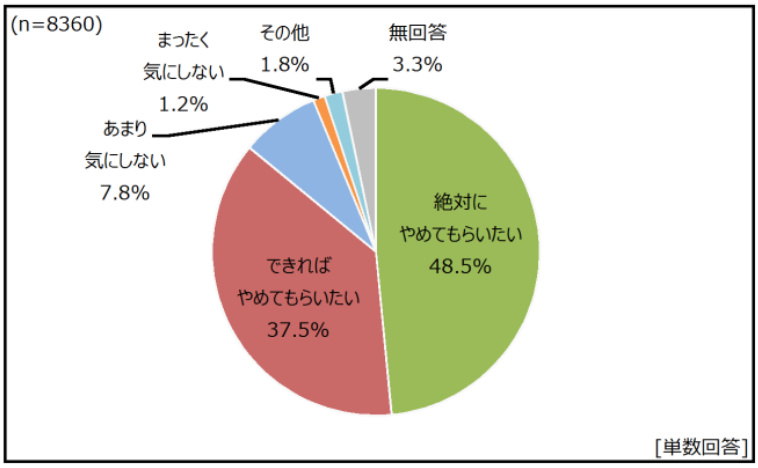


設問１９.放置自転車対策に必要な施策

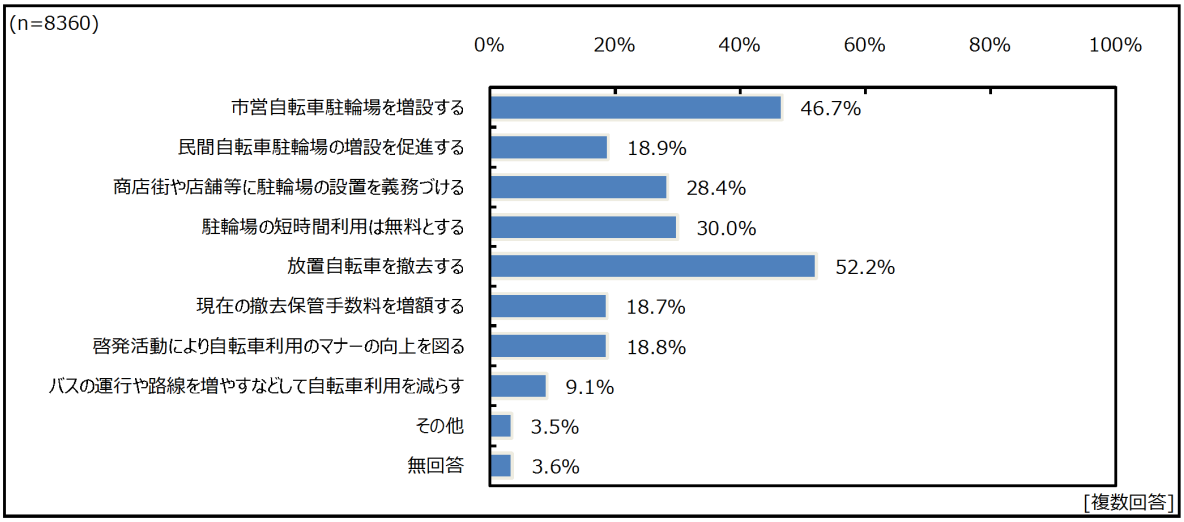

⑦市営駐輪場の運営等

市営駐輪場の運営費用・撤去費用負担については、**「現在の料金設定は変えずに市税を補填」を挙げた人が約４割**でもっとも多く、**「民間駐輪事業者の参入促進」、「市営駐輪場の料金や撤去保管手数料を値上げして、自転車利用者の負担内で運営」**と続きます。

設問２０.市営駐輪場の運営費用･撤去費用負担について、今後望ましい方針

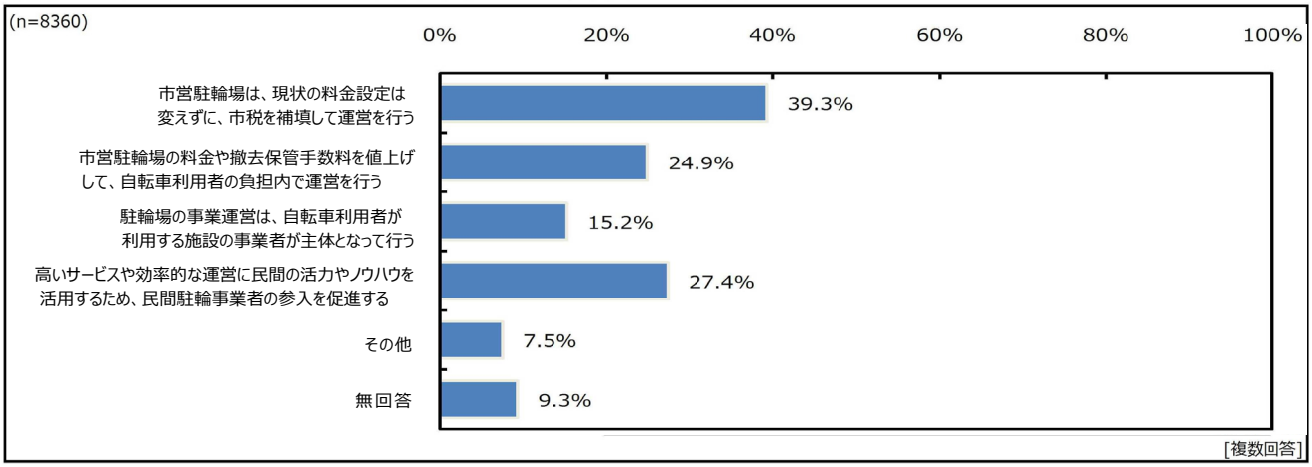

## 3）買い物等短時間駐輪目的の自転車利用者へのアンケート

【調査概要】

調査対象・サンプル数：買い物等短時間駐輪目的の自転車が多く発生すると思われる市内７駅の路上に駐輪している買い物等利用者を対象に、ヒアリング（対面）調査し、７駅で 790 件のサンプルを回収した。

調査方法：路上に駐輪している買い物等利用者を対象に、ヒアリング（対面）調査を実施した。

調査日時：平成 25 年９月 17 日（火）　調査時間帯は 10～18 時

【調査結果】

①駐輪状況

駐輪の頻度は「週に 1～2 日」が３割ともっとも多くなっていますが、「週に３～4 日」「月に数回程度」も３割弱とほぼ同程度です。

駐輪時間は**「15 分未満」が４割でもっとも多く、次に「30 分未満」が３割**で、短時間利用が多くなっています。

駐輪場所から**目的地までの所要時間は「1 分未満」が約７割で**、目的施設の直近に駐輪している人が多くなっています。

駐輪場を**利用しない理由は「駐輪場がないから」が約５割**でもっとも多く、**「駐輪場が満車だから」が約３割**で**「駐輪場が遠いから」と「料金がかかるから」が約２割程度**となっています。

設問３.今回駐輪した場所の駐輪の頻度

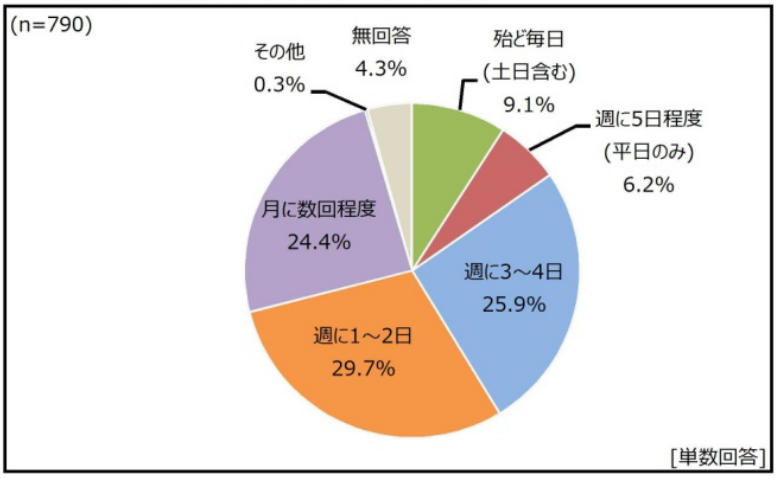

設問４.駐輪時間

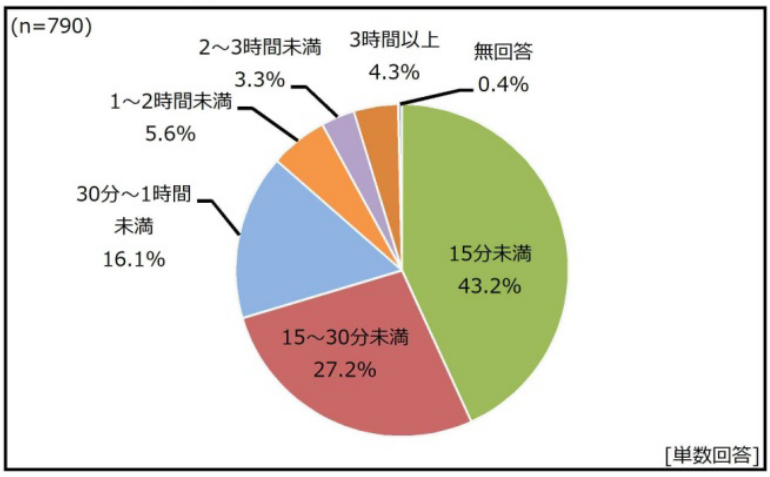


設問６.駐輪場所から目的地までの所要時間

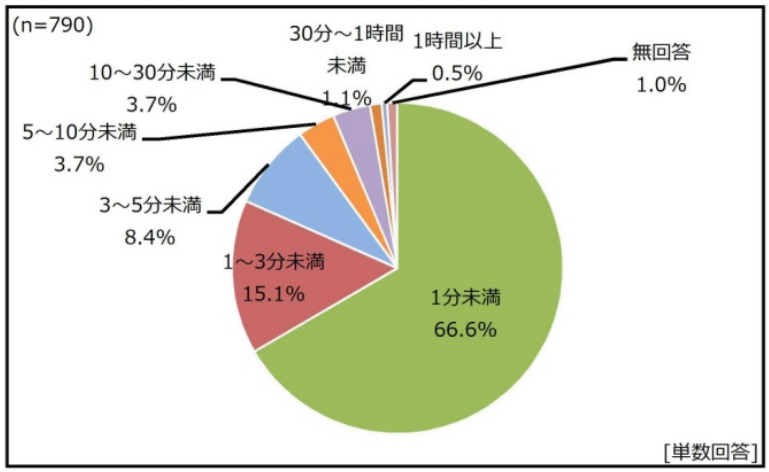


設問７.駐輪場を利用しない理由

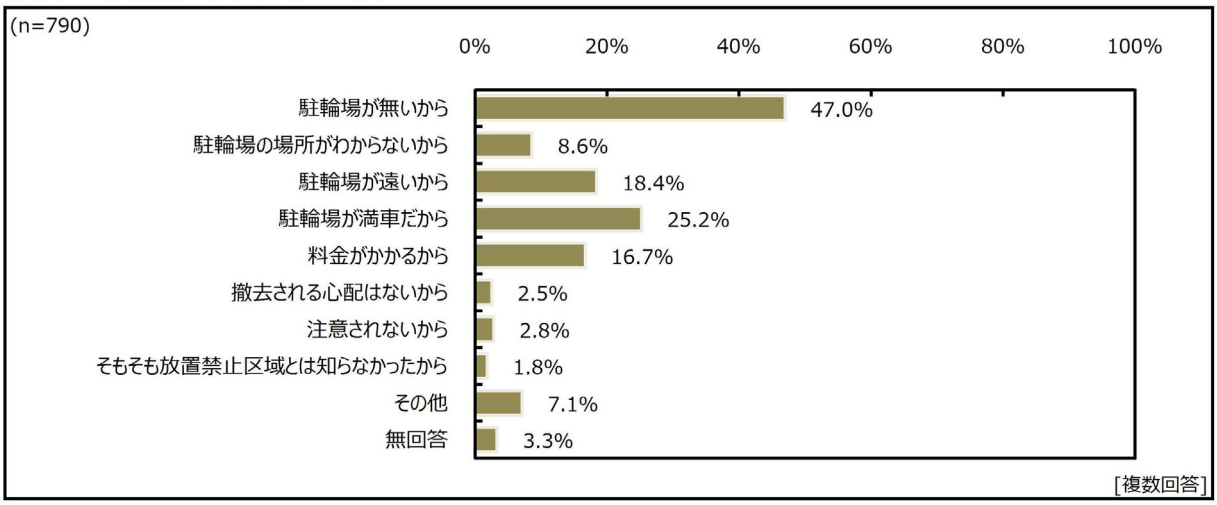

②自転車の利用理由

自転車の利用理由として**「荷物があるから」が約６割でもっとも多く、次に「距離があるから」が約４割となっています。**

設問５.自転車の利用理由

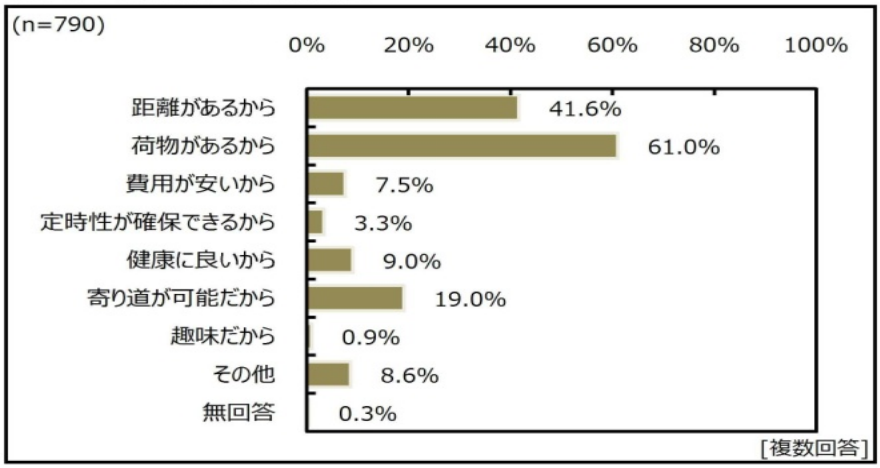


③駐輪場へのニーズ

駐輪場利用で許容できる**徒歩での移動時間は「1 分以内」が４割ともっとも多く、次に「３分以内」が約３割**で、目的施設の近くに駐輪場を求めている人が多くなっています。

設問８.駐輪場利用で許容できる徒歩での移動時間

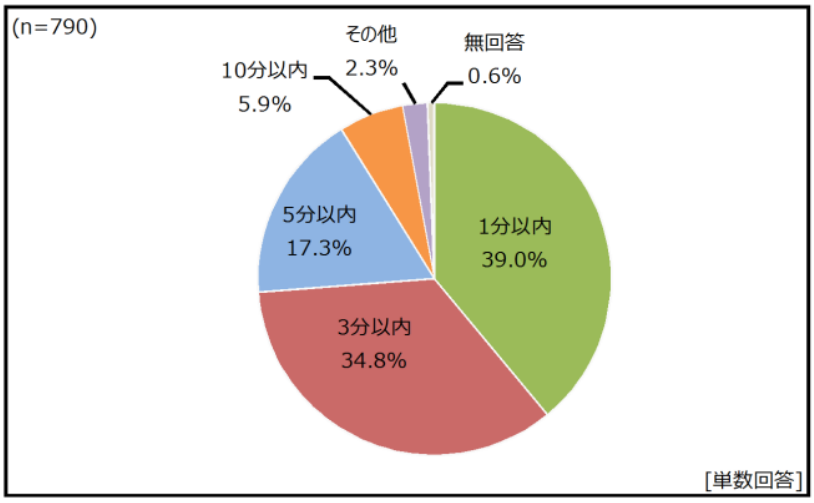

④放置自転車対策について

**放置自転車についてやめてもらいたいと考えている人は約８割**を占めており、**対策に必要な施策は、「市営駐輪場増設」が約５割、「商店街や店舗等の駐輪場設置義務付け」と「駐輪場の短時間利用無料」が約４割**、挙げられています。

設問９.放置自転車について

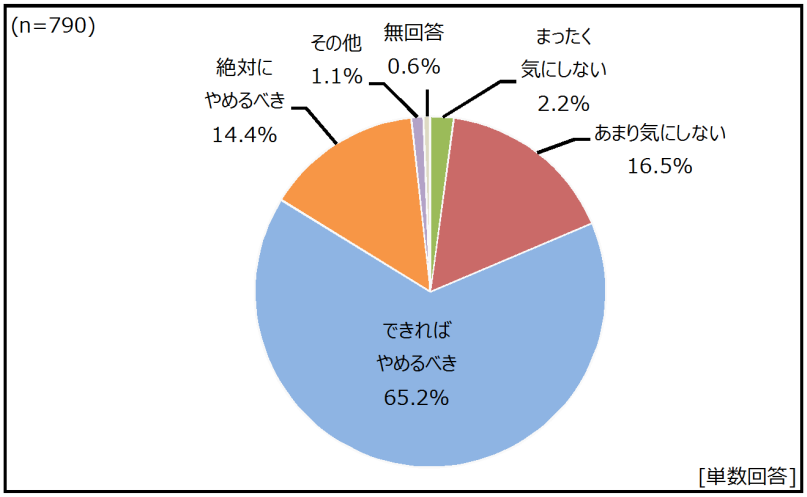


設問１０.放置自転車対策に必要な施策

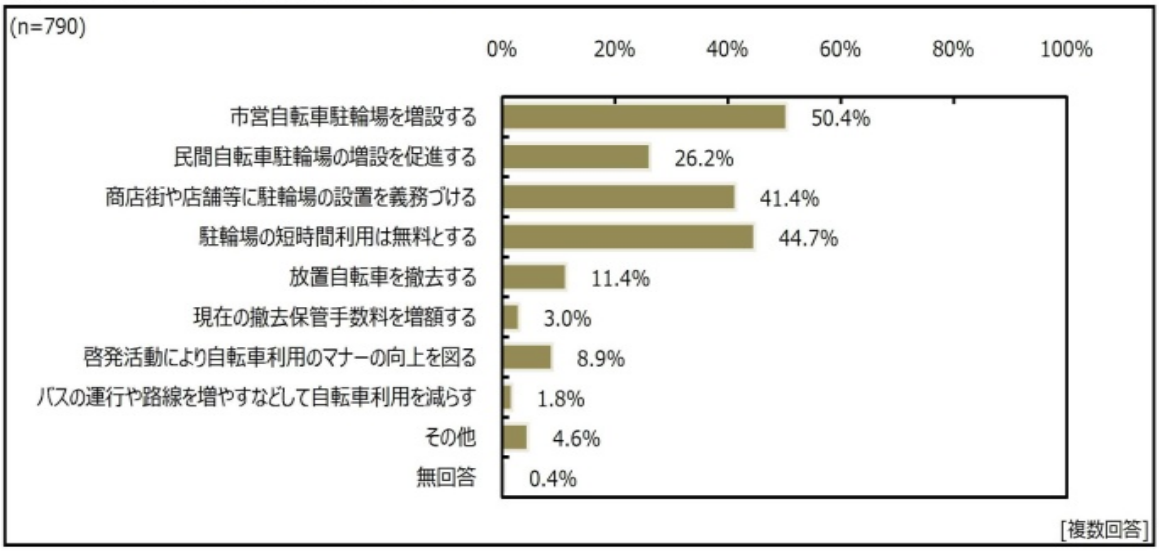

## ４）各アンケートの傾向の比較とまとめ

### ①駐輪場（自転車）利用目的について

市民意識調査では、「買い物等（私事）」による利用目的が約６割を占め、「通勤」「通学」で約３割を占めています。

駐輪場利用者アンケートでは、「通勤」「通学」による利用目的が約９割を占め、駐輪場から目的地までの交通手段の９割が「鉄道」を占めています。

**■市民の利用目的は買物等が約 6 割で、次に通勤で約 3 割です。**
**■駐輪場利用者の目的は、通勤・通学が約 9 割で、駐輪場から目的地までの交通手段の 9 割が鉄道です。**

### ②駐輪場へのニーズについて

市民意識調査、駐輪場利用者アンケートともに駐輪場利用の選択で重視する点として「駅に近い」が約８割、「駐輪料金」が約４割を占めています。

また、駐輪場利用で許容できる徒歩での移動時間については市民意識調査と駐輪場利用者アンケートともに３分から５分までで７割以上を占めるのに対し、買い物等短時間駐輪目的の自転車利用者へのアンケートでは１分から３分までで、７割以上を占めます。

| 市民意識調査 | 駐輪場利用者アンケート | 買い物等短時間駐輪目的の自転車利用者へのアンケート |
|---|---|---|
| 「３分以内」約４割<br>「５分以内」約３割 | 「３分以内」約６割<br>「５分以内」約４割 | 「１分以内」約４割<br>「３分以内」約３割 |

**■駐輪場利用の選択では「駅に近い」ことと、「駐輪場利用料金」が重視されています。**
**■買い物等で駐輪場を利用する利用者は、より目的施設に近い駐輪場を望んでいます。これには買い物で生じる荷物の関係もあると考えられます。**
**※買い物等短時間駐輪目的の自転車利用者へのアンケートの「自転車利用理由」では約6割の方が「荷物があるから」を選んでいます。**

③利用料金及び料金体系について

利用料金については市民意識調査、駐輪場利用者アンケートともに現在の駐輪場利用料金について６割以上の方が妥当と考えています。

料金体系については市民意識調査、駐輪場利用者アンケートともに「鉄道駅からの距離により、料金差（駅から近い駐輪場は割高）を設定する」、「設備の充実度により、料金差（屋根有りは割高）を設定する」、「市内在住者と市外在住者では、料金差（市外在住者は割高）を設定する」という意見が挙げられています。

また、その場合の望ましい料金格差は１．５倍程度が望ましいと約７割の方が考えています。

| 市民意識調査 | 駐輪場利用者アンケート |
|---|---|
| 「鉄道駅からの距離により料金差を設定」<br>約４割 | 「鉄道駅からの距離により料金差を設定」<br>約２割 |
| 「設備の充実度により料金差を設定」<br>約５割 | 「設備の充実度により料金差を設定」<br>約４割 |
| 「市内在住者と市外在住者で料金差を設定」<br>約３割 | 「市内在住者と市外在住者で料金差を設定」<br>約４割 |
| 「望ましい料金差は１．５倍程度」<br>約７割 | 「望ましい料金差は１．５倍程度」<br>約７割 |

**■利用料金については6割の方が、現在の駐輪場料金について「妥当」と考えている中で、今後の望ましい料金体系としては「鉄道駅からの距離」、「設備の充実度」や「市内・市外在住者」で料金差を設定するというアンケート結果が共通して挙げられていました。**

**また、その場合の望ましい料金格差は1．5倍程度が望ましいと約7割の方が考えているようです。**

④放置自転車対策について

市民意識調査、駐輪場利用者アンケート、買い物等短時間駐輪目的の自転車利用者へのアンケート、すべてにおいて８割以上の方が放置自転車はやめてもらいたいと考えているようです。

放置自転車対策に必要な施策については、全てのアンケートに共通して「市営駐輪場増設」、「駐輪場の短時間利用の無料化」、「商店街や店舗等に駐輪場の設置を義務づける」が３割以上を占めています。

しかしながら、放置自転車対策に必要な施策としての「放置自転車を撤去する」については市民意識調査、駐輪場利用者アンケートでは約５割を占めていましたが、買い物等短時間駐輪目的の自転車利用者のアンケートでは約１割と低く、「放置自転車の撤去」よりも「市営駐輪場増設」や「駐輪場の短時間利用の無料化」を望んでいるようです。

| 市民意識調査 | 駐輪場利用者アンケート | 買い物等短時間駐輪目的の自転車利用者へのアンケート |
|---|---|---|
| 「放置自転車の撤去」<br>約５割<br>「市営駐輪場の増設」<br>約４割<br>「駐輪場の短時間利用は無料化」<br>約４割<br>「商店街や店舗等に駐輪場の設置を義務づける」<br>約３割<br>「啓発活動により自転車利用マナーの向上を図る」<br>約３割 | 「放置自転車の撤去」<br>約５割<br>「市営駐輪場の増設」<br>約５割<br>「駐輪場の短時間利用は無料化」<br>約３割<br>「商店街や店舗等に駐輪場の設置を義務づける」<br>約３割 | 「放置自転車の撤去」<br>約１割<br>「市営駐輪場増設」<br>約５割<br>「商店街や店舗等に駐輪場の設置を義務づける」<br>約４割<br>「駐輪場の短時間利用は無料化」<br>約４割 |

**■各アンケートの共通事項としては「市営駐輪場の増設」「駐輪場の短時間利用の無料化」「商店街や店舗等に駐輪場の設置を義務づける」ことが望まれています。特に買い物等短時間駐輪目的の自転車利用者は「放置自転車の撤去」ではなく、前述した「市営駐輪場の増設」等による放置自転車対策を望んでいるようです。**

⑤市営駐輪場の運営等について

市民意識調査、駐輪場利用者アンケートともに「民間駐輪事業者の参入促進」が２割以上占めています。

しかしながら、「現在の料金設定は変えずに市税を補填して運営を行う」では市民意識調査で２割を切り、駐輪場利用者アンケートで約４割、「市営駐輪場料金や移送保管料を値上げして自転車利用者の負担内で運営」では市民意識調査で約４割、駐輪場利用者アンケートで約２割と大きな差があります。

| 市民意識調査 | 駐輪場利用者アンケート |
|---|---|
| 「市営駐輪場料金や移送保管料を値上げして、自転車利用者の負担内で運営」<br>約４割 | 「市営駐輪場料金や移送保管料を値上げして、自転車利用者の負担内で運営」<br>約２割 |
| 「民間駐輪事業者の参入促進」<br>約４割 | 「民間駐輪事業者の参入促進」<br>約３割 |
| 「現在の料金設定は変えずに市税を補填して運営を行う」<br>２割未満 | 「現在の料金設定は変えずに市税を補填して運営を行う」<br>約４割 |

**■市営駐輪場の運営に関しては、市民意識調査と駐輪場利用者アンケートで傾向に違いがあるため、他市の事例等も参考にしながら、船橋市における望ましい方向を検討していく必要があります。**

## （４）放置自転車対策に関わる課題と方向性について

### １）駐輪場に関わる課題と方向性

①駐輪場の増設・新設について

【現状の問題点】
□市営駐輪場ではキャンセル待ちが発生しており、駐輪場の供給が不足しています。

□市営駐輪場が満車のため駅周辺等に放置自転車等が発生しています。

【課題】
□市営駐輪場の運営等についての意見
「高いサービスや効率的な運営に民間の活力やノウハウを活用するため、民間駐輪事業者の参入を促進する」

【方向性①】
■駐輪場の増設や新設を検討する必要があります。

【方向性②】
■民間事業者による駐輪場整備の支援を検討する必要があります。

②既設駐輪場の有効活用及び料金改定について

【現状の問題点】
□駐輪場が満車になっている駅周辺等でも駅から遠い等の理由で利用しにくい駐輪場には空きが発生しています。

【課題】
□駐輪場の選択で重視する点は「駅に近い」と「駐輪料金」が多くの割合を占めています。

□料金体系についての意見
「鉄道駅からの距離により料金差を設定」
「設備の充実度により、料金差」
「市内在住者・市外在住者により料金差を設定」

□市営駐輪場の運営等についての意見
「市営駐輪場の料金や移送保管料の値上げ」
「現在の料金設定は変えずに市税を補填して運営を行う」

【方向性①】
■空きのある既設駐輪場の有効活用の方法を検討する必要があります。

【方向性②】
■駐輪場の利便性や充実度を向上させるとともに駅からの距離等による料金格差の導入など料金改定を検討する必要があります。

③目的施設に対応した駐輪場の設置について

【現状】
□鉄道駅利用を目的として自転車利用をしている方が多くいます。

□買い物等を目的として自転車利用をしている方が多くいます。

【課題】
□駐輪場を利用する利用者は、より目的施設に近い駐輪場を望んでいます。

□駐輪場を利用する利用者は、駐輪場の短時間利用は無料とすることを望んでいます。

□駐輪場附置義務条項については、条項に該当しない小規模施設や条項制定以前に立地している既存施設への対応などの問題があります。

【方向性①】
■目的施設である鉄道事業者や商業施設事業者と連携・協力のあり方を検討する必要があります。

【方向性②】
■目的施設設置者と連携・協力した駐輪場の確保、買い物等短時間料金無料制度の導入を検討する必要があります。
■駐輪場附置義務条項の見直しを検討する必要があります。

## 2）放置等に関する課題と方向性

①放置実態に応じた対応について

【現状の問題点】
□放置禁止区域未指定の駅や、放置禁止区域外で放置自転車等が発生しています。
□駅等周辺や商業施設、学習塾付近等、特定箇所に放置が集中している傾向があります。

【方向性】
■新たな放置禁止区域の指定や、目的施設等と連携・協力し、放置実態に応じた放置自転車対策の検討を行う必要があります。

②撤去自転車等の保管について

【現状の問題点】
□放置自転車対策に必要な施策として「放置自転車を撤去する」が大きな割合を占めています。しかしながら引取り率が悪く、また保管場所の収容台数の不足等により、撤去の強化が行えない現状があります。

【方向性】
■撤去自転車の保管・返還・処分業務を見直し、保管場所の回転率の向上を検討する必要があります。

③放置自転車等に関する街頭指導業務について

【現状の問題点】
□放置自転車対策に必要な施策として「啓発活動により自転車利用者のマナー向上を図る」が挙げられており、街頭指導員による放置自転車防止に関する啓発活動を行っておりますが、街頭指導員のいない時間帯（夜間等）の放置が見られます。

【方向性】
■街頭指導体制の見直しなどによる指導強化について検討する必要があります。

# ３．基本理念と基本方針

## （１）基本理念

【考え方】

船橋市は、首都東京の衛星都市としての恵まれた立地条件と発達した鉄道網により、住宅開発が進んでおり、人口は増加傾向にあります。そのような中で、自転車は市民の方の便利な移動手段として、また、健康増進のツールや環境への負荷の少ない乗り物として多くの方に利用されています。しかし、便利な乗り物として利用される一方で、駅周辺等には多くの自転車等が放置されている現状があります。

船橋市では、このような放置自転車等に対応するため、駐輪場の整備、放置自転車等の撤去、放置防止の啓発活動等を行っておりますが、未だに自転車等は放置され、歩行者等の通行に支障をきたしております。

放置自転車等の防止のためには、市民・関係事業者・行政がともに協力しあいながら、それぞれの立場で考え、行動し、役割を果たしていくことが必要です。

そこで、今回策定する総合計画においては、駅前広場等の公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、良好な道路環境の確保やその機能の低下の防止を図り、市民が安心して健康的に暮らせるまちを目指して、以下のように基本理念を定めます。

**＜基本理念＞**

**市民、事業者、行政が相互に連携・協力して自転車等に関する**
**さまざまな課題に主体的に取り組むことで、**
**放置自転車等のない歩行空間を確保し、**
**行きかう誰もが快適に暮らせるまちを目指します。**

「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」（基本構想）
「誰もが利用しやすい、人にやさしいみちづくりを進めることにより、安全で安心して暮らせるまち」
（船橋市総合計画後期基本計画　基本方針・めざすべき姿）

## （２）基本方針

総合計画では、基本理念を踏まえ、以下の４つの方針を柱として、取り組みを進めます。

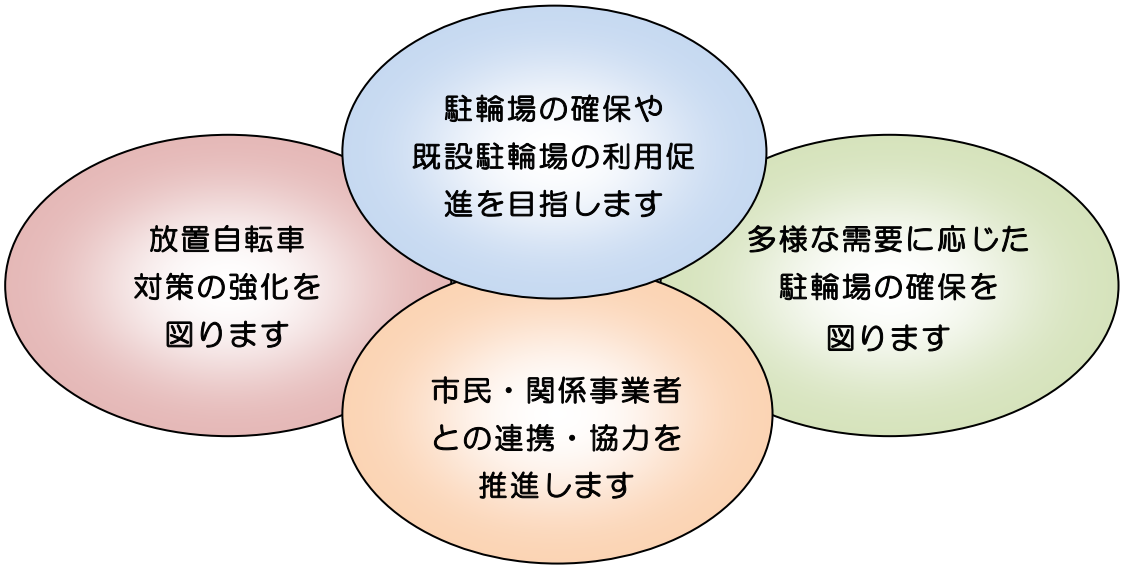


### 方針１：駐輪場の確保や既設駐輪場の利用促進を目指します

駅毎に将来駐輪需要予測を行い、その結果を踏まえ、将来的な駐輪場の過不足を推計し、必要な駐輪台数の確保を目指します。

あわせて、空きのある駐輪場への利用者の誘導方策について検討を行い、既設駐輪場の利用促進を図ります。

利用者誘導のための方策としては、設備の充実度や駅からの距離などにより料金差をつけることが効果的と考えられることから、料金格差の導入など料金改定を検討し、利用率の平準化を図ります。

また、民間駐輪場事業者への助成制度などを検討し、民間参入の促進を図ります。

## 方針２：多様な需要に応じた駐輪場の確保を図ります

まちには、買い物等を目的として自転車利用をされている方も多くいるため、目的施設に応じた駐輪場整備が必要となります。

そのため買い物等短時間無料制度の導入や駐輪場空きスペースの活用など、買い物等の利用に対応した駐輪場の確保を目指すとともに、まちの特性に応じた自転車利用の方法を検討します。

あわせて、駐輪場利用者の多様なニーズに対応するため、利用者の利便性に配慮した施設・設備の改善や、駐輪場の防犯・安全性の向上、管理運営体制の充実など、既設駐輪場の利便性・サービスの向上を図ります。

## 方針３：放置自転車対策の強化を図ります

放置禁止区域を設定していない駅における新規指定や、区域外で放置が発生している箇所における指定拡大など、駐輪場の整備状況を勘案しながら、放置実態に応じた禁止区域の見直しを進めます。

また、放置自転車等の撤去から返還及び処分までの一連の流れを見直し、撤去自転車の引取り率の向上を図ることで、保管場所の効率的な運用を目指します。

啓発活動では、街頭指導員の効果的・効率的な配置や指導力のレベルアップを図ります。さらに、放置自転車クリーンキャンペーンを展開し、放置防止に関する啓発活動の推進に努め、自転車等を放置しにくいまちを目指します。

## 方針４：市民・関係事業者との連携・協力を推進します

自転車等利用者の多くは鉄道駅や商業施設等を目的施設としています。そこで、鉄道事業者や商業事業者等と連携・協力した駐輪対策を検討します。

また、駐輪場附置義務条項については、現在の条例をより効果的にするための研究を行います。

あわせて、警察等の関係機関や、地域で自転車利用のルール・マナーの向上に取り組んでいる地域団体等との連携・協力による放置防止活動の推進を図ります。

## （３）目標

平成２５年９月に実施した各駅等周辺の駐輪実態調査結果では、駐輪台数のもっとも多かった平日の１２時台で３，０８８台の放置自転車等がありました。この放置自転車等の台数をもとに将来駐輪需要予測を行い、将来的に不足する駐輪台数を推計し、放置自転車等を収容できる駐輪場の整備を平成３７年度までに実施していきます。

また、駐輪場の整備を推進していくとともに、料金格差の導入や利便性の向上による既設駐輪場の利用促進、街頭指導員の指導力向上による放置防止の啓発活動や駐輪場への誘導の強化、関係事業者等と連携・協力した駐輪対策を総合的に進めることにより、基本理念の実現を目指します。

# 4．個別施策

## （1）施策の取り組み

基本理念･基本方針を受け、取り組むべき施策を以下に施策体系として示します。

＜基本理念＞
市民、事業者、行政が相互に連携・協力して自転車等に関するさまざまな課題に主体的に取り組むことで、放置自転車等のない歩行空間を確保し、行きかう誰もが快適に暮らせるまちを目指します。

- 方針１：駐輪場の確保や既設駐輪場の利用促進を目指します
  - 施策１　将来需要予測に基づいた市営駐輪場の確保
  - 施策２　既設駐輪場の利用促進
  - 施策３　駐輪場料金の改定
  - 施策４　民間事業者への助成制度
- 方針２：多様な需要に応じた駐輪場の確保を図ります
  - 施策５　目的施設やまちの特性に対応した駐輪場の確保
  - 施策６　駐輪場の利便性・サービスの向上
- 方針３：放置自転車対策の強化を図ります
  - 施策７　放置実態に応じた対策の実施
  - 施策８　撤去自転車等の保管・処分の効率化
  - 施策９　放置防止に関する啓発活動
- 方針４：市民・関係事業者との連携・協力を推進します
  - 施策 10　駐輪場附置義務条項の見直し
  - 施策 11　事業者による駐輪場整備の促進
  - 施策 12　自転車関係者の放置防止に関する協力体制確立

## （２）個別施策

### 方針１：駐輪場の確保や既設駐輪場の利用促進を目指します

#### ＜施策１＞将来需要予測に基づいた市営駐輪場の確保

**目的**

駐輪場が不足する駅等周辺において、既存駐輪場の立体化等による増設、駐輪場の新設等を行うことにより、自転車等の収容能力の向上を図ります。

**取組内容**

将来駐輪需要予測結果を踏まえ、民間による整備が進まない地域で、将来的に駐輪場が不足する駅では、既存駐輪場の立体化等による収容能力の向上を図った上で、更に不足する台数については、各駅周辺のまちの現状や特性を踏まえて、駐輪場を新設します。なお、駐輪場新設に際しては、歩行者空間の確保を前提に、警察及び道路管理者と協議の上、路上駐輪場の新設も検討します。

特に、駐輪場の不足台数が多くなると予想される駅について、各駅等の放置自転車対策方針に基づいて優先的に対策を行います。

また、市営駐輪場は借地で運営されている箇所も多いことから、長期安定的な用地の確保を目指します。

**取組の効果**

駐輪場を確保し、自転車等の収容能力を向上させることにより、放置自転車等が減少するとともに、安全で安心な歩行空間の確保や災害時の避難路の確保、街の美観の確保等が図られます。

**スケジュール**

中間見直し

| 前期（H28～H32 年度） | 後期（H33～H37 年度） |
|---|---|
| 段階的な整備推進 | 見直しを踏まえた整備推進 |

**取組の主な役割**

| | |
|---|---|
| 市民 | 適正な駐輪場利用 |
| 事業者 | 駐輪場用地の提供など |
| 行政 | 既存市営駐輪場の立体化等による増設、市営駐輪場の新設 |

## ＜施策 2＞既設駐輪場の利用促進

**目的**

市営駐輪場の利用状況をみると、満車駐輪場のキャンセル待ちが発生している駅周辺等でも、駅から遠い駐輪場には空きが生じています。これらの駐輪場へ利用者を誘導することで、駐輪場利用率の平準化を図ります。

**取組内容**

①駐輪場への案内・誘導

鉄道事業者、商業事業者等と連携・協力し、一時利用駐輪場及び空き駐輪場への自転車等利用者の誘導を行います。具体的には、施設内への駐輪場利用案内の付置やポスターの掲示等、関係事業者との協力を推進していきます。

位置がわかりにくいなどの理由により、利用率が低い既設駐輪場では、駐輪場案内マップの作成や既設案内板の見直し、新設案内板の設置など、適切な駐輪場への案内サービスの充実を図ります。

買い物目的の利用者が多い駐輪場においては、目的施設である商業施設などと連携したマップや案内板の作成等も検討します。

また、街頭指導員などによる既設駐輪場への案内、誘導を強化します。

②駐輪場利用への付加価値の創出

利用率が低いものの、商業施設や商店街等の近くに立地しているなど、買い物等の利用が想定される既設駐輪場では、商業施設事業者や商店街等と連携して、駐輪場の利用者に対するサービス・特典の提供やポイント制度の導入等による利用促進を検討します。

**取組の効果**

既設駐輪場を有効活用することで駐輪場所を確保できるため、駐輪場の増設・新設等にかかるコストを削減しつつ、放置自転車等の減少が期待されます。

**スケジュール**

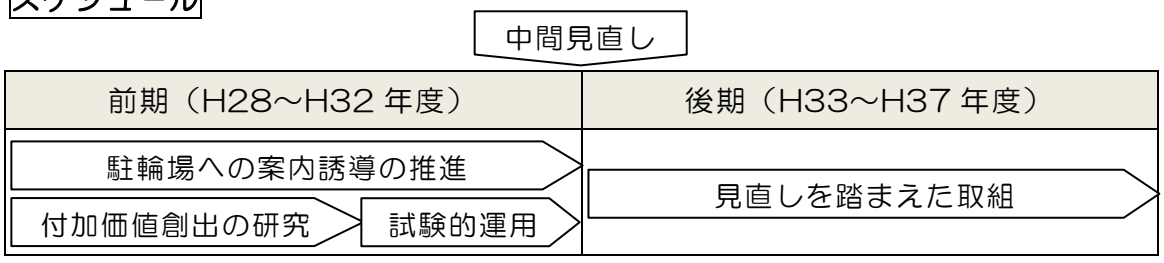


**取組の主な役割**

| | |
|---|---|
| 市民 | 適正な駐輪場の利用、マナーの向上など |
| 事業者 | 鉄道事業者、商業事業者等による案内・誘導や付加価値の創出 |
| 行政 | 既設駐輪場への案内サービスの充実、誘導の強化、付加価値の創出 |

## ＜施策 3＞駐輪場料金の改定

**目的**

駐輪場間の利用率の平準化や受益者負担の適正化を図るため、料金改定を実施します。

**取組内容**

現在、市営駐輪場の定期利用料金は、屋根有・屋根無、市内・市外、一般・高校生と区分して設定していますが、駐輪場の位置関係や駐輪施設の形態等を踏まえて、駐輪場ごとの利便性に応じた料金設定に改定します。

具体的には、アンケート調査結果より、駐輪場を利用する際にもっとも重視されるのは「駅に近い」や「料金が安い」であることから、駅からの距離等による料金格差の導入を行います。

**取組の効果**

現状で利用率が低い既設駐輪場の利用率が向上することで、駐輪場の増設・新設等にかかるコストを削減しつつ、放置自転車等の減少が期待されます。

**スケジュール**

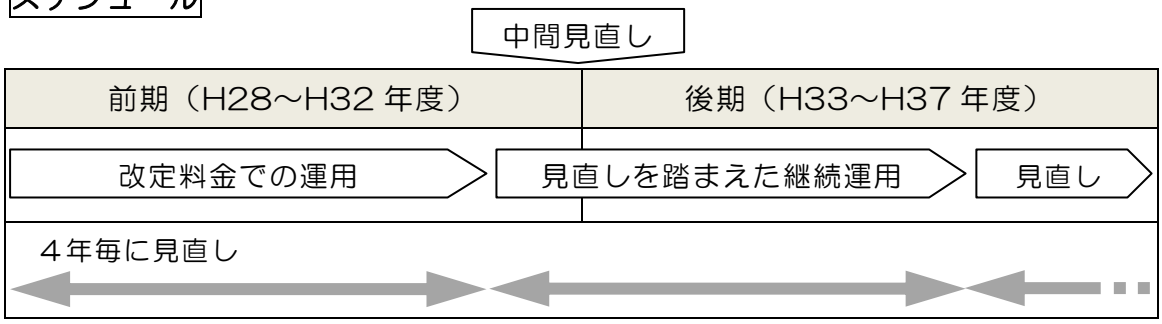


**取組の主な役割**

| | |
|---|---|
| 市民 | 適正な駐輪場の利用、マナーの向上など |
| 事業者 | 適正な料金設定による駐輪場運営 |
| 行政 | 料金格差の導入、条例の改正 |

【駐輪場料金改定の考え方】

船橋市自転車等駐車対策協議会料金検討分科会の検討結果に基づき、次の６つの視点から、料金改定を行います。

①駐輪場定期利用料金の改定

船橋市の駐輪場の利用料金はフラットな料金体系となっているため、人気のある駐輪場は常に満車でキャンセル待ちが常態化している一方、人気のない駐輪場は利用率が 50%に満たない状況です。

そこで、各駐輪場の現状を様々な指標を用いて数値化し、これを料金に反映させることで、実態に応じた公平な料金制（段階料金制）に改定します。

料金改定にあたっては、受益者負担の原則から、現在の１台当たりの管理運営コストを基準とします。

≪現状≫　地上部 79 箇所・・・600 円/月　または　700 円/月（消費税抜き）
船橋駅南口地下駐輪場は、1,430 円/月（消費税抜き）

≪改定後≫　最低金額～最高金額（パターン化、4～7 段階）
下限 300～400 円　　現行料金の 50%相当
上限 1000～1100 円　現行料金の 150%相当

計算のための指標として、

| | |
|---|---|
| １．駅の規模（乗車人数） | ２万人以上、～1 万人、～5 千人、５千人未満 |
| ２．駅からの距離 | 0～80m、～240m、～400m、400m 超 |
| ３．屋根の状況 | 有、無 |
| ４．利用階層 | １階、２階、３階、屋上、地下 |
| ５．駐輪形態 | 平置き、機械式上段、機械式下段 |
| ６．管理棟の状況 | 有、無 |
| ７．現況利用率 | 100%、～70%、～40%、40%未満 |

計算方法として、
指標ごとの評価点を金額に置き換え、累計して料金を設定します

②長期割引制度について

長期契約に向けてのインセンティブを与える意味で設けられてきたもので、他団体においても見られる割引制度です。

≪現状≫　使用期間６か月以上 11 か月までについて、半月分割引
使用期間 12 か月で、１か月分割引

≪改定後≫　従前のとおり踏襲します

③市内・市外料金について

現在、市内料金に対して、市外料金は２倍となっていますが、２倍は格差が大きすぎるとの意見があったため見直しを行います。

≪現状≫　市外料金は、市内の２倍の料金となっています

≪改定後≫　市外料金は、市内の 1.5 倍の料金とします

④日ぎめ料金について

整理員対応の駐輪場では、釣り銭業務の煩雑化を避けるため、日ぎめ料金については現行の料金を踏まえ、100 円（自転車）、200 円（原付・原付２種※7）とします。

≪現状≫　自転車 100 円/日（消費税込）　原付　210 円/日（消費税込）
原付２種は、条例の対象外となっています

≪改定後≫　料金は従前を踏まえ、
自転車は 100 円/日（消費税込）としますが
原付は 200 円/日（消費税込）とし、
原付２種は原付と同額として差を設けません

⑤原付・原付２種の定期利用料金について

市民や駐輪場利用者から、原付２種駐車場の設置要望があることから、原付２種の駐車も対象とし、定期利用料金については占有面積比を基準とします。

≪現状≫　自転車に対し、原付は２倍の料金としています
原付２種は、条例の対象外となっています

≪改定後≫　各駐輪場の利用料金を計算するに当たり、指標ごとの評価点を金額に置き換え累計した基本金額に対し、自転車、原付、原付２種にそれぞれ　×1、×2、×2 の倍率を乗じたものをそれぞれの定期利用金額とします

（*当初、料金検討分科会において、原付料金は自転車の 1.3 倍との答申がありましたが、料金改定にあたり全体の料金のバランスを考慮し、自転車の２倍としました*）

⑥学生割引制度について

一般利用者に対し、高校生以下利用者は 57.2%（屋根ありの年間料金で比較）の減免率で運用を行っておりますが、他団体を調査した結果、本市の場合は減免率が大きいとの意見があったため見直しを行います。

≪現状≫　57.2%（屋根ありの年間料金で比較）

≪改定後≫　30%～50%の減免率とします

※７：道路運送車両法の区分。道路交通法施行令でいう排気量が５０ｃｃを超え１２５ｃｃ以下、または定格出力が０．６ｋｗを超え１．０ｋｗ以下の原動機を有する普通自動二輪車のこと。

## ＜施策 4＞民間事業者への助成制度

### 目的

船橋市では、民間事業者により駐輪場が設置されている駅も多く、市営駐輪場を補完して駐輪需要に対応する役割を果たしているため、助成制度などにより、民間参入を図ることで、駐輪場が不足している駅における民間駐輪場の新たな整備を促進します。

### 取組内容

駐輪場が不足している駅における民間駐輪場の新たな整備を促進するため、以下のような助成制度を検討します。

**【助成制度イメージ】**

| | |
|---|---|
| **補助対象事業** | ・民営の駐輪場等の設置事業で、自転車等の放置防止に寄与するもの<br>・駅からの距離、運営期間、収容能力等の要件設定も考えられる。 |
| **補助対象者** | ・駐輪場の運営計画及び経営者の財務状況が健全であること<br>・関係法令、条例、規則、要綱その他の法規に反していないこと<br>・他の補助金の交付を受けていないもの　など |
| **助成条件** | ・構造（平置式、立体自走式、立体機械式）及び運営期間に応じた交付上限額を設定 |
| **補助金額** | ・駐輪場の建設部分に要した費用のうち、建設当初に要した経費の 3 分の 1 以内の額など。<br>・対象経費は、駐輪場として必要な施設の建設部分に要した経費 |

### 取組の効果

小規模分散型の駐輪場整備により、自転車等利用者の目的地のより近くに駐輪場の整備ができ、自転車等利用者の駐輪場利用が促進されます。また、市にとっても、駐輪場整備にかかる財政負担を軽減させることができるなどの効果が期待されます。

### スケジュール

中間見直し

| 前期（H28～H32 年度） | | 後期（H33～H37 年度） |
|---|---|---|
| 助成制度検討 | 整備促進 | 見直しを踏まえた継続整備 |

### 取組の主な役割

| | |
|---|---|
| 市民 | 適正な駐輪場の利用、マナーの向上など |
| 事業者 | 助成金を活用した駐輪場の整備 |
| 行政 | 助成金の交付等による整備支援 |

## 方針２：多様な需要に応じた駐輪場の確保を図ります

### ＜施策 5＞目的施設やまちの特性に対応した駐輪場の確保

**目的**

買い物等の利用を目的とした短時間利用者の放置が多くなっている駅等周辺において、短時間駐輪のニーズに対応するため、買い物等の利用者にとって使いやすい料金体系の導入や短時間利用を目的とした駐輪場の確保を図るとともに、まちの特性に応じた自転車利用を検討し、利用者ニーズに対応していきます。

**取組内容**

通勤・通学利用を主な目的とする現在の日ぎめ利用とは別に一定時間無料化後の課金制の導入（時間単位）を検討します。

買い物等の自転車利用の特徴としては、駐輪場所が分散し、駐輪時間が比較的短いことから、小規模な駐輪スペースの分散配置が効果的であると考えられるため、路上を活用した小規模駐輪場なども合わせて検討します。このような対策は、駅周辺に多くの商業施設が立地し、短時間利用駐輪場の需要が高い駅等周辺から優先的に進めます。

また、まちの特性を調査し、地域間の移動性を高めることで目的地へのアクセス向上が図れるコミュニティサイクル※8 等の自転車利用形態を研究するなど、自転車利用者のニーズに対応します。

**取組の効果**

買い物等短時間利用者にとって使いやすい料金体系の導入や短時間利用を目的とした駐輪場の確保により、駐輪場利用が促進されます。

また、まちの特性に配慮した自転車利用形態を研究し、自転車利用者のニーズに応えることで、自転車利用者の更なる駐輪場利用の促進が期待できます。

**スケジュール**

中間見直し

| 前期（H28～H32 年度） | 後期（H33～H37 年度） |
|---|---|
| 買い物等利用者向け駐輪場の確保 | 見直しを踏まえた継続運用 |
| まちの特性にあった自転車利用形態の研究 → 試験運用 | |

**取組の主な役割**

| | |
|---|---|
| 市民 | 適正な駐輪場の利用、マナーの向上など |
| 事業者 | 買い物等利用者への啓発、駐輪場への誘導、駐輪場用地提供、官民協働での自転車利用形態の研究・運用 |
| 行政 | 料金体系の見直し、短時間利用駐輪場の確保、自転車利用形態研究 |

※8：街中に複数の自転車貸出拠点（サイクルポート）を設置し、利用者がどこでも貸出・返却できる新しい交通手段

## ＜施策 6＞駐輪場の利便性・サービスの向上

**目的**

駐輪場利用者の多様なニーズに対応するため、駐輪場の施設・設備の改善や防犯・安全性の向上、管理運営の効率化など、利便性・サービスの向上を図ります。

**取組内容**

①利用者の利便性に配慮した施設・設備の改善

多様な車種に対応できる駐輪スペースの確保、ラック改修、サイクルコンベアの導入、更衣場所の設置、わかりやすい案内板、誘導サインの整備、バリアフリーの観点への配慮など、駐輪場施設・設備の改善を進めます。

また、利用者の利便性を考え、交通系ＩＣカードや電子マネー決済に対応した入退場ゲートの導入を研究します。

②駐輪場の防犯・安全性の向上

駐輪場における盗難・いたずら防止や、安全性の向上などへのニーズが多いことを踏まえ、防犯カメラの設置、照明の改善など、防犯・安全性の向上を図ります。

③管理運営体制の充実

駐輪場の管理運営については、委託による管理を行っていますが、委託による管理の改善とともに、民間事業者のノウハウを活かせる指定管理者制度導入を研究するなど、駐輪場管理運営体制の充実を図ります。

④自動二輪車（原付２種）駐車場

市民や駐輪場利用者から、自動二輪車（原付２種）駐車場の設置要望があることから、利用率の低い既設駐輪場の有効利用を考え、駐輪場の空きスペースを自動二輪車（原付２種）駐車場として活用を図ります。

**取組の効果**

既設駐輪場の利便性が向上し、駐輪場の利用促進が期待できるとともに、管理運営の効率化やコストの縮減が期待されます。

**スケジュール**

中間見直し

| 前期（H28～H32 年度） | 後期（H33～H37 年度） |
|---|---|
| 施設・設備の改善整備 | |
| 管理運営体制の研究 | 見直しを踏まえた整備・運用 |
| 自動二輪車（原付２種）の受入れ | |

**取組の主な役割**

| | |
|---|---|
| 市民 | 適正な駐輪場の利用、マナーの向上など |
| 事業者 | 駐輪場施設や設備の改善 |
| 行政 | 駐輪場施設や設備の改善、指定管理者制度等の導入 |

## 方針３：放置自転車対策の強化を図ります

### ＜施策 7＞放置実態に応じた対策の実施

**目的**

放置禁止区域外などにおいて放置が発生している箇所における禁止区域の見直しや、効率的・効果的な放置防止対策により、放置自転車等の削減を図ります。

**取組内容**

①放置禁止区域の見直し

放置禁止区域に指定していない駅や放置禁止区域外において放置が発生している箇所があるため、駐輪場整備状況を勘案して、放置禁止区域の新規指定や指定拡大など、放置実態に応じた禁止区域の見直しを進めます。

②放置実態に応じた放置防止対策の実施

放置台数が多い駅では、駅からの距離には関係なく、自転車利用者の目的施設等の周辺や駅前など、特定箇所に放置が集中している場合が多いため、目的施設設置者と連携・協力して放置防止対策を行います。

また、鉄道事業者が管理する公共的用地や、商業事業者が所有する民地にまたがる箇所への放置については事業者等と連携・協力を強化し、放置防止対策を実施します。

③効果的・効率的な撤去作業の検討

駅周辺における自転車の放置状況は、放置自転車等の撤去作業や街頭指導により、改善されてきていますが、夜間における放置や曜日・時間帯によっては未だに多くの自転車が放置されている地域があります。

このような状況を踏まえ、土日祝日や夜間等の撤去や広報車による啓発活動を実施し、放置しにくい環境を作ったうえでの撤去等、効果的・効率的な撤去を研究します。

また、民間駐輪場も含め、新たに整備された駐輪場の周辺については、より重点的に放置防止対策を実施します。

**取組の効果**

効果的・効率的な放置防止対策を実施することにより、放置自転車等が減少するとともに、安全で安心な歩行空間の確保や災害時の避難路の確保、街の美観の確保等が図られます。

## スケジュール

中間見直し

| 前期（H28～H32 年度） | 後期（H33～H37 年度） |
|---|---|
| 放置禁止区域の見直し<br>放置防止対策の実施及び研究 | 見直しを踏まえた対策実施 |

## 取組の主な役割

| | |
|---|---|
| 市民 | 適正な駐輪場の利用、マナーの向上など |
| 事業者 | 駐輪場への誘導、事業者による放置防止対策の実施 |
| 行政 | 放置禁止区域の見直し指定、撤去等の放置防止対策の実施 |

## ＜施策 8＞撤去自転車等の保管・処分の効率化

### 目的

保管場所スペースの不足により、駅によっては重点的な放置対策が実施できていない現状があり、また、今後は放置禁止区域の追加指定や重点的な撤去の実施により、撤去台数の増加が想定されます。

そこで、撤去自転車等の引取り率や保管場所の回転率を向上させることで、撤去自転車等の保管・処分の効率化を目指し、放置自転車対策の強化を図ります。

### 取組内容

①引取り率の向上

保管場所での自転車引渡し時間や曜日の拡大、保管場所の再編、撤去場所から近い場所での一時保管場所の新設等を検討し、自転車利用者が引取りやすい環境を整えることで、引取り率の向上を目指します。

また、適正な費用負担の観点から、現行の撤去・保管経費に応じた負担となるよう、移送保管料の見直しについても検討します。

②警察との連携体制の強化

警察と市との間の連携体制を強化し、撤去自転車等の盗難届の確認や盗難自転車等の引き渡しについて効率化・迅速化を図ります。

### 取組の効果

引取り率の向上による保管場所の回転率の改善により撤去体制の強化が図られます。また、保管から返還及び処分までの迅速化・効率化等により、放置自転車対策にかかる経費を削減することができます。

### スケジュール

中間見直し

| 前期（H28～H32 年度） | 後期（H33～H37 年度） |
|---|---|
| 保管・処分手続き効率化への取組 | 見直しを踏まえた継続運用 |

### 取組の主な役割

| | |
|---|---|
| 市民 | 撤去自転車の積極的な引き取り等、マナーの向上 |
| 事業者 | 放置自転車等保管場所運営への協力 |
| 行政 | 保管場所、返還方法、警察との連携強化 |

## ＜施策 9＞放置防止に関する啓発活動

**目的**

放置防止に関する啓発活動に引き続き取り組んでいくとともに、より効果的な啓発活動を実施し、放置自転車等の削減を図ります。

**取組内容**

①街頭指導員の活用・レベルアップ

特定のエリアを統括する管理者を決め、管理者による各街頭指導員の指導力の向上を目指すエリアマネージャー制の導入や、接遇研修などを行うことにより街頭指導員の能力向上を図るなど、より効果的な街頭指導の方法を研究します。

また、各駅の放置状況・時間を踏まえた街頭指導員の配置を行うなど、効果的・効率的な街頭指導員の活用を目指します。

②駅前放置自転車クリーンキャンペーンの充実

駅前放置自転車クリーンキャンペーンを継続実施し、放置防止の意識啓発を図るとともに駐輪場案内マップやルール・マナーを啓発するパンフレットを配布するなど、活動の充実を図っていきます。

③自転車等を放置しにくい雰囲気づくり

放置自転車等の多い箇所では、看板・路面シート等による効果的な放置禁止の周知方法を研究して、自転車等を放置しにくい雰囲気作りや地域への啓発活動を図ります。

**取組の効果**

放置防止に関する啓発活動を行うことで、放置自転車等が減少するとともに、安全で安心な歩行空間の確保や災害時の避難路の確保、街の美観の確保等が図られます。

**スケジュール**

| 前期（H28～H32 年度） | 後期（H33～H37 年度） |
|---|---|
| 街頭指導員の研修や啓発活動の推進 | 見直しを踏まえた継続運用 |

（中間見直し）

**取組の主な役割**

| | |
|---|---|
| 市民 | 適正な駐輪場の利用、マナーの向上、クリーンキャンペーンへの参加など |
| 事業者 | クリーンキャンペーン等の啓発活動実施への協力 |
| 行政 | 街頭指導員の活用や研修、啓発活動の推進 |

## 方針４：市民・関係事業者との連携・協力を推進します

### ＜施策 10＞駐輪場附置義務条項の見直し

**目的**

自転車等の放置防止に関する条例について、先進市の事例を参考に新たな制度の創設や、既存施設等への協力義務拡大などを研究します。

**取組内容**

船橋市自転車等の放置防止に関する条例に規定されている、施設の用途区分、店舗面積の算定方法などについて、先進市における効果的な事例を研究します。

一方、現在、附置義務により設置されている駐輪場の中には、通勤通学目的の駐輪により満車になってしまい、施設利用者が駐輪できない状態になっている箇所も見受けられるため、事業者と連携し、対策を進めます。

**取組の効果**

附置義務条項により、自転車等利用者の目的地である商業施設等に駐輪場の整備を義務づけることにより、自転車等利用者の利用目的に適した駐輪場の整備が可能となり、駐輪場利用が促進されます。

**スケジュール**

中間見直し

| 前期（H28～H32 年度） | 後期（H33～H37 年度） |
|---|---|
| 附置義務拡大の研究<br>条例に基づく整備促進 | 見直しを踏まえた継続運用 |

**取組の主な役割**

| | |
|---|---|
| 市民 | 適正な駐輪場の利用、マナーの向上など |
| 事業者 | 条例に基づいた駐輪場の整備、附置駐輪場整備による対策推進、新しい制度への協力 |
| 行政 | 対象事業者への周知、附置駐輪場制度による対策推進 |

## ＜施策 11＞事業者による駐輪場整備の促進

### 目的

自転車等利用者は、鉄道駅利用または買い物利用を目的としている場合が多いため、目的施設を有する鉄道事業者及び商業事業者等による駐輪場整備の促進を図ります。

### 取組内容

鉄道事業者については、駐輪場整備に対する積極的な協力義務について自転車法にも規定されているため、鉄道事業者による自主的な駐輪場の整備・運営や、駅周辺用地の提供など、より積極的な役割を果たすものとします。

また、商業事業者等については、駐輪場附置義務条項の対象となる施設について、駐輪場の設置を促進していくものとします。なお、条項に該当しない小規模施設や商店街等については個別の取り組みが必要となります。

このため、商店街における空き店舗や遊休地等を活用した共同駐輪場の整備や、商店街等従業員用駐輪場の整備、商業施設内のデッドスペースを活用した駐輪場整備等の促進に努めます。

### 取組の効果

自転車等利用者の目的施設の事業者が自主的に駐輪場の整備や運営等を行うことによって、自転車等利用者の利用目的に適した駐輪場の整備が可能となり、駐輪場利用が促進されます。

### スケジュール

中間見直し

| 前期（H28～H32 年度） | 後期（H33～H37 年度） |
|---|---|
| 事業者による自主的な駐輪場整備の推進 | 見直しを踏まえた継続運用 |

### 取組の主な役割

| | |
|---|---|
| 市民 | 適正な駐輪場の利用、マナーの向上など |
| 事業者 | 自主的な駐輪場の整備・運営、用地の提供 |
| 行政 | 事業者への協力呼びかけ |

## ＜施策 12＞自転車関係者の放置防止に関する協力体制確立

### 目的

市内全域での放置自転車削減や自転車利用環境の適正化のためには、行政が積極的に放置自転車対策に関する啓発・広報活動を推進し、放置自転車に対する意識を高めるとともに、市民・関係事業者・行政がともに協力しあいながら、行動し、役割を果たしていくことが必要です。

そのため、鉄道事業者、民間事業者、警察といった関係機関との連携強化を図ります。

### 取組内容

①鉄道事業者との連携

駐輪場用地として、高架下用地の提供等について積極的な協力を求めるものとします。

②民間事業者との連携

店頭及びその周辺への放置自転車の防止のため、民間事業者に対して駐輪場又は駐輪スペースの確保について協力を求めるものとします。

③警察との連携

自転車等利用者に対する放置防止活動への協力を求めるものとします。

### 取組の効果

自転車関係者が連携することで、放置防止の対策を多角的に実施することができ、放置自転車等の減少が図られます。

### スケジュール

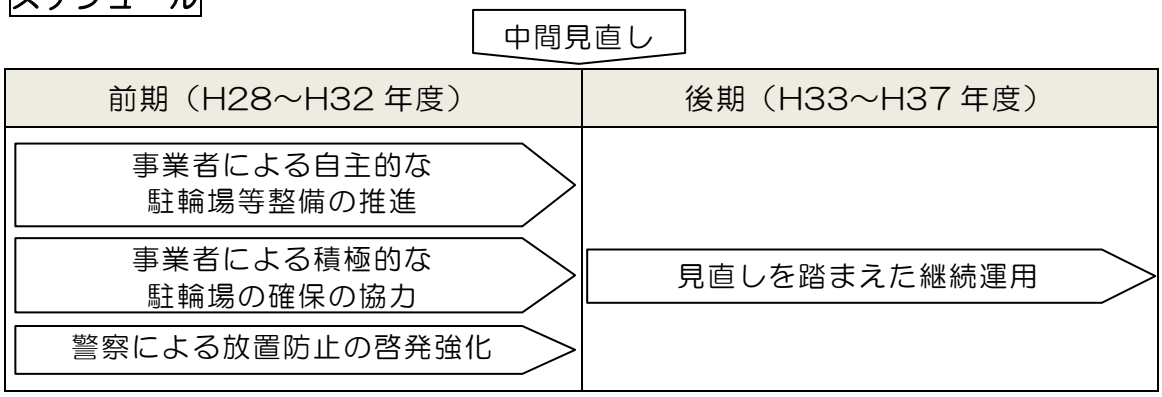


### 取組の主な役割

| | |
|---|---|
| 市民 | 適正な駐輪場の利用、マナーの向上など |
| 事業者 | 自主的な駐輪場の整備、用地の提供、放置防止活動の強化など |
| 行政 | 関係者の協力体制構築 |

# 5．各駅等の放置自転車対策

## （1）基本的な考え方

各駅の放置自転車対策では、駅毎の現状と課題を整理し、対応方針をまとめるとともに、将来駐輪需要予測を行い、その結果に基づいて、将来的に不足する台数の駐輪場を確保することを目的とします。

以下に、将来駐輪需要予測の流れを、次ページのフローにより示します。

①駅勢圏※9の設定
- 市営駐輪場定期利用者の住所データから町丁目別の利用者数を集計
- 駅から３ｋｍ圏内の町丁目を駅勢圏（駅利用者の比率が高い範囲）と設定

②方面分け
- 方面別の駐輪需要を把握するため、駅周辺の特性を踏まえ、大きな分断要素である線路や幹線道路等を境として、駅勢圏を区分
- 各方面を利用する町丁目の人口から駅勢圏人口を算出

③駅勢圏における将来人口推計
- 駅勢圏人口に将来人口の伸びをかけて将来の駅勢圏人口を推計
- 将来人口の伸びは、船橋市においては、各駅の駅勢圏における過去の人口伸びにより将来の伸びを補正し、駅別に設定
- 開発計画のある駅は、開発による増加人口を将来人口に加味
- 隣接市町村の将来人口については、ホームページ等における公表値を採用

④駅勢圏内の将来自転車利用者数
- 市営駐輪場定期契約者数、駅周辺放置台数、市営駐輪場一時利用台数、民間駐輪場利用台数から対象駅における駅勢圏内自転車利用者数を算出
- 上記利用者数が駅勢圏人口に占める割合を自転車利用率として算出
- ③将来人口と自転車利用率から、将来自転車利用者数を予測

⑤将来需要予測台数
- 駅勢圏に含まれる町丁目以外の市内利用者及び市外利用者（方面が不明なため、各方面に均等に配分）を駅勢圏外利用者として予測
- ④に上記を足し合わせ、対象駅における方面別将来需要台数を予測

⑥収容可能台数
- 定期利用者募集の際の上限値として市で設定している台数を収容可能台数として設定
- 民間駐輪場については、現在の収容台数を収容可能台数として設定
- 市営・民間を合計した台数を各駅の収容可能台数として設定

⑦将来過不足台数
- ⑤将来需要予測台数と⑥収容可能台数より、各駅等における将来過不足台数を予測

---

※9：その駅に自転車でやってくる、またはその駅から目指す地域の範囲

【将来需要予測と将来過不足台数算出のフロー】

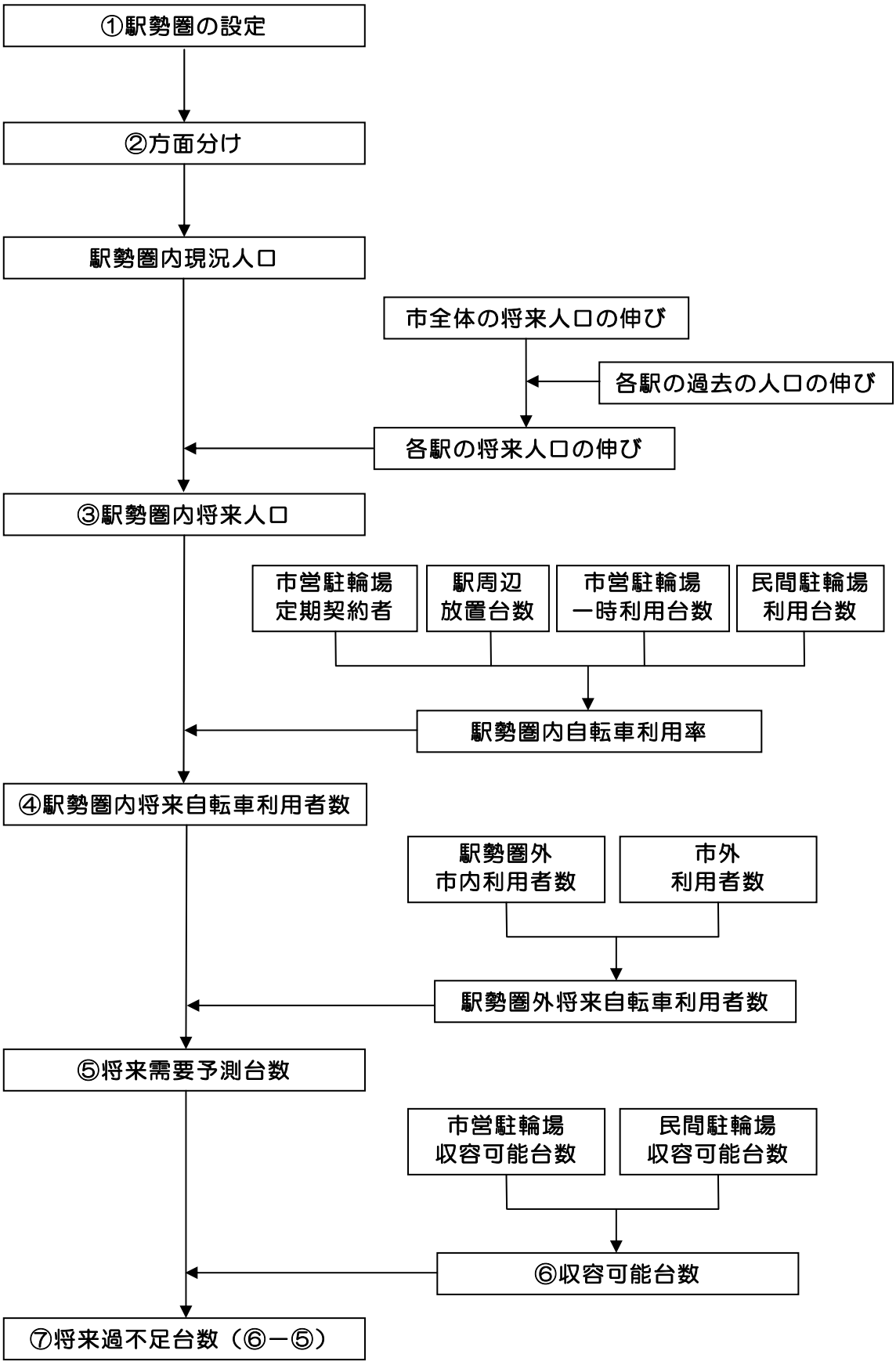

■将来駐輪需要予測結果

| 駅名 | 駐輪場収容可能台数 | | | 将来需要予測台数 ⑤ | 将来過不足台数（⑥-⑤）⑦ |
|---|---|---|---|---|---|
| | 市営駐輪場 | 民間駐輪場 | 合計 ⑥ | | |
| 船橋駅 | 9,390 | 1,222 | 10,612 | 11,881 | -1,269 |
| 東船橋駅 | 3,458 | 0 | 3,458 | 3,823 | -365 |
| ＪＲ西船橋駅 | 8,111 | 380 | 8,491 | 9,929 | -1,438 |
| 京成西船橋駅 | 0 | 500 | 500 | 129 | 371 |
| 船橋法典駅 | 2,050 | 805 | 2,855 | 2,551 | 304 |
| 原木中山駅 | 720 | 148 | 868 | 617 | 251 |
| 下総中山駅 | 2,000 | 338 | 2,338 | 2,809 | -471 |
| 南船橋駅 | 1,255 | 0 | 1,255 | 1,329 | -74 |
| 新船橋駅 | 350 | 54 | 404 | 106 | 298 |
| 塚田駅 | 150 | 554 | 704 | 767 | -63 |
| 津田沼駅 | 420 | 1,405 | 1,825 | 2,808 | -983 |
| 薬園台駅 | 1,550 | 0 | 1,550 | 1,544 | 6 |
| 習志野駅 | 480 | 200 | 680 | 693 | -13 |
| 北習志野駅 | 3,257 | 969 | 4,226 | 4,651 | -425 |
| 高根公団駅 | 2,290 | 452 | 2,742 | 2,312 | 430 |
| 滝不動駅 | 70 | 350 | 420 | 465 | -45 |
| 三咲駅 | 200 | 1,030 | 1,230 | 974 | 256 |
| 二和向台駅 | 3,520 | 100 | 3,620 | 2,866 | 754 |
| 小室駅 | 1,300 | 0 | 1,300 | 504 | 796 |
| 東海神駅 | 1,120 | 107 | 1,227 | 347 | 880 |
| 飯山満駅 | 1,875 | 580 | 2,455 | 2,082 | 373 |
| 船橋日大前駅 | 849 | 0 | 849 | 877 | -28 |
| 京成海神駅 | 100 | 0 | 100 | 118 | -18 |
| 大神宮下駅 | 172 | 36 | 208 | 90 | 118 |
| 三山車庫 | 260 | 0 | 260 | 95 | 165 |
| 馬込沢駅 | 0 | 1,399 | 1,399 | 1,272 | 127 |
| 前原駅 | 0 | 172 | 172 | 150 | 22 |
| 高根木戸駅 | 0 | 328 | 328 | 225 | 103 |
| 東中山駅 | 0 | 330 | 330 | 180 | 150 |
| 船橋競馬場駅 | 0 | 344 | 344 | 230 | 114 |
| 将来不足台数合計 | | | | | -5,192 |

## （２）各駅等放置自転車対策の基本コンセプト

各駅等における放置自転車対策の基本的コンセプトを以下のように設定します。

①駅等を中心に周辺の特性を踏まえ、大きな分断要素である線路や幹線道路等を境として２～４方面に区分

②方面毎に、現状の駐輪場収容可能台数と将来需要予測台数の差（将来過不足台数）を算出

③台数が不足となる方面については、既存の駐輪場の改修（台数の増設）を検討

④既存の駐輪場の改修等では不足台数を解消できない場合は、自転車等放置禁止区域設定エリア内で出来るだけ駅等に近い場所において、駐輪場の新設を検討

⑤その他、駐輪場の改修・新設と併せて、買い物等の施設利用者用の駐輪場確保、料金改定等による空きのある駐輪場の利用促進等を検討

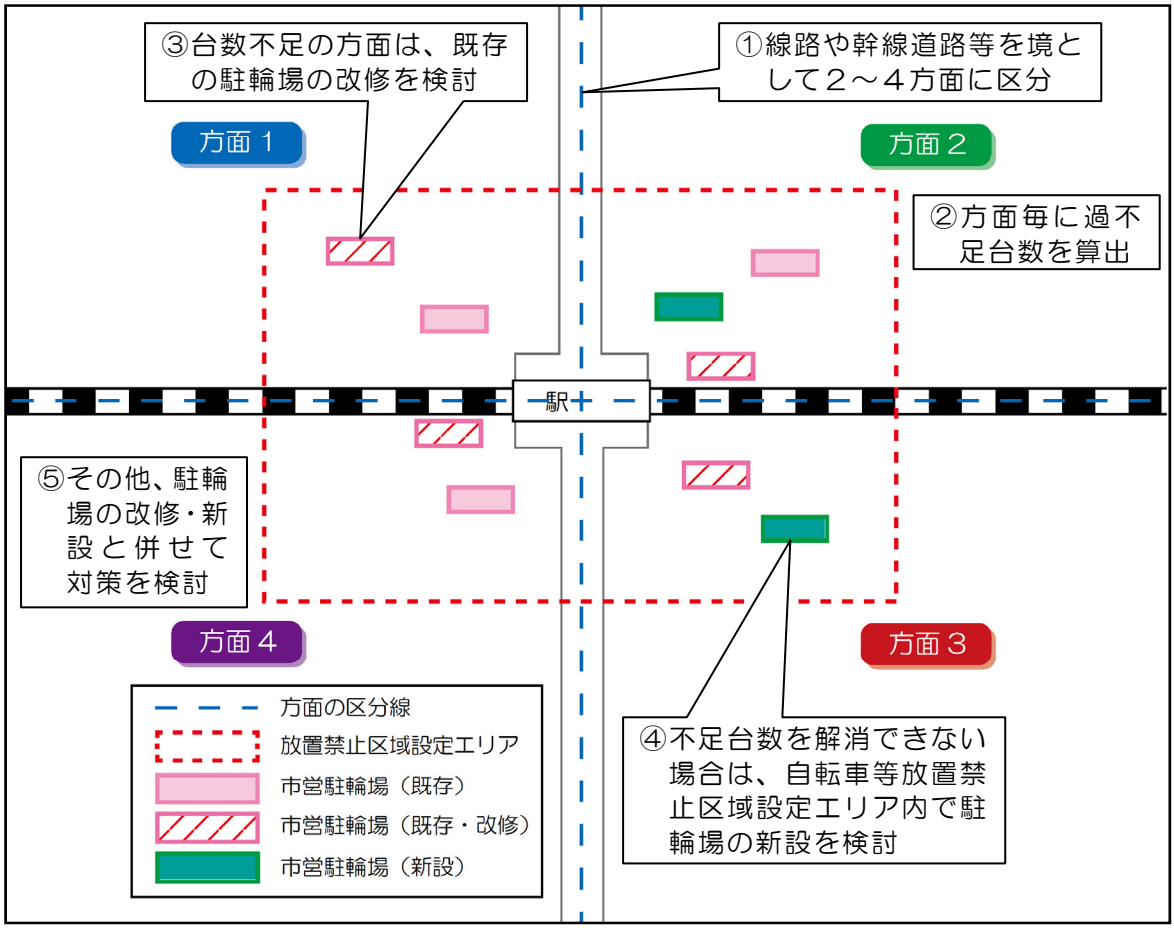

## （３）各駅等の放置自転車対策方針

多くの駅がある中で、すべての駅を重点整備地区と設定することは困難なことから、各駅等における将来駐輪需要予測結果を踏まえ、駐輪場の不足台数が多くなると予想される上位６駅（船橋駅・東船橋駅・西船橋駅・下総中山駅・津田沼駅・北習志野駅）を重点整備地区として整備を進めます。

以下には、増設・新設が想定される駅名と整備台数を抜粋した一覧を、次ページ以降では、重点整備地区とその他の駅の現状と課題及び対応方針を示します。

表-各駅等駐輪場整備計画一覧（増設・新設箇所のみ抜粋）

| 駅名 | 前　期<br>（平成28年度～32年度） | 後　期<br>（平成３３年度～37年度） | 整備<br>台数 | （駅計） |
|---|---|---|---|---|
| 船橋駅 | 方面２：第9階層化 | 方面１・２：駐輪場用地確保・新設整備を検討 | 400 | |
| | 方面４：駐輪場用地確保・新設整備 | | 700 | |
| | 方面４：南口地下改修による増設 | | 200 | 1,300 |
| 東船橋駅 | 方面１・２：駐輪場用地確保・新設整備を検討 | | 600 | 600 |
| 西船橋駅 | 方面１：第10階層化 | | 1,300 | |
| | | 方面１：第７駐輪場を増設 | 600 | 1,900 |
| 下総中山駅 | 方面1・2：施設利用者用の駐輪場確保を検討 | | 200 | |
| | 方面2・３：ＪＲ高架下増設協議、駐輪場新設 | | 300 | 500 |
| 南船橋駅 | | 駅前市有地内の駐輪場整備 | 1,400 | 1,400 |
| 塚田駅 | 民間駐輪場の増設協議 | | 70 | 70 |
| 津田沼駅 | 方面１：第4階層化を検討 | | 300 | |
| | | 方面2：東部公民館の建替えに合わせ駐輪場の確保を検討 | 300 | |
| | 方面１：駐輪場用地確保・新設整備を検討、民間駐輪場の増設協議 | | 400 | 1,000 |
| 習志野駅 | | 第２ ２段式ラック導入により増設 | 20 | 20 |
| 北習志野駅 | 方面２：駅前広場に機械式地下駐輪場の新設を検討 | | 200 | |
| | 方面２：施設利用者用の駐輪場確保を検討 | | 200 | |
| | 方面１：民間駐輪場の増設協議 | | 60 | 460 |
| 滝不動駅 | 民間駐輪場の増設協議 | | 110 | 110 |
| 船橋日大前駅 | | 西口第１ 2段式ラック導入により増設 | 30 | 30 |
| 京成海神駅 | | 2段式ラック導入により増設 | 20 | 20 |
| 合計 | | | | 7,410 |

## 1）船橋駅

①現状と課題

船橋駅では、駅や商業施設等へ集中する自転車等に対応して、民間・市営あわせて市内では最も多い約 10,600 台分の駐輪場が整備されています。しかしながら、北口駐輪場、南口地下駐輪場や第６駐輪場では空きが生じ、既設駐輪場が十分に利用されていない現状があります。将来駐輪需要予測を行った結果、今後は約 1,300 台の駐輪台数の不足が見込まれます。なお、北口方面では、駐輪場が不足するものの、南口方面では将来需要以上の駐輪台数を確保することが可能なため、北口方面から南口方面の駐輪場への利用を促進する必要があります。また、船橋駅の駐輪台数の約 12%は民間駐輪場が担っていることや、船橋駅周辺の駐輪場用地の新たな確保には困難も予想されるため、今後も民間事業者による駐輪場の参入促進や鉄道事業者による駐輪場用地提供等の協力が必要です。

買い物や飲食等を目的とした施設に目を向けますと、施設利用者用の駐輪場が不足しており、目的施設周辺に施設利用者の自転車等が放置されています。また、自動２輪車（原付２種）の利用者から、原付駐輪場への駐車要望があります。

定期的な撤去活動や街頭指導員による啓発活動を実施している中で、放置自転車等は多くみられます。また、撤去後の自転車等の引取り率は約 34%（平成 26 年度 4～6 月分撤去実績※H26.6.27 現在）となっています。

**■将来需要と過不足台数**　　単位：台

| 方面 | | 駐輪場収容可能台数 市営（うち原付） | 民間（うち原付） | 合計（うち原付） | 将来需要予測台数（うち原付） | 過不足台数（うち原付） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北口 | 方面１ | 2,906 (390) | 60 (60) | 2,966 (450) | 3,197 (146) | -231 (304) |
| | 方面２ | 1,670 (150) | 734 (43) | 2,404 (193) | 3,824 (214) | -1,420 (-21) |
| 南口 | 方面３ | 1,404 (71) | 253 (51) | 1,657 (122) | 1,783 (122) | -126 (0) |
| | 方面４ | 3,410 (0) | 175 (0) | 3,585 (0) | 3,077 (87) | 508 (-87) |
| 合計 | | 9,390 (611) | 1,222 (154) | 10,612 (765) | 11,881 (569) | -1,269 (196) |

※第７・８駐輪場は将来廃止するものとして、カウントしていません。

※民間駐輪場台数については、将来の減少見込み分を加味しています。

②対応方針

ⅰ）料金改定や街頭指導員等による啓発活動等により、空きの生じている北口駐輪場、南口地下駐輪場、第６駐輪場の利用率を高めるとともに、北口方面では、約 1,650 台の不足が見込まれるため、第 9 駐輪場の階層化等による駐輪台数の増設や南口方面における駐輪場の新設を進めるとともに、南口地下駐輪場の増設を検討します。また、北口駐輪場の原付スペースを自動二輪車（原付２種）駐車場として活用を図ります。

ⅱ）買い物等の施設利用者用の駐輪場不足に対しては、施設事業者との連携・協力を図り、短時間無料駐輪場の確保や既設駐輪場への誘導を行います。

ⅲ）継続して撤去活動や街頭指導員による啓発活動を実施していくとともに、保管場所のオープン日時、時間の拡大や一時保管場所を検討し、引取り率の向上を図ります。

ⅳ）船橋駅においては地域間の移動性や回遊性を高め、目的地へのアクセス向上を図るコミュニティサイクルの導入を研究します。

③対応方針図

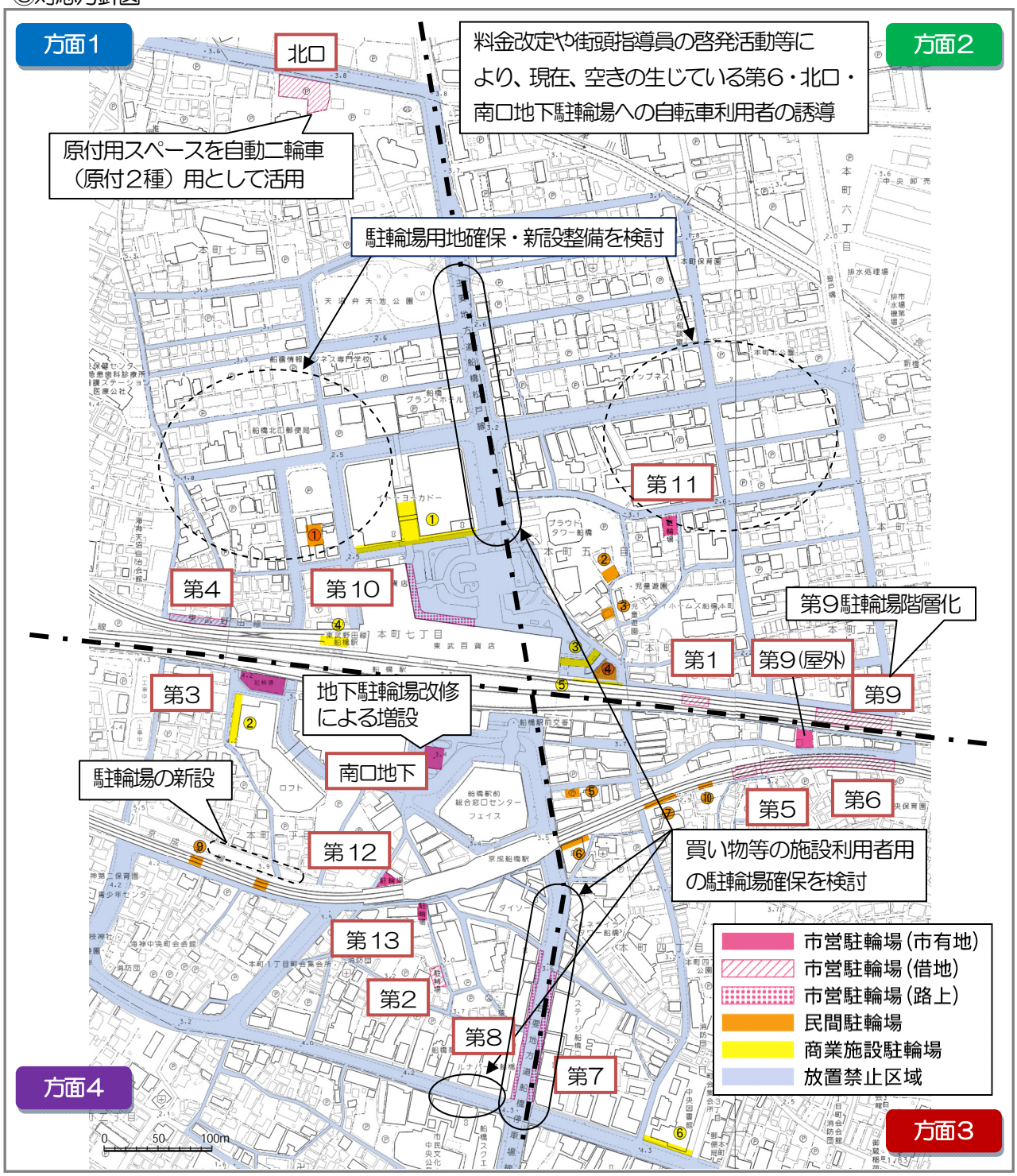


④スケジュール

| 前期（H28～H32 年度） | 後期（H33～H37 年度） |
|---|---|
| ⅰ)第9駐輪場の階層化、方面4での駐輪場新設、南口地下駐輪場改修に伴う増設、北口駐輪場で原付２種の受け入れ | ⅰ,ⅱ)中間見直しを踏まえた駐輪場整備、原付２種の受け入れ、方面１・２での駐輪場用地確保・新設検討 |
| ⅱ)方面１・２・３・４、施設利用者用駐輪場確保検討、既設駐輪場への誘導 | 駐輪場整備状況を踏まえ路上駐輪場廃止を検討 |
| ⅲ)保管自転車等の引取り率の向上 | ⅲ)中間見直しを踏まえた運用 |
| ⅳ)コミュニティサイクルの研究 | ⅳ)試行的に運用 |

中間見直し

## 2）東船橋駅

①現状と課題

東船橋駅では、駅へ集中する自転車等に対応して、約 3,500 台分の市営駐輪場が整備されており、駅全体でみると、東船橋駅への乗り入れ台数に対して、収容できるだけの市営駐輪場が確保されています。

しかし、方面別の駐輪場利用状況を見てみると、北口方面では、自転車の定期利用駐輪場は満車となり、キャンセル待ちが発生している中で、南口方面の第９駐輪場では自転車・原付とも空きが生じており、既設駐輪場が十分に利用されていない現状があります。将来駐輪需要予測を行った結果、今後は約 370 台の駐輪台数の不足が見込まれています。

将来的に北口方面での駐輪台数の不足が見込まれる中で、東船橋駅の駐輪場は暫定的な一時利用駐輪場である臨時駐輪場や借地により運営している駐輪場が多く、安定的な提供に不安があります。また、自動２輪車（原付２種）の利用者から、原付駐輪場への駐車要望があります。

定期的な撤去活動や街頭指導員による啓発活動を実施している中で、放置自転車等は他の駅と比較すると少なくなっています。また、撤去後の自転車等の引取り率は約 20%（平成 26 年度 4～6 月分撤去実績※H26.6.27 現在）となっています。

**■将来需要と過不足台数**　　単位：台

| 方面 | | 駐輪場収容可能台数 市営（うち原付） | 民間（うち原付） | 合計（うち原付） | 将来需要予測台数（うち原付） | 過不足台数（うち原付） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北口 | 方面１ | 1,344 (0) | 0 (0) | 1,344 (0) | 646 (38) | 698 (-38) |
| | 方面２ | 600 (400) | 0 (0) | 600 (400) | 1,847 (352) | -1,247 (48) |
| 南口 | 方面３ | 444 (0) | 0 (0) | 444 (0) | 648 (19) | -204 (-19) |
| | 方面４ | 1,070 (120) | 0 (0) | 1,070 (120) | 682 (27) | 388 (93) |
| 合計 | | 3,458 (520) | 0 (0) | 3,458 (520) | 3,823 (436) | -365 (84) |

②対応方針

ⅰ）東船橋駅周辺の駐輪場については、借地により運営している箇所が多いため、地権者と協議をし、長期安定的な借用に努めます。

ⅱ）東船橋駅北口方面では、約 600 台の不足が見込まれるため、新たな駐輪場用地の確保を検討します。

ⅲ）東船橋駅南口方面では、鉄道駅から距離のある第 9 駐輪場に空きがあるため、料金改定等による自転車利用者の利用促進を図ります。また、第 9 駐輪場の原付スペースを自動二輪車（原付２種）駐車場として活用を図ります。

ⅳ）継続して撤去活動や街頭指導員による啓発活動を実施していくとともに、保管場所のオープン日時、時間の拡大を検討し、引取り率の向上を図ります。

③対応方針図

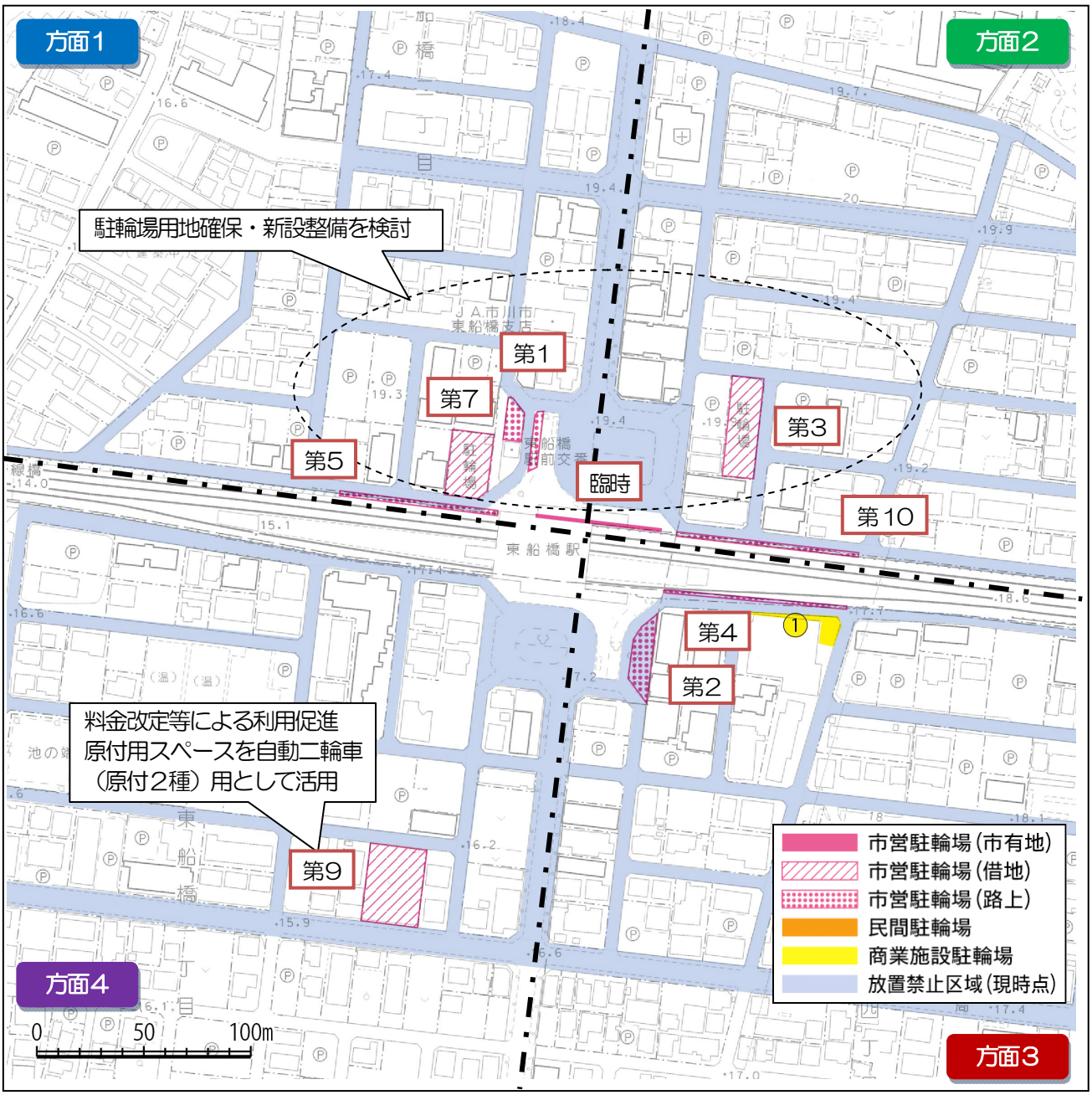


④スケジュール

中間見直し

| 前期（H28～H32 年度） | 後期（H33～H37 年度） |
|---|---|
| ⅰ）駐輪場用地の長期安定的な借用 | ⅰ，ⅱ）中間見直しを踏まえた駐輪場整備を検討 |
| ⅱ）方面1・2における駐輪場用地確保・新設整備を検討 | 駐輪場整備状況を踏まえ路上駐輪場の廃止を検討 |
| ⅲ）料金改定等による既設駐輪場の利用促進、第9駐輪場で原付２種の受け入れ | ⅲ，ⅳ）中間見直しを踏まえた運用 |
| ⅳ）保管自転車等の引取り率の向上 | |

## 3）西船橋駅

①現状と課題

西船橋駅では、駅や商業施設等に集中する自転車等に対応して、約 8,100 台分の市営駐輪場が整備されており、駅全体でみると、西船橋駅への乗り入れ台数に対して、収容できるだけの駐輪場が確保されています。しかし、方面別の駐輪場利用状況を見てみると、北口方面では、全ての駐輪場が満車になっている中でキャンセル待ちも発生しており、現時点においても駐輪場は不足しています。将来駐輪需要予測の結果からも、約 1,400 台の駐輪台数の不足が見込まれています。一方、南口方面では、第 13 駐輪場に空きがあり、将来的にも現時点の駐輪場整備台数で将来需要予測台数を収容できる見込みです。

また、西船橋駅の駐輪台数の約 5%は民間駐輪場が担っていることや、西船橋駅北口方面の駐輪場用地の新たな確保には困難も予想されるため、今後も民間事業者による駐輪場の参入促進や鉄道事業者による駐輪場用地提供等の協力が必要です。

買い物や飲食等を目的とした施設に目を向けますと、施設利用者用の駐輪場が不足しており、目的施設周辺に施設利用者の自転車等が放置されています。

定期的な撤去活動や街頭指導員による啓発活動を実施している中で、放置自転車等は多くみられます。また、撤去後の自転車等の引取り率は約 28%（平成 26 年度 4～6 月分撤去実績※H26.6.27 現在）となっています。

**■将来需要と過不足台数**　　単位：台

| 方面 | | 駐輪場収容可能台数 | | | 将来需要予測台数（うち原付） | 過不足台数（うち原付） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 市営（うち原付） | 民間（うち原付） | 合計（うち原付） | | |
| 北口 | 方面１ | 3,970　(360) | 160　(0) | 4,130　(360) | 5,979　(448) | -1,849　(-88) |
| 南口 | 方面２ | 4,141　(200) | 220　(120) | 4,361　(320) | 3,950　(179) | 411　(141) |
| 合計 | | 8,111　(560) | 380　(120) | 8,491　(680) | 9,929　(627) | -1,438　(53) |

※第6駐輪場については、不足台数分の駐輪場整備ができるまで暫定で使用します。

②対応方針

ⅰ）西船橋駅北口方面では、約 1,900 台の不足が見込まれるため、第 10 駐輪場の立体化やＪＲ高架下への駐輪場の増設を図るとともに、新たな駐輪場用地の確保に努めます。

ⅱ）料金改定や街頭指導員等による啓発活動等により、空きの生じている第 13 駐輪場の利用率を高めます。

ⅲ）買い物等の施設利用者用の駐輪場不足に対しては、施設事業者との連携・協力を図り、短時間無料駐輪場の確保や既設駐輪場への誘導を行います。

ⅳ）継続して撤去活動や街頭指導員による啓発活動を実施していくとともに、保管場所のオープン日時、時間の拡大を検討し、引取り率の向上を図ります。

③対応方針図

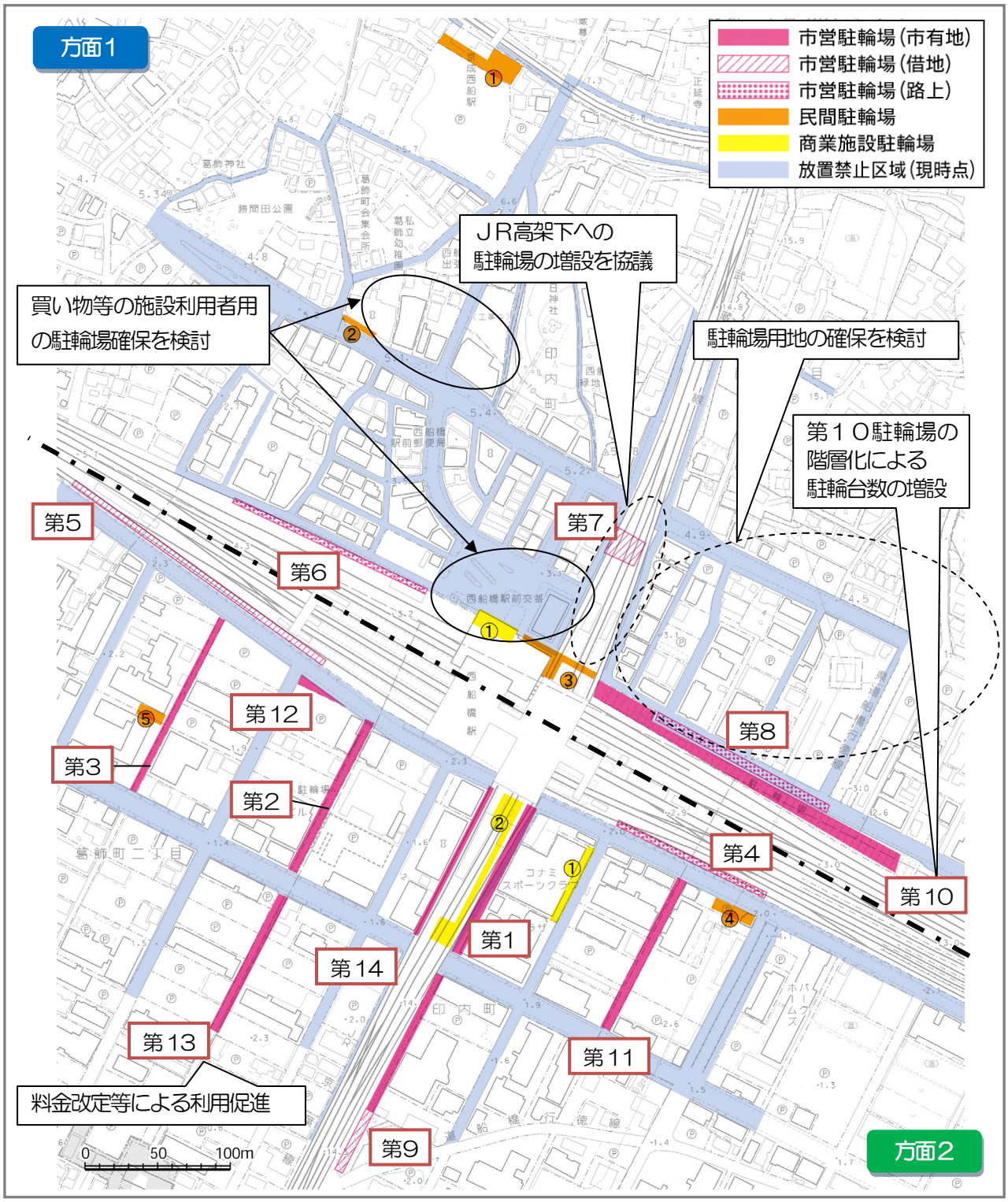


④スケジュール

中間見直し

| 前期（H28～H32 年度） | 後期（H33～H37 年度） |
|---|---|
| ⅰ,ⅱ)第１０駐輪場の階層化及び空き駐輪場利用促進 | ⅰ,ⅱ,ⅲ)ＪＲ高架下への駐輪場の増設（第７駐輪場） |
| ⅰ）方面１、駐輪場用地の確保（仮設用借地）を検討 | |
| ⅲ）方面1、施設利用者用の駐輪場確保検討、既設駐輪場への誘導 | |
| ⅳ)保管自転車等の引取り率の向上 | ⅳ)中間見直しを踏まえた運用 |

## 4）下総中山駅

①現状と課題

下総中山駅では、駅や商業施設等へ集中する自転車等に対応して、約 2,000 台の市営駐輪場が整備されていますが、下総中山駅への乗り入れ台数に対し、十分な収容台数が確保されているとはいえない状況です。しかし、第１駐輪場には空きが生じており、既設駐輪場の有効利用がなされていません。将来駐輪需要予測の結果から、下総中山駅周辺では約 470 台の駐輪台数の不足が見込まれています。また、下総中山駅は市川市と市境の位置するため、市川市側においても約 1,400 台収容可能な駐輪場があります。

駐輪台数の不足が見込まれている中で、下総中山駅周辺の駐輪場用地の新たな確保には困難も予想されるため、民間事業者による駐輪場の参入促進や鉄道事業者による駐輪場用地提供等の協力が必要です。

買い物や飲食等を目的とした施設に目を向けますと、施設利用者用の駐輪場が不足しており、目的施設周辺に施設利用者の自転車等が放置されています。

定期的な撤去活動や街頭指導員による啓発活動を実施している中で、放置自転車等は多くみられます。また、撤去後の自転車等の引取り率は約 23%（平成 26 年度 4～6 月分撤去実績※H26.6.27 現在）となっています。

**■将来需要と過不足台数**　　単位：台

| 方面 | | 駐輪場収容可能台数 市営（うち原付） | 民間（うち原付） | 合計（うち原付） | 将来需要予測台数（うち原付） | 過不足台数（うち原付） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北口 | 方面１ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 250 (0) | -250 (0) |
| | 方面２ | 500 (0) | 0 (0) | 500 (0) | 1,419 (6) | -919 (-6) |
| 南口 | 方面３ | 1,500 (0) | 0 (0) | 1,500 (0) | 826 (0) | 674 (0) |
| | 方面４ | 0 (0) | 338 (0) | 338 (0) | 314 (2) | 24 (-2) |
| 合計 | | 2,000 (0) | 338 (0) | 2,338 (0) | 2,809 (8) | -471 (-8) |

※市川市側の市営・民間駐輪場はカウントしていません。

②対応方針

ⅰ）料金改定や街頭指導員等による啓発活動等により、空きの生じている第 1 駐輪場 2 階の利用率を高めるとともに、下総中山駅周辺では、約 470 台の不足が見込まれているため、ＪＲ高架下への駐輪場の増設や新たな駐輪場用地の確保に努めます。

ⅱ）買い物等の施設利用者用の駐輪場不足に対しては、施設事業者との連携・協力を図り、短時間無料駐輪場の確保や既設駐輪場への誘導を行います。

ⅲ）継続して撤去活動や街頭指導員による啓発活動を実施していくとともに、保管場所のオープン日時、時間の拡大を検討し、引取り率の向上を図ります。

ⅳ）市川市に放置自転車対策について協力を求めます。

③対応方針図

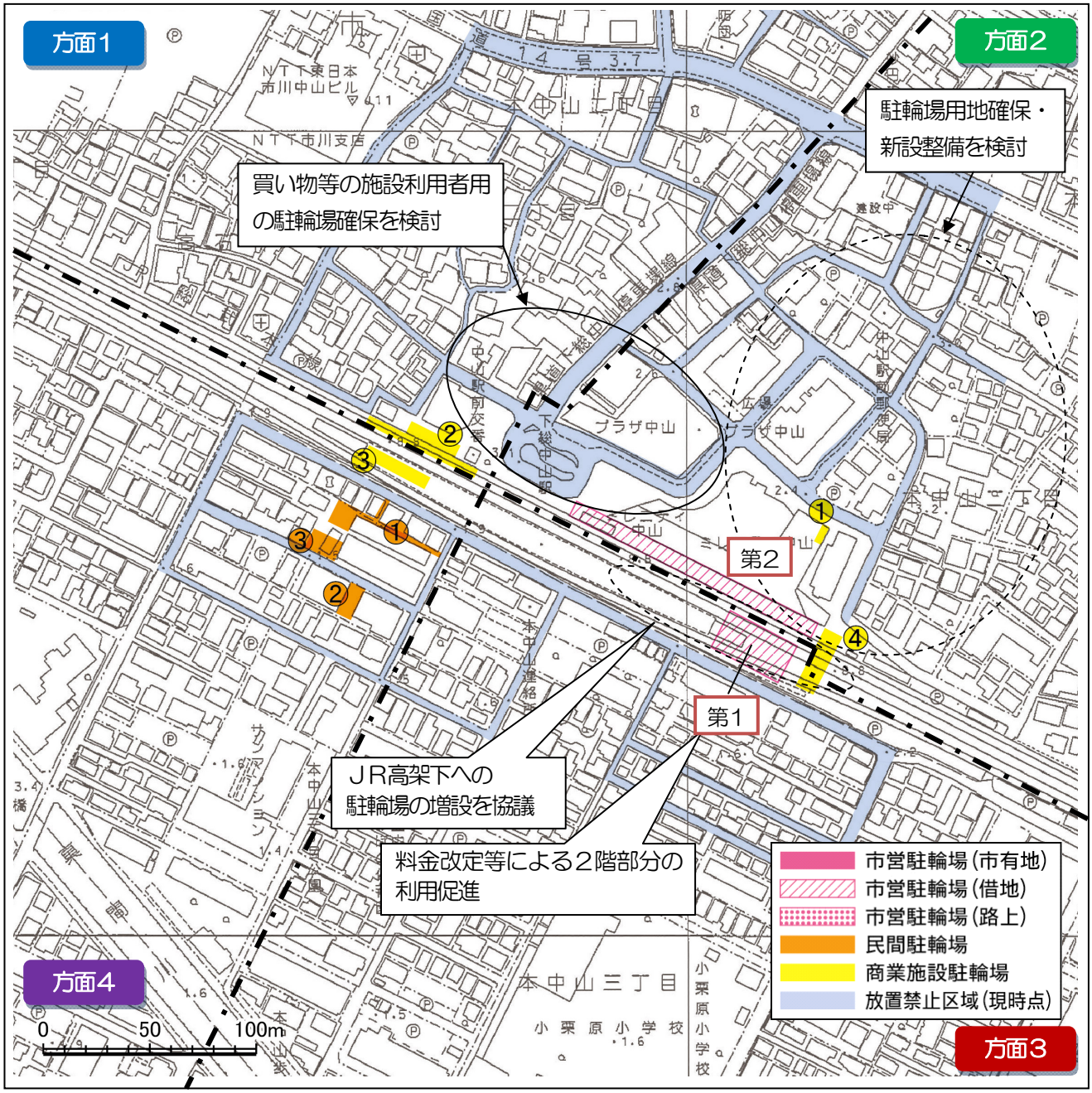


④スケジュール

| 前期（H28～H32 年度） | 中間見直し | 後期（H33～H37 年度） |
|---|---|---|
| i)方面3、高架下への増設協議 → 駐輪場新設 | | |
| i)料金改定等による既設駐輪場の利用促進を検討 | | i，ii)中間見直しを踏まえた駐輪場整備 |
| i)方面2、駐輪場用地確保・新設整備を検討 | | |
| ii)方面1・2、施設利用者用の駐輪場確保検討、既設駐輪場への誘導 | | |
| iii)保管自転車等の引取り率の向上 | | iii)中間見直しを踏まえた運用 |
| iv)市川市と放置自転車対策の協力 | | iv)市川市と放置自転車対策の協力継続 |

## 5）津田沼駅

①現状と課題

津田沼駅では、駅や商業施設等へ集中する自転車等に対応して、約 420 台の市営駐輪場が整備されてはいますが、津田沼駅への乗り入れ台数に対し、十分な収容台数が確保されているとはいえない状況です。駐輪場の利用状況についても、日ぎめ利用専用の第１・２駐輪場の利用率は非常に高く、定期利用専用の第４駐輪場はキャンセル待ちが発生しています。将来駐輪需要予測を行った結果、将来的には、約 1,000 台の不足が見込まれています。

津田沼駅は習志野市と市境の位置にあるため、習志野市と船橋市で協定書を取り交わし、約 1,900 台収容可能なＪＲ津田沼駅北口駐輪場を設置しております。また、北口方面には、約 1,400 台収容可能な民間駐輪場があります。

津田沼駅周辺の駐輪台数の不足が見込まれている中で、新たな駐輪場用地の確保には困難も予想されるため、民間事業者による駐輪場の参入促進や鉄道事業者による駐輪場用地提供等の協力が必要です。

買い物や飲食等を目的とした施設に目を向けますと、施設利用者用の駐輪場が不足しており、目的施設周辺に施設利用者の自転車等が放置されています。

定期的な撤去活動や街頭指導員による啓発活動を実施している中で、放置自転車等は多く、特に商業施設周辺に多くみられます。また、撤去後の自転車等の引取り率は約 37%（平成 26 年度 4～6 月分撤去実績※H26.6.27 現在）となっています。

**■将来需要と過不足台数**　　単位：台

| 方面 | | 駐輪場収容可能台数 市営（うち原付） | 駐輪場収容可能台数 民間（うち原付） | 駐輪場収容可能台数 合計（うち原付） | 将来需要予測台数（うち原付） | 過不足台数（うち原付） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北口 | 方面１ | 420 (0) | 0 (0) | 420 (0) | 699 (6) | -279 (-6) |
| | 方面２ | 0 (0) | 1,405 (185) | 1,405 (185) | 2,109 (200) | -704 (-15) |
| 合計 | | 420 (0) | 1,405 (185) | 1,825 (185) | 2,808 (206) | -983 (-21) |

※第１・２駐輪場は、将来廃止するものとして、カウントしていません。
※習志野市側の市営・民間駐輪場はカウントしていません。

②対応方針

ⅰ）将来的に約 1,000 台の不足が見込まれるため、第４駐輪場の増設や東部公民館の建て替えに合わせた駐輪場の確保、また新たな駐輪場用地の確保を検討します。
ⅱ）買い物等の施設利用者用の駐輪場不足に対しては、施設事業者との連携・協力を図り、短時間無料駐輪場の確保や既設駐輪場への誘導を行います。
ⅲ）民間事業者による駐輪場事業の拡大や新規参入の観点も考慮し、料金改定を実施します。
ⅳ）民間事業者と既設駐輪場の増設を協議します。
ⅴ）継続して撤去活動や街頭指導員による啓発活動を実施していくとともに、保管場所のオープン日時、時間の拡大を検討し、引取り率の向上を図ります。
ⅵ）習志野市に放置自転車対策について協力を求めます。

③対応方針図

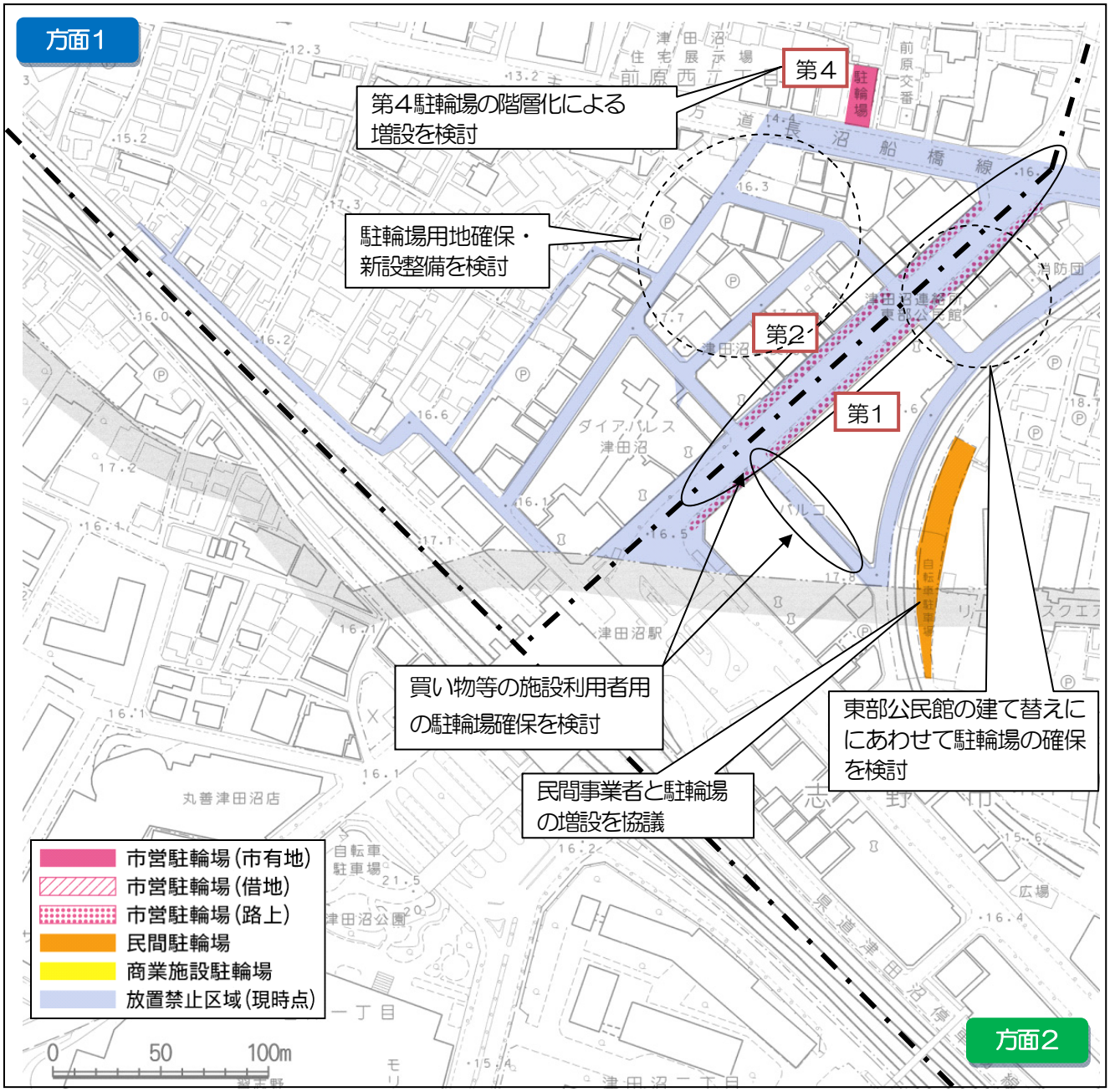


④スケジュール

中間見直し

| 前期（H28～H32 年度） | 後期（H33～H37 年度） |
|---|---|
| ⅰ）第4駐輪場の階層化を検討 | ⅰ，ⅱ）中間見直しを踏まえた駐輪場整備、東部公民館建て替えにあわせて駐輪場の確保を検討 |
| ⅰ）方面1、駐輪場用地確保・新設整備を検討 | |
| ⅱ）方面1・2、施設利用者用の駐輪場確保検討、既設駐輪場への誘導 | |
| ⅲ）料金改定の実施 | ⅲ，ⅴ）中間見直しを踏まえた運用 |
| ⅳ）民間事業者と既設駐輪場の増設を協議 | |
| ⅴ）保管自転車等の引取り率の向上 | ⅳ）民間事業者と既設駐輪場の増設 |
| ⅵ）習志野市と放置自転車対策の協力 | ⅳ）習志野市と放置自転車対策の協力継続 |

## 6）北習志野駅

①現状と課題

北習志野駅では、駅や商業施設等へ集中する自転車等に対応して、民間・市営あわせて約 4,200 台の駐輪場が整備されており、北習志野駅への乗り入れ台数に対して、十分な収容台数が確保されていますが、市営の自転車駐輪場は満車となっており、キャンセル待ちが発生しております。また、東口方面では、メイン通りにおける買い物客用の駐輪場が特に不足しており、平日の１２時台で約 290 台の放置が見られます。将来駐輪需要予測を行った結果、将来的には、約 430 台の不足が見込まれ、特に東口方面において、約 370 台の不足が見込まれています。

北習志野駅周辺の駐輪台数の約 22%は民間駐輪場が担っていることや、北習志野駅周辺の駐輪場用地の新たな確保には困難も予想されるため、今後も民間事業者による駐輪場の参入促進や鉄道事業者による駐輪場用地提供等の協力が必要です。

定期的な撤去活動や街頭指導員による啓発活動を実施している中で、放置自転車等は多く、特に商業施設周辺に多くみられます。また、撤去後の自転車等の引取り率は約 35%（平成２６年度 4～6 月分撤去実績※H26.6.27 現在）となっています。

**■将来需要と過不足台数**　　単位：台

| 方面 | | 駐輪場収容可能台数 | | | 将来需要予測台数（うち原付） | 過不足台数（うち原付） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 市営（うち原付） | 民間（うち原付） | 合計（うち原付） | | |
| 西口 | 方面１ | 0 | 184 (44) | 184 (44) | 243 (243) | -59 (7) |
| 東口 | 方面２ | 3,257 (45) | 785 (16) | 4,042 (44) | 4,408 (70) | -366 (-9) |
| 合計 | | 3,257 (45) | 969 (60) | 4,226 (105) | 4,651 (107) | -425 (-2) |

②対応方針

ⅰ)将来的に約 430 台の不足が見込まれるため、機械式地下駐輪場の新設を検討します。

ⅱ)買い物等の施設利用者用の駐輪場不足に対しては、施設事業者との連携・協力を図り、短時間無料駐輪場の確保に努めます。

ⅲ)民間事業者による駐輪場事業の拡大や新規参入の観点も考慮し、料金改定を実施します。

ⅳ)民間事業者と既設駐輪場の増設を協議します。

ⅴ)継続して撤去活動や街頭指導員による啓発活動を実施していくとともに、保管場所のオープン日時、時間の拡大を検討し、引取り率の向上を図ります。

③対応方針図

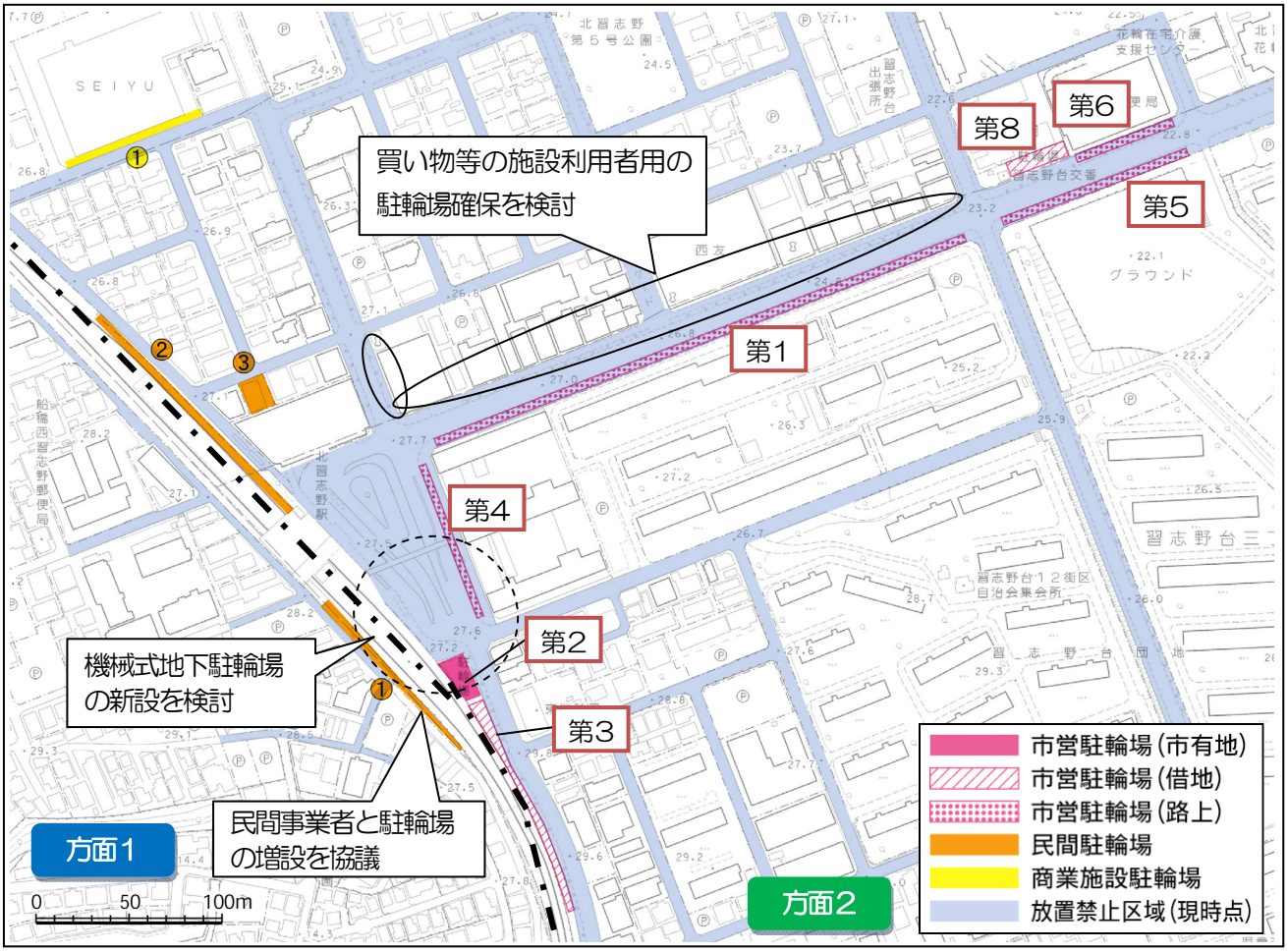


④スケジュール

中間見直し

| 前期（H28～H32 年度） | 後期（H33～H37 年度） |
|---|---|
| ⅰ）方面２、機械式地下駐輪場の新設を検討 | |
| ⅱ）方面２、施設利用者用の駐輪場確保検討、既設駐輪場への誘導 | |
| ⅲ）料金改定の実施 | ⅲ,ⅴ）中間見直しを踏まえた運用 |
| ⅳ）方面１、民間事業者と既設駐輪場の増設を協議 | ⅳ）民間事業者と既設駐輪場の増設 |
| ⅴ）保管自転車等の引取り率の向上 | |

## 7）各駅の放置自転車対策

これまでの結果を踏まえ、各駅の放置自転車対策を整理します。

表-各駅の放置自転車対策一覧（◎重点対応　○対応）

| NO | 駅名 | 現状と課題 | 将来駐輪需要予測 | | | 対応方針 | 対応施策 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 駐輪場収容可能台数 | 将来需要予測台数 | 過不足台数 | | 施策1 | 施策2 | 施策3 | 施策4 | 施策5 | 施策6 | 施策7 | 施策8 | 施策9 | 施策10 | 施策11 | 施策12 |
| | | | | | | | 将来需要予測に基づいた市営駐輪場の確保 | 既設駐輪場の利用促進 | 駐輪場料金の改定 | 民間事業者への助成制度 | 目的施設やまちの特性に対応した駐輪場の確保 | 駐輪場の利便性・サービスの向上 | 放置実態に応じた対策の実施 | 撤去自転車等の保管・処分の効率化 | 放置防止に関する啓発活動 | 駐輪場附置義務条項の見直し | 事業者による駐輪場整備の促進 | 自転車関係者の放置防止に関する協力体制確立 |
| 1 | 船橋駅 | ・既設駐輪場に空きがある<br>・駐輪場の不足<br>・施設利用者用の駐輪場不足<br>・放置禁止区域外での放置自転車等の増加<br>・引取り率が低い（約34%）<br>・駅前の商業施設周辺に放置が多い | 10,612 | 11,881 | −1,269 | ・料金改定等による既設駐輪場の利用促進<br>・第9駐輪場の階層化<br>・南口方面に駐輪場の新設<br>・施設利用者用の駐輪場確保を検討<br>・北口駐輪場原付スペースに自動二輪車（原付2種）の受け入れ<br>・保管場所オープン時間、日時の延長<br>・コミュニティサイクルの検討<br>・北口方面に駐輪場用地確保、新設整備を検討 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ |
| 2 | 東船橋駅 | ・既設駐輪場に空きがある<br>・借地により運営している駐輪場が多い<br>・駅周辺に放置がある<br>・引取り率が低い（約20%） | 3,458 | 3,823 | −365 | ・料金改定等による既設駐輪場の利用促進<br>・地権者との協議による駐輪場用地の長期安定的な借用<br>・第9駐輪場の自動二輪車（原付2種）の受け入れ<br>・保管場所オープン時間、日時の延長<br>・北口方面に駐輪場用地確保、新設整備を検討 | ◎ | ◎ | ◎ | | | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | | | ◎ |
| 3 | 西船橋駅 | ・駐輪場の不足<br>・施設利用者用の駐輪場不足<br>・駅前や商業施設周辺に放置が多い<br>・引取り率が低い（約28%）<br>・既設駐輪場に空きがある | 8,491 | 9,929 | −1,438 | ・料金改定等による既設駐輪場の利用促進<br>・第10駐輪場の階層化<br>・第7駐輪場の増設<br>・施設利用者用の駐輪場確保を検討<br>・保管場所オープン時間、日時の延長<br>・駐輪場用地の確保（仮設用借地）を検討 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ |
| | 京成西船橋駅 | ・既設民間駐輪場に空きがある<br>・引取り率が低い（約28%） | 500 | 129 | 371 | ・保管場所オープン時間、日時の延長 | | ◎ | | | | | ○ | ◎ | ◎ | | | ○ |
| 4 | 船橋法典駅 | ・既設駐輪場に空きがある<br>・駅周辺に放置がある | 2,855 | 2,551 | 304 | ・料金改定等による既設駐輪場の利用促進<br>・保管場所オープン時間、日時の延長<br>・地権者との協議による駐輪場用地の長期安定的な借用 | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 5 | 原木中山駅 | ・既設駐輪場に空きがある<br>・施設利用者用の駐輪場不足<br>・駅前や商業施設周辺に放置が多い | 868 | 617 | 251 | ・料金改定等による既設駐輪場の利用促進<br>・施設利用者用の駐輪場確保を検討<br>・保管場所オープン時間、日時の延長や利用の少ない駐輪場の縮小検討（用地一部返還）<br>・第1駐輪場に自動二輪車（原付2種）の受け入れ | | ○ | ○ | | ○ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 6 | 下総中山駅 | ・駐輪場の不足<br>・民間駐輪場の参入促進<br>・駅前や商業施設周辺に放置が多い<br>・施設利用者用の駐輪場不足<br>・引取り率が低い（約23%） | 2,338 | 2,809 | −471 | ・北口方面に駐輪場用地確保、新設整備を検討<br>・料金改定等による既設駐輪場の利用促進<br>・JR高架下への駐輪場の増設を協議<br>・施設利用者用の駐輪場確保を検討<br>・保管場所オープン時間、日時の延長 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ |
| 7 | 南船橋駅 | ・既設駐輪場に空きがある<br>・駅周辺に放置が多い | 1,255 | 1,329 | −74 | ・料金改定等による既設駐輪場の利用促進<br>・駐輪場を整備（南口の市有地）<br>・保管場所オープン時間、日時の延長 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ◎ | ○ | ○ | | | ○ |
| 8 | 新船橋 | ・既設駐輪場に空きがある<br>・放置は少ない | 404 | 106 | 298 | ・撤去活動や街頭指導員による駐輪場利用の普及啓発の継続<br>・利用の少ない駐輪場の縮小検討（用地一部返還） | | | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ |

※船橋駅については、JR船橋駅、東武船橋駅、京成船橋駅を同一の駅として対策を行います。

※西船橋駅については、JR西船橋駅と京成西船橋駅のそれぞれに対策を行います。

| NO | 駅名 | 現状と課題 | 将来駐輪需要予測 | | | 対応方針 | 対応施策 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 駐輪場収容可能台数 | 将来需要予測台数 | 過不足台数 | | 施策1 | 施策2 | 施策3 | 施策4 | 施策5 | 施策6 | 施策7 | 施策8 | 施策9 | 施策10 | 施策11 | 施策12 |
| | | | | | | | 将来需要予測に基づいた市営駐輪場の確保 | 既設駐輪場の利用促進 | 駐輪場料金の改定 | 民間事業者への助成制度 | 目的施設やまちの特性に対応した駐輪場の確保 | 駐輪場の利便性・サービスの向上 | 放置実態に応じた対策の実施 | 撤去自転車等の保管・処分の効率化 | 放置防止に関する啓発活動 | 駐輪場附置義務条項の見直し | 事業者による駐輪場整備の促進 | 自転車関係者の放置防止に関する協力体制確立 |
| 9 | 塚田駅 | ・民間駐輪場が多い<br>・放置は少ない | 704 | 767 | −63 | ・施設利用者用の駐輪場確保を検討<br>・保管場所オープン時間、日時の延長<br>・民間駐輪場の増設協議 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| 10 | 津田沼駅 | ・駐輪場の不足<br>・民間駐輪場有り<br>・施設利用者用の駐輪場不足<br>・引取り率が低い（約37%）<br>・駅前や商業施設周辺に放置が多い | 1,825 | 2,808 | −983 | ・第4駐輪場の階層化を検討<br>・東部公民館の建て替えにあわせた駐輪場の確保を検討<br>・施設利用者用の駐輪場確保を検討<br>・保管場所オープン時間、日時の延長<br>・北口方面に駐輪場用地確保、新設整備を検討 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ |
| 11 | 薬園台駅 | ・放置は少ない<br>・借地による駐輪場の運営 | 1,550 | 1,544 | 6 | ・撤去活動や街頭指導員による駐輪場利用の普及啓発の継続<br>・地権者との協議による駐輪場用地の長期安定的な借用 | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ |
| 12 | 習志野駅 | ・市営駐輪場、民間駐輪場とも満車の状況<br>・放置は少ない | 680 | 693 | −13 | ・撤去活動や街頭指導員による駐輪場利用の普及啓発の継続<br>・2段式ラック導入により増設 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ |
| 13 | 北習志野駅 | ・駐輪場の不足<br>・市営駐輪場は満車だが、民間駐輪場には空きがある<br>・民間駐輪場の参入促進<br>・施設利用者用の駐輪場不足<br>・商業施設、商店街に放置が多い<br>・引取り率が低い（約35%） | 4,226 | 4,651 | −425 | ・機械式地下駐輪場の新設を検討（駅前広場）<br>・料金改定等による既設駐輪場の利用促進<br>・施設利用者用の駐輪場確保を検討<br>・保管場所オープン時間、日時の延長<br>・民間駐輪場の増設協議 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ |
| 14 | 高根公団駅 | ・既設駐輪場に空きがある<br>・施設利用者用の駐輪場不足<br>・駅前や商業施設周辺に放置が多い | 2,742 | 2,312 | 430 | ・料金改定等による既設駐輪場の利用促進<br>・施設利用者用の駐輪場確保を検討<br>・保管場所オープン時間、日時の延長 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| 15 | 滝不動駅 | ・駐輪場の不足<br>・市営駐輪場は満車だが、民間駐輪場には空きがある<br>・駅周辺に放置がある | 355 | 465 | −110 | ・既設民間駐輪場の利用促進<br>・保管場所オープン時間、日時の延長<br>・民間駐輪場の増設協議 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ◎ | ○ |
| 16 | 三咲駅 | ・市営駐輪場は満車だが、民間駐輪場には空きがある<br>・駅周辺に放置がある<br>・民間駐輪場が多い<br>・借地による駐輪場の運用 | 1,230 | 974 | 256 | ・既設民間駐輪場の利用促進<br>・保管場所オープン時間、日時の延長<br>・地権者との協議による駐輪場用地の長期安定的な借用<br>・市有地の利用検討 | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 17 | 二和向台駅 | ・既設駐輪場に空きがある<br>・施設利用者用の駐輪場不足<br>・駅前や商業施設周辺に放置が多い | 3,620 | 2,866 | 754 | ・料金改定等による既設駐輪場の利用促進<br>・施設利用者用の駐輪場確保を検討<br>・保管場所オープン時間、日時の延長 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| 18 | 小室駅 | ・既設駐輪場に空きがある<br>・駅周辺に放置がある | 1,300 | 504 | 796 | ・保管場所オープン時間、日時の延長<br>・撤去活動や街頭指導員による駐輪場利用の普及啓発の継続<br>・自動二輪車（原付2種）の受け入れ | | ○ | ○ | | | ◎ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 19 | 東海神駅 | ・既設駐輪場に空きがある<br>・駅周辺に放置がある | 1,227 | 347 | 880 | ・第1駐輪場で自動二輪車（原付2種）の受け入れ<br>・保管場所オープン時間、日時の延長<br>・撤去活動や街頭指導員による駐輪場利用の普及啓発の継続<br>・空きのある駐輪場の縮小検討、用地の一部返還を検討 | | ○ | ○ | ○ | | ◎ | ○ | ○ | ○ | | ◎ | ○ |
| 20 | 飯山満駅 | ・既設駐輪場に空きがある<br>・放置は少ない | 2,455 | 2,082 | 373 | ・第3駐輪場で自動二輪車（原付2種）の受け入れ<br>・保管場所オープン時間、日時の延長<br>・撤去活動や街頭指導員による駐輪場利用の普及啓発の継続<br>・施設利用者用の駐輪場確保を検討 | | ○ | ○ | | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |

※北習志野駅については、東葉高速線と新京成線を同一の駅として対策を行います。

| NO | 駅名 | 現状と課題 | 将来駐輪需要予測 | | | 対応方針 | 対応施策 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 駐輪場収容可能台数 | 将来需要予測台数 | 過不足台数 | | 施策1 | 施策2 | 施策3 | 施策4 | 施策5 | 施策6 | 施策7 | 施策8 | 施策9 | 施策10 | 施策11 | 施策12 |
| | | | | | | | 将来需要予測に基づいた市営駐輪場の確保 | 既設駐輪場の利用促進 | 駐輪場料金の改定 | 民間事業者への助成制度 | 目的施設やまちの特性に対応した駐輪場の確保 | 駐輪場の利便性・サービスの向上 | 放置実態に応じた対策の実施 | 撤去自転車等の保管・処分の効率化 | 放置防止に関する啓発活動 | 駐輪場附置義務条項の見直し | 事業者による駐輪場整備の促進 | 自転車関係者の放置防止に関する協力体制確立 |
| 21 | 船橋日大前駅 | ・既設駐輪場に空きがある（現在）<br>・駐輪場の不足<br>・駅周辺に放置がある | 849 | 877 | -28 | ・料金改定等による既設駐輪場の利用促進<br>・保管場所オープン時間、日時の延長<br>・2段式ラック導入により増設 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 22 | 京成海神駅 | ・既設駐輪場に空きがある（現在）<br>・駐輪場の不足<br>・放置は少ない | 100 | 118 | -18 | ・2段式ラック導入により増設<br>・料金改定等による既設駐輪場の利用促進<br>・撤去活動や街頭指導員による駐輪場利用の普及啓発の継続 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ |
| 23 | 大神宮下駅 | ・既設駐輪場に空きがある<br>・駅周辺に放置がある | 208 | 90 | 118 | ・自動二輪車（原付2種）の受け入れ<br>・撤去活動や街頭指導員による駐輪場利用の普及啓発の継続<br>・コミュニティサイクルの検討 | | ○ | ○ | | | ◎ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 24 | 三山車庫 | ・既設駐輪場に空きがある<br>・商業施設周辺に放置がある | 260 | 95 | 165 | ・料金改定等による既設駐輪場の利用促進<br>・撤去活動や街頭指導員による駐輪場利用の普及啓発の継続 | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 25 | 馬込沢駅 | ・既設民間駐輪場に空きがある<br>・駅周辺に放置がある | 1,399 | 1,272 | 127 | ・撤去活動や街頭指導員による駐輪場利用の普及啓発の継続<br>・保管場所オープン時間、日時の延長 | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 26 | 前原駅 | ・既設民間駐輪場に空きがある<br>・放置は少ない | 172 | 150 | 22 | ・撤去活動や街頭指導員による駐輪場利用の普及啓発の継続 | | ○ | | | | | | ○ | ○ | | | ○ |
| 27 | 高根木戸駅 | ・既設民間駐輪場に空きがある<br>・駅周辺に放置がある | 328 | 225 | 103 | ・撤去活動や街頭指導員による駐輪場利用の普及啓発の継続 | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 28 | 東中山駅 | ・既設民間駐輪場に空きがある<br>・駅周辺に放置が多い<br>・放置禁止区域が未設定 | 330 | 180 | 150 | ・保管場所オープン時間、日時の延長<br>・放置禁止区域の設定 | | ○ | | | | | ◎ | ○ | ○ | | | ○ |
| 29 | 船橋競馬場駅 | ・既設民間駐輪場に空きがある<br>・駅周辺に放置が多い<br>・放置禁止区域が未設定 | 344 | 230 | 114 | ・保管場所オープン時間、日時の延長<br>・放置禁止区域の設定 | | ○ | | | | | ◎ | ○ | ○ | | | ○ |

※京成中山駅は放置自転車等がなく、市営駐輪場もないため今回の放置自転車対策では除外しています。

※東中山駅については、民間駐輪場が設置されたため、現状に基づいた対策を行います。

# 6．資料

## （1）船橋市自転車等駐車対策協議会　委員名簿

（敬称略）

任期：平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
※役職等は委員委嘱日現在のものです。

| 氏名 | 役職等 | 備考 |
|---|---|---|
| 小林　千佳 | 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長 | |
| 三井　和雄 | 京成電鉄株式会社鉄道本部計画管理部計画担当課長 | 任期～H27.7.10 |
| 中村　建一 | 新京成電鉄株式会社北習志野駅長 | |
| 石川　進 | 東武ステーションサービス株式会社<br>東武船橋駅管区管区長 | |
| 船橋　昭憲 | 東葉高速鉄道株式会社運輸施設部駅務課長 | |
| 根本　嘉生 | 千葉県葛南土木事務所長 | 任期～H27.7.10 |
| 秋田　高史 | 船橋市道路部長 | |
| 篠原　幸弘 | 船橋警察署交通課長 | |
| 足澤　知之 | 船橋東警察署交通課長 | 任期～H27.7.10 |
| 池﨑　剛 | 船橋駅前商店会長 | 任期～H27.7.10 |
| 速水　啓輔 | 船橋市前原商店会副会長 | |
| 天羽　しづえ | 習志野台商店街振興組合代表理事 | 副会長 |
| 坂場　保 | 千葉県自転車軽自動車商協同組合船橋支部長 | |
| 大野　定一 | 船橋市自治会連合協議会副会長 | |
| 榛澤　芳雄 | 日本大学名誉教授 | |
| 有賀　雄一郎 | 公益財団法人自転車駐車場整備センター常務理事 | 任期～H27.7.10 |
| 石井　孝 | 一般社団法人船橋交通安全協会副会長 | 任期～H27.7.10 |
| 押尾　哲夫 | 船橋東交通安全協会長 | |
| 松本　初惠 | 船橋商工会議所女性会副会長 | |
| 黒田　忠司 | 船橋市副市長 | 会長 |
| 林　　祐悟 | 京成電鉄株式会社鉄道本部計画管理部計画担当課長 | 任期 H27.7.10～ |
| 渡邉　浩太郎 | 千葉県葛南土木事務所長 | 任期 H27.7.10～ |
| 米山　大吾 | 船橋東警察署交通課長 | 任期 H27.7.10～ |
| 髙橋　哲 | 船橋駅前商店会長 | 任期 H27.7.10～ |
| 佐々木　淳 | 公益財団法人自転車駐車場整備センター常務理事 | 任期 H27.7.10～ |
| 田中　清和 | 一般社団法人船橋交通安全協会副会長 | 任期 H27.7.10～ |

# （2）船橋市自転車等駐車対策協議会　料金検討分科会運営規定

（目的及び設置）

第１条　船橋市営自転車等駐車場の料金の適正化を検討するため、船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第３５条の規定に基づき、船橋市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）に料金検討分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（委員）

第２条　分科会は、協議会の委員５名以内をもって組織し、次に掲げる者の中から協議会会長が協議会に諮って選任する。

（１）商業者　　１名

（２）自治会の代表者　１名

（３）学識経験者　　１名

（４）市長が必要があると認める者　２名

２　委員の任期は２年以内とし、再任を妨げない。但し、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（分科会長及び副分科会長）

第３条　分科会に分科会長及び副分科会長を置く。

２　分科会長及び副分科会長は、委員の互選とする。

３　分科会長は、会務を総理し会議の議長となる。

４　副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは分科会長の職務を代理する。

（会議）

第４条　分科会は、分科会長が招集する。

２　分科会は、委員の過半数の出席が無ければ会議を開くことができない。

３　分科会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　分科会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、都市整備部都市整備課において処理する。

附　則

この規定は、平成２６年１２月８日から施行する。

## （3）船橋市自転車等駐車対策協議会　料金検討分科会　委員名簿

（敬称略）

任期：平成26年12月8日～平成28年3月31日
※役職等は委員委嘱日現在のものです。

| 氏名 | 役職等 | 備考 |
|---|---|---|
| 池﨑　剛 | 船橋駅前商店会長 | 任期～H27.7.10 |
| 大野　定一 | 船橋市自治会連合協議会副会長 | |
| 榛澤　芳雄 | 日本大学名誉教授 | |
| 有賀　雄一郎 | 公益財団法人自転車駐車場整備センター常務理事 | 任期～H27.7.10 |
| 松本　初惠 | 船橋商工会議所女性会副会長 | |

## （4）船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画 策定経過

| 年度 | 年月日 | 内容 |
|---|---|---|
| 平成25年度 | H25.9 | 各駅等周辺の駐輪実態調査 |
| | H25.9 | 駐輪場利用者等の意識調査 |
| 平成26年度 | H26.12.8 | 平成26年度第1回船橋市自転車等駐車対策協議会 |
| | H27.1.15 | 平成26年度第1回料金検討分科会 |
| | H27.2.13 | 平成26年度第2回料金検討分科会 |
| | H27.2.26 | 平成26年度第2回船橋市自転車等駐車対策協議会 |
| 平成27年度 | H27.5.1～<br>H27.5.31 | 船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画素案の公表と意見募集<br>（パブリック・コメント） |
| | H27.7.10 | 平成27年度第1回船橋市自転車等駐車対策協議会 |
| | H27.11.20 | 平成27年度第2回船橋市自転車等駐車対策協議会 |
| | H28.3 | 船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画策定 |

## （5）関係法令等（平成28年4月1日時点）

### 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

昭和五十五年十一月二十五日法律第八十七号
最終改正：平成五年一二月二二日法律第九七号

（目的）

第一条　この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　自転車　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二 に規定する自転車をいう。

二　自転車等　自転車又は原動機付自転車（道路交通法第二条第一項第十号 に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。

三　自転車等駐車場　一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

四　道路　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項 に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

五　道路管理者　道路法第十八条第一項 に規定する道路管理者をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

（良好な自転車交通網の形成）

第四条　道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

2　都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。

3　道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

（自転車等の駐車対策の総合的推進）

第五条　地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

2　鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公

共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

3　官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

4　地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。

5　都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まつて、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

6　地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第六条　市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3　市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4　第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5　第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

6　都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（総合計画）

第七条　市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

２　総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合計画の対象とする区域

二　総合計画の目標及び期間

三　自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要

四　第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

五　放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六　自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七　自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

３　総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

４　市町村は、総合計画を定めるに当たつては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第五条第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

５　市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

６　前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

７　総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

（自転車等駐車対策協議会）

第八条　市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

２　協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

３　協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

４　前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

（自転車等駐車場の構造及び設備の基準）

第九条　一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

２　国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。

（都市計画等における配慮）

第十条　道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

（交通安全活動の推進）

第十一条　国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

（自転車等の利用者の責務）

第十二条　自転車を利用する者は、道路交通法 その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

２　自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

３　自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

（自転車の安全性の確保）

第十三条　国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

（自転車製造業者等の責務）

第十四条　自転車の製造（組立を含む。以下同じ。）を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

２　自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たつては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

３　国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

（国の助成措置等）

第十五条　国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車等駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

２　国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

３　国は、前二項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

４　国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者で必要と認めるものに対し、資金のあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。

５　国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法 （昭和二十三年法律第七十三号）及び道路法 で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成五年一二月二二日法律第九七号）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　改正後の第十二条三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。

3　国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第十二条第三項の規定にかかわらず、改正前の第九条第三項の規定の例による。

# 船橋市自転車等の放置防止に関する条例

昭和61年９月30日条例第41号

（目的）

第１条　この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、良好な生活環境を確保し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　自転車等　道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の２に規定する自転車をいう。

(2)　公共の場所　道路、公園、駅前広場、緑地帯その他の公共の用に供する場所をいう。

(3)　利用者等　自転車等の利用者及び所有者をいう。

(4)　放置　自転車等が駐車を認められた場所以外の公共の場所に置かれ、かつ、当該自転車等の利用者等が当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう。

（市の責務）

第３条　市は、この条例の目的を達成するため、自転車等駐車場の整備、自転車等の適正な駐車方法の啓発、関係機関等との協力体制の確立等総合的な自転車等の放置防止施策の推進に努めるものとする。

（平27条例51・一部改正）

（市民の責務）

第４条　市民は、自転車等の放置の防止に関する意識を高め、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

２　駅又は停留所（一般乗合旅客自動車運送事業の停留所をいう。）の周辺の居住者は、当該駅又は停留所への自転車等の利用を自粛するように努めなければならない。

（利用者等の責務）

第５条　利用者等は、自転車等を放置しないように努めなければならない。

２　自転車の所有者は、当該自転車に住所及び氏名又は名称を明記するように努めるとともに、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）第12条第３項の防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

（平６条例28・一部改正）

（自転車の小売業者の責務）

第６条　自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たり、当該自転車に所有者の住所及び氏名又は名称を明記すること並びに防犯登録を受けることを勧奨するように努めなければならない。

（平６条例28・一部改正）

（鉄道事業者等の責務）

第７条　鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、自ら旅客のために必要な自転車等駐車場の設置及び市との協力体制の整備に努めるとともに、市が自転車等駐車場を設置しようとするときは、用地の提供を行う等積極的に協力しなければならない。

（平６条例28・一部改正）

（大型店舗の設置者の責務）

第８条　百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で規則で定めるもの（以下「大型店舗」という。）を新築又は増築しようとする者は、その大型店舗の利用者のために必要な自転車等駐車場を当該大型店舗若しくはその敷地内又はその周辺に設置しなければならない。

２　前項の規定により設置する自転車等駐車場の基準は、規則で定める。

（放置禁止区域の指定）

第９条　市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要のある公共の場所を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

２　市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、当該区域における自転車等駐車場の整備状況を勘案するものとする。

３　放置禁止区域の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

（放置禁止区域の変更等）

第10条　市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定により区域を変更し、又はその指定を解除する場合に準用する。

（自転車等の放置の禁止）

第11条　利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

（放置自転車等に対する措置）

第12条　市長は、放置禁止区域内に自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を当該放置禁止区域内から自転車等駐車場に移動するよう指導し、又は命ずることができる。

第13条　市長は、放置禁止区域内に放置されている自転車等を、あらかじめ市長が定めた保管場所（以下「保管場所」という。）に移送し、又は当該職員に移送させることができる。

第14条　市長は、放置禁止区域外の公共の場所において、良好な生活環境を維持するため必要があると認めるときは放置されている自転車等を整理し、又は自転車等を放置し、若しくは放置しようとする利用者等に対し、自転車等駐車場に移動するように指導することができる。

２　市長は、前項の規定による指導に従わず、自転車等が規則で定める期間放置されているときは、当該自転車等を保管場所に移送し、又は当該職員に移送させることができる。

第15条　市長は、放置禁止区域外の公共の場所において、自転車等の放置により、災害時における緊急活動及び避難行動が極めて困難となると認められるときは、第13条の規定に準じた措置を行うことができる。

（証明書の携帯等）

第16条　第13条、第14条第２項及び前条の規定により自転車等を移送する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（移送した自転車等の措置）

第17条　市長は、第13条、第14条第２項及び第15条の規定により自転車等を移送したときは、規則で定める

ところにより、その利用者等に当該自転車等を返還するために必要な措置を講じなければならない。

2　市長は、移送した自転車等を規則で定める期間保管しなければならない。

3　市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4　市長は、前３項の規定による措置を講じたにもかかわらず引取りがない自転車等につき、その保管に不相当な費用を要する場合は、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認めるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

（平６条例28・平27条例51・一部改正）

（移送保管料の徴収等）

第18条　市長は、第13条又は第14条第２項の規定により自転車等を移送し、かつ、前条第２項の規定により保管したときは、移送及び保管に要した費用（以下「移送保管料」という。）を当該自転車等の利用者等から徴収する。

2　移送保管料の額は、別表に定める額に、その額に100分の８を乗じて得た額を加えた額とする。

3　市長は、次に掲げる自転車等について、移送保管料を免除することができる。

(1)　盗難された自転車等

(2)　市長が特に必要があると認めた自転車等

（平３条例29・平10条例11・平26条例１・平27条例51・一部改正）

（自転車等駐車対策協議会）

第19条　法第８条第１項の規定に基づき、船橋市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2　協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

3　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者

(2)　道路管理者

(3)　千葉県警察職員

(4)　商業者

(5)　自治会等の代表者

(6)　学識経験者

(7)　前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

4　委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5　前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（平６条例28・追加、平27条例51・旧第21条繰上）

（委任）

第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平６条例28・旧第21条繰下、平27条例51・旧第22条繰上）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、昭和62年４月１日から施行する。ただし、第18条及び別表第１の規定は昭和62年７月１日から、第19条、附則第２項及び別表第２の規定は昭和62年３月１日から施行する。

（整理料に関する経過措置）

2　昭和62年３月１日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に納付された第19条第１項に規定する整理料は、施行日以後の自転車等駐車場の利用に係る整理料とみなす。

（船橋市自転車の安全利用に関する条例の廃止）

3　船橋市自転車の安全利用に関する条例（昭和57年船橋市条例第25号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（旧条例の廃止に伴う経過措置）

4　この条例の施行の際現に旧条例の規定により指定されている整理区域は、この条例の規定による放置禁止区域とみなす。

5　旧条例の規定により整理及び撤去等をされた自転車に対する措置は、なお従前の例による。

6　施行日前にした行為に対する旧条例の罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成３年12月26日条例第29号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

附　則（平成６年３月31日条例第８号）

この条例は、平成６年７月１日から施行する。

附　則（平成６年９月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年３月31日条例第７号）

この条例は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成10年３月31日条例第11号）

（施行期日）

1　この条例は、平成10年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行前に市長から自転車等駐車場の利用を認められた者に係る整理料及びレンタサイクルの利用を認められた者に係る利用料については、なお従前の例による。

附　則（平成11年12月28日条例第34号）

（施行期日）

1　この条例は、平成12年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の船橋市自転車等の放置防止に関する条例の規定は、平成12年４月１日以後に自転車等駐車場を利用する者に係る整理料から適用し、同日前に自転車等駐車場を利用する者に係る整理料については、なお従前の例による。

附　則（平成26年３月28日条例第１号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（船橋市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

12　第15条の規定による改正後の船橋市自転車等の放置防止に関する条例第19条第２項の規定は、施行日以後に自転車等駐車場の利用の承認を受けた者に係る整理料又はレンタサイクルの利用の承認を受けた者に係る利用料について適用し、施行日前に自転車等駐車場の利用の承認を受けた者に係る整理料又はレンタサイクルの利用の承認を受けた者に係る利用料については、なお従前の例による。

附　則（平成27年９月30日条例第51号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。ただし、第３条及び第17条第４項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表

（平３条例29・平６条例８・平成10条例11・一部改正、平27条例51・旧別表第１・一部改正）

| 区分 | 金額 |
|---|---|
| 自転車 | 2,500円 |
| 原動機付自転車 | 3,000円 |

# 船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

昭和61年12月26日規則第63号

（趣旨）

第１条　この規則は、船橋市自転車等の放置防止に関する条例（昭和61年船橋市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例の例による。

（大型店舗における自転車等駐車場の設置基準等）

第３条　条例第８条第１項に規定する規則で定めるものは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項の規定による商業地域及び近隣商業地域における別表（ア）欄に掲げる施設とし、条例第８条第２項の規定により設置する自転車等駐車場の基準は、同表（ア）欄の用途に供する施設で（イ）欄に掲げる規模に応じ、（ウ）欄により算定した規模とする。

２　別表（ア）欄に用途の２以上に供する施設（以下「混合用途施設」という。）の新築については、当該用途ごとに同表（ウ）欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車等駐車場の規模を同表（ウ）欄により算定した自転車等駐車場の規模とみなして、前項の規定を適用する。

３　店舗面積が5,000平方メートルを超える施設（混合用途施設を除く。）の新築については、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分については、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分について別表（ウ）欄により算定した自転車等駐車場の規模に、店舗面積が5,000平方メートルを超える部分について同表（ウ）欄により算定した自転車等駐車場の規模に２分の１を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同表（ウ）欄により算定した自転車等駐車場の規模とする。

４　混合用途施設で各用途の店舗面積の合計（以下この項において「合計面積」という。）が5,000平方メートルを超えるものの新築については、合計面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗面積が5,000平方メートルに占める割合と、合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗面積とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもって、第２項の自転車等駐車場の規模とする。

５　次に掲げる施設の増築をしようとする場合に設置すべき自転車等駐車場の基準は、当該増築後の施設（当該施設のうち、条例施行前に建築された部分を除く。）をすべて新築したとみなして前各項の規定により算定した自転車等駐車場の規模から現に設置されている自転車等駐車場の規模を控除した規模とする。

(1)　別表（ア）欄の用途に供する施設について同表（イ）欄の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築

(2)　混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で当該増築後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに別表（ウ）欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上であるもの

（平27規則128・一部改正）

（自転車等駐車場の設置の届出）

第４条　条例第８条第１項に規定する施設を新築又は増築しようとする者が、同項に規定する自転車等駐車場を設置しようとするときは、大型店舗自転車等駐車場設置届（第１号様式）により市長に届け出なければならない。

（放置禁止区域の告示）

第５条　条例第９条第３項（条例第10条第２項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)　放置禁止区域の区域名及び区域図

(2)　放置禁止区域の指定（条例第10条第２項において準用する場合にあっては、変更又は解除）の年月日

（平27規則128・一部改正）

（放置禁止区域の周知）

第６条　市長は、放置禁止区域を指定したときは、当該放置禁止区域内に自転車等放置禁止区域標識（第２号様式）、立看板その他当該地域が放置禁止区域であることを周知するため必要なものを設置するものとする。

（移送の通告等）

第７条　市長は、条例第13条又は第15条の規定により自転車等を移送しようとするときは、当該自転車等に放置自転車等移送通告書（第３号様式）を取り付けて、その旨を通告する。

第８条　市長は、条例第14条第２項の規定により自転車等を移送しようとするときは、事前に、当該自転車等に放置自転車等移送警告書（第４号様式）を取り付けてその旨を警告する。

２　前項の場合において、市長は、当該自転車等を移送する旨を表示した立看板を設置する等移送の周知について必要な措置を行うものとする。

第８条の２　市長は、条例第13条、第14条第２項又は第15条の規定により自転車等を移送するに当たり、当該自転車等がガードレール、電柱その他の工作物にチェーン等により結び付けられている場合において、当該チェーン等を切断しなければ当該自転車等を移送することができないときは、当該チェーン等を切断の上移送することができる。

（平11規則14・追加）

（放置禁止区域外で移送の対象となる自転車等の放置期間）

第９条　条例第14条第２項に規定する規則で定める期間は、第８条第１項に規定する放置自転車等移送警告書の取付けの日から起算して、７日間とする。

（平27規則128・一部改正）

（身分証明書）

第10条　条例第16条に規定する身分を示す証明書は、第５号様式によるものとする。

（返還のための措置）

第11条　市長は、条例第13条、第14条第２項又は第15条の規定により自転車等を移送し、及び条例第13条に規定する保管場所に保管したときは、直ちに、当該自転車等が放置されていた一団の場所ごとに次に掲げる事項を記載した立看板等を掲示し、及び当該自転車等を放置自転車等保管台帳（第６号様式）に登録するものとする。

(1)　移送年月日

(2)　保管場所

(3)　保管期間

(4)　返還を受ける方法

(5)　問い合わせ先

２　市長は、条例第13条、第14条第２項又は第15条の規定により自転車等を移送したときは、遅滞なく、当該自転車等の所有者を調査し、当該所有者が確認できたときは、保管自転車等引取通知書（第７号様式）により、当該自転車等を引き取るよう、当該所有者に通知する。

（保管自転車等の引取り）

第12条　保管した自転車等の利用者等は、当該自転車等を引き取ろうとするときは、保管自転車等引取申請書・受領書（第８号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該利用者等は、自転車等の鍵その他当該利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

（平27規則128・一部改正）

（保管期間）

第13条　条例第17条第２項に規定する規則で定める期間は、２月間とする。

（移送保管料の徴収）

第14条　条例第18条第１項に規定する移送保管料の徴収は、自転車等の引取りの時とする。

２　移送保管料の徴収方法は、市長が別に定める。

（船橋市自転車等駐車対策協議会の会長及び副会長）

第15条　条例第19条第１項に規定する船橋市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平６規則60・追加、平27規則128・旧第32条繰上・一部改正）

（会議及び議事）

第16条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平６規則60・追加、平27規則128・旧第33条繰上）

（庶務）

第17条　協議会の庶務は、建設局都市整備部都市整備課において処理する。

（平６規則60・追加、平11規則14・平13規則15・平14規則３・平24規則10・一部改正、平27規則128・旧第34条繰上）

（会長への委任）

第18条　前３条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（平６規則60・追加、平27規則128・旧第35条繰上）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、昭和62年４月１日から施行する。ただし、第14条の規定は、昭和62年７月１日から、第16条から第29条まで及び別表第３の規定は、昭和62年３月１日から施行する。

（船橋市自転車の安全利用に関する条例施行規則の廃止）

２　船橋市自転車の安全利用に関する条例施行規則（昭和57年船橋市規則第59号）は、廃止する。

附　則（昭和62年３月20日規則第５号）

この規則は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（昭和62年５月30日規則第43号）
　この規則は、昭和62年６月１日から施行する。

附　則（昭和62年11月20日規則第54号）
　この規則は、昭和62年12月１日から施行する。

附　則（昭和63年３月31日規則第14号）
　この規則は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則（平成元年３月31日規則第29号）
　この規則は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成元年９月25日規則第69号）
　この規則は、平成元年10月１日から施行する。

附　則（平成２年11月29日規則第46号）
　この規則は、平成３年１月１日から施行する。

附　則（平成３年１月30日規則第２号）
　この規則は、平成３年２月１日から施行する。

附　則（平成３年４月30日規則第54号）
　この規則は、平成３年５月１日から施行する。

附　則（平成３年11月26日規則第67号）
　この規則は、平成３年12月２日から施行する。

附　則（平成４年１月30日規則第３号）
　この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成４年３月31日規則第45号）
　この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成５年３月31日規則第15号）
　この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成５年９月30日規則第69号）
　この規則は、平成５年10月１日から施行する。

附　則（平成５年11月29日規則第77号）
　この規則は、平成５年12月１日から施行する。

附　則（平成６年３月31日規則第12号）

この規則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成６年10月26日規則第60号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部改正）

２　非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（昭和55年船橋市規則第42号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成７年３月31日規則第31号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成７年４月28日規則第59号）

この規則は、平成７年５月１日から施行する。

附　則（平成７年９月27日規則第75号）

この規則は、平成７年10月１日から施行する。

附　則（平成７年10月24日規則第84号）

この規則は、平成７年11月１日から施行する。

附　則（平成８年３月29日規則第14号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年３月31日規則第16号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成10年３月31日規則第23号）

（施行期日）

１　この規則は、平成10年６月１日から施行する。ただし、別表第２の改正規定は、同年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第28条第２項の規定は、この規則の施行の日以後に市長から自転車等駐車場の利用の承認を受けた者に係る還付額から適用する。

附　則（平成11年３月31日規則第14号）

この規則は、平成11年４月１日から施行する。ただし、第８条の次に１条を加える改正規定及び第34条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年７月７日規則第47号）

この規則は、平成11年７月７日から施行する。

附　則（平成11年12月28日規則第72号）

（施行期日）

１　この規則は、平成12年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の規定は、平成12年４月１日以後に自転車等駐車場を利用する者に係る整理料から適用し、同日前に自転車等駐車場を利用する者に係る整理料については、なお従前の例による。

附　則（平成12年３月31日規則第23号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年６月27日規則第83号）

この規則は、平成12年７月１日から施行する。

附　則（平成13年３月30日規則第15号）

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成13年９月28日規則第59号）

この規則は、平成13年10月１日から施行する。

附　則（平成14年３月29日規則第３号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成14年３月29日規則第14号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成15年３月31日規則第55号）

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月31日規則第26号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年11月30日規則第98号）

（施行期日）

１　この規則は、平成16年12月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成17年12月28日規則第97号）

（施行期日）

1　この規則は、平成18年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現になされている改正前の船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第19条の規定による東海神駅第二自転車等駐車場に係る月ぎめ利用の申請は、改正後の船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第19条の規定による船橋駅北口自転車等駐車場に係る月ぎめ利用の申請とみなす。

3　この規則の施行の際現になされている旧規則第20条第１項の規定による東海神駅第二自転車等駐車場に係る月ぎめ利用の承認であって、当該承認の期間の終期が到来していないものは、新規則第20条第１項の規定による船橋駅北口自転車等駐車場に係る月ぎめ利用の承認とみなす。

4　この規則の施行の際現に旧規則第22条の規定により納付されている東海神駅第二自転車等駐車場に係る月ぎめ整理料は、新規則第22条の規定により納付された船橋駅北口自転車等駐車場に係る月ぎめ整理料とみなす。

5　この規則の施行の際現に旧規則第23条第１項の規定により交付されている東海神駅第二自転車等駐車場に係る自転車等駐車場利用票であって、その有効期限が到来していないものは、新規則第23条第１項の規定により交付された船橋駅北口自転車等駐車場に係る自転車等駐車場利用票とみなす。

附　則（平成18年２月24日規則第７号）

（施行期日）

1　この規則は、平成18年３月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現になされている改正前の船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第19条の規定による船橋日大前駅自転車等駐車場に係る月ぎめ利用の申請は、改正後の船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第19条の規定による船橋日大前駅西口第一自転車等駐車場に係る月ぎめ利用の申請とみなす。

3　この規則の施行の際現になされている旧規則第20条第１項の規定による船橋日大前駅自転車等駐車場に係る月ぎめ利用の承認であって、当該承認の期間の終期が到来していないものは、新規則第20条第１項の規定による船橋日大前駅西口第一自転車等駐車場に係る月ぎめ利用の承認とみなす。

4　この規則の施行の際現に旧規則第22条の規定により納付されている船橋日大前駅自転車等駐車場に係る月ぎめ整理料は、新規則第22条の規定により納付された船橋日大前駅西口第一自転車等駐車場に係る月ぎめ整理料とみなす。

5　この規則の施行の際現に旧規則第23条第１項の規定により交付されている船橋日大前駅自転車等駐車場に係る自転車等駐車場利用票であって、その有効期限が到来していないものは、新規則第23条第１項の規定により交付された船橋日大前駅西口第一自転車等駐車場に係る自転車等駐車場利用票とみなす。

附　則（平成18年12月12日規則第114号）

この規則は、平成19年１月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規則第19号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年８月20日規則第80号）
この規則は、平成20年９月１日から施行する。

附　則（平成20年９月18日規則第83号）
この規則は、平成20年11月１日から施行する。

附　則（平成20年12月16日規則第96号）
この規則は、平成21年１月１日から施行する。

附　則（平成21年１月20日規則第３号）
この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月31日規則第12号）
この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年１月29日規則第５号）
この規則は、平成22年２月１日から施行する。

附　則（平成24年３月27日規則第10号）
この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月29日規則第69号）
この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年８月30日規則第92号）
この規則は、平成25年９月１日から施行する。

附　則（平成26年３月31日規則第22号）
（施行期日）
１　この規則は、平成26年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の規定は、平成26年４月１日以後に自転車等駐車場の月ぎめ利用の承認を受けた者に係る整理料の還付額について適用し、同日前に自転車等駐車場の月ぎめ利用の承認を受けた者に係る整理料の還付額については、なお従前の例による。

附　則（平成26年９月30日規則第117号）
この規則は、平成26年10月１日から施行する。

附　則（平成27年３月23日規則第８号）
この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年11月30日規則第128号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。ただし、第３条第５項の改正規定（「前４項」を「前各項」に改める部分に限る。）並びに第５条、第９条及び第12条の改正規定並びに第３号様式及び第４号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

別表

（平27規則128・旧別表第１・一部改正）

| （ア）施設の用途 | （イ）施設の規模 | （ウ）自転車等駐車場の規模 |
|---|---|---|
| 銀行、信用金庫その他の金融機関 | 店舗面積が500平方メートルを超えるもの | 店舗面積25平方メートルごとに1台 |
| 遊技場 | 店舗面積が300平方メートルを超えるもの | 店舗面積15平方メートルごとに1台 |
| 百貨店、スーパーマーケットその他小売店 | 店舗面積が500平方メートルを超えるもの | 店舗面積25平方メートルごとに1台 |
| 飲食店 | 店舗面積が300平方メートルを超えるもの | 店舗面積15平方メートルごとに1台 |

備考

１　店舗面積の算定方法は、銀行、信用金庫その他の金融機関にあっては、銀行室、信用金庫室、一般応接室、ショーウィンド等の床面積とし、遊技場にあっては、遊技室、景品交換所等の床面積とし、百貨店、スーパーマーケットその他小売店にあっては、売場、売場間の通路、ショーウィンド、ショールーム、承り所、物品加工修理所等の床面積とし、飲食店にあっては、食堂、調理室、ショーウィンド等の床面積とする。

２　自転車等駐車場の規模の算定に当たって１台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

# 船橋市自転車等駐車場条例

平成27年９月30日条例第52号

（趣旨）

第１条　この条例は、自転車等の放置の防止を図るため、自転車等駐車場の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　自転車　道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第11号の２に規定する自転車をいう。

(2)　原動機付自転車　道路交通法第２条第１項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

(3)　対象自動二輪車　道路交通法第３条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）のうち総排気量が0.125リットル以下又は定格出力が1.00キロワット以下のものをいう。

(4)　自転車等　自転車、原動機付自転車及び対象自動二輪車をいう。

（設置、名称及び位置）

第３条　市は、自転車等駐車場を設置する。

２　自転車等駐車場は、第一種自転車等駐車場及び第二種自転車等駐車場とし、その名称及び位置は、別表第１のとおりとする。

（駐車できる自転車等）

第４条　船橋市自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）に駐車することができる自転車等は、駐車場ごとに規則で定める。

（利用区分）

第５条　駐車場の利用区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　月ぎめ利用　１月を単位とする利用をいう。

(2)　日ぎめ利用　午前零時から午後12時までの間における１回の利用をいう。ただし、規則で定める装置（以下「装置」という。）を利用する場合にあっては、24時間以内における１回の利用をいう。

２　前項に規定する利用区分は、駐車場ごとに規則で定める。

（利用の申請等）

第６条　駐車場を利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、許可を受けなければならない。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

(1)　駐車場の収容能力を超えるとき。

(2)　自転車等の構造又は規格が駐車場の構造又は設備に適合しないとき。

(3)　その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

（許可の取消し等）

第７条　市長は、前条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
(2)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
(3)　その他市長が必要があると認めるとき。

2　市長は、駐車場の補修を行うときその他市長が必要があると認めるときは、駐車場の利用について制限することができる。

（使用料等）

第８条　第一種自転車等駐車場の利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。
(1)　月ぎめ利用　別表第２に掲げる額に、その額に100分の８を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額
(2)　日ぎめ利用　別表第３に掲げる額

2　第二種自転車等駐車場の利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の整理に要する費用（以下「整理料」という。）を納付しなければならない。
(1)　月ぎめ利用　別表第４に掲げる額に、その額に100分の８を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額
(2)　日ぎめ利用　別表第５に掲げる額

3　前２項に規定する使用料及び整理料（以下「使用料等」という。）の納付の時期は、規則で定める。

（使用料等の減免）

第９条　市長は、必要があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

（使用料等の不還付）

第10条　既に納付された使用料等は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第11条　利用者は、駐車場を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償）

第12条　駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　第６条第１項に規定する利用の許可の手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第１

第一種自転車等駐車場

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 船橋市船橋駅第一自転車等駐車場 | 船橋市本町5丁目1,294番5 |
| 船橋市船橋駅第二自転車等駐車場 | 船橋市本町1丁目1,203番1 |
| 船橋市船橋駅第三自転車等駐車場 | 船橋市本町1丁目115番28 |
| 船橋市船橋駅第四自転車等駐車場 | 船橋市海神2丁目170番4 |
| 船橋市船橋駅第五自転車等駐車場 | 船橋市本町4丁目1,273番4 |
| 船橋市船橋駅第六自転車等駐車場 | 船橋市本町4丁目1,273番15 |
| 船橋市船橋駅第九自転車等駐車場 | 船橋市本町5丁目1,466番2 |
| 船橋市船橋駅第十一自転車等駐車場 | 船橋市本町5丁目1,319番6 |
| 船橋市船橋駅第十二自転車等駐車場 | 船橋市本町1丁目1,195番1 |
| 船橋市船橋駅第十三自転車等駐車場 | 船橋市本町1丁目1,198番5 |
| 船橋市船橋駅第十四自転車等駐車場 | 船橋市本町7丁目1,068番2 |
| 船橋市船橋駅第十五自転車等駐車場 | 船橋市本町4丁目1,468番1 |
| 船橋市東船橋駅第一自転車等駐車場 | 船橋市東船橋2丁目2,026番1 |
| 船橋市東船橋駅第二自転車等駐車場 | 船橋市東船橋1丁目2,056番 |
| 船橋市東船橋駅第三自転車等駐車場 | 船橋市東船橋3丁目3,000番8 |
| 船橋市東船橋駅第七自転車等駐車場 | 船橋市東船橋2丁目2,004番6 |
| 船橋市東船橋駅第九自転車等駐車場 | 船橋市東船橋1丁目2,013番4 |
| 船橋市西船橋駅第一自転車等駐車場 | 船橋市印内町574番3 |
| 船橋市西船橋駅第二自転車等駐車場 | 船橋市葛飾町2丁目335番3 |
| 船橋市西船橋駅第三自転車等駐車場 | 船橋市葛飾町2丁目345番3 |
| 船橋市西船橋駅第四自転車等駐車場 | 船橋市印内町562番1 |
| 船橋市西船橋駅第五自転車等駐車場 | 船橋市葛飾町2丁目332番1 |
| 船橋市西船橋駅第七自転車等駐車場 | 船橋市西船4丁目516番1 |
| 船橋市西船橋駅第九自転車等駐車場 | 船橋市印内町628番2 |
| 船橋市西船橋駅第十自転車等駐車場 | 船橋市印内町592番9 |
| 船橋市西船橋駅第十一自転車等駐車場 | 船橋市印内町564番9 |
| 船橋市西船橋駅第十二自転車等駐車場 | 船橋市葛飾町2丁目334番1 |
| 船橋市西船橋駅第十三自転車等駐車場 | 船橋市葛飾町2丁目406番6 |
| 船橋市西船橋駅第十四自転車等駐車場 | 船橋市印内町594番16 |
| 船橋市船橋法典駅第一自転車等駐車場 | 船橋市藤原1丁目12番2 |
| 船橋市船橋法典駅第二自転車等駐車場 | 船橋市上山町1丁目137番5 |
| 船橋市船橋法典駅第三自転車等駐車場 | 船橋市藤原1丁目119番1 |
| 船橋市船橋法典駅第四自転車等駐車場 | 船橋市藤原2丁目16番1 |
| 船橋市船橋法典駅第五自転車等駐車場 | 船橋市藤原2丁目104番 |
| 船橋市船橋法典駅第七自転車等駐車場 | 船橋市藤原2丁目350番 |
| 船橋市原木中山駅第一自転車等駐車場 | 船橋市本中山6丁目18番 |
| 船橋市原木中山駅第二自転車等駐車場 | 船橋市本中山7丁目1,257番3 |
| 船橋市原木中山駅第三自転車等駐車場 | 船橋市本中山7丁目18番1 |
| 船橋市下総中山駅第一自転車等駐車場 | 船橋市本中山2丁目386番1 |
| 船橋市下総中山駅第二自転車等駐車場 | 船橋市本中山2丁目318番1 |
| 船橋市南船橋駅第一自転車等駐車場 | 船橋市若松2丁目4番9 |
| 船橋市南船橋駅第二自転車等駐車場 | 船橋市若松2丁目4番9 |
| 船橋市南船橋駅第三自転車等駐車場 | 船橋市若松2丁目4番1 |
| 船橋市新船橋駅自転車等駐車場 | 船橋市海神3丁目314番3 |
| 船橋市塚田駅自転車等駐車場 | 船橋市前貝塚町562番4 |
| 船橋市津田沼駅第四自転車等駐車場 | 船橋市前原西2丁目274番45 |
| 船橋市薬園台駅第一自転車等駐車場 | 船橋市薬円台5丁目783番1 |
| 船橋市薬園台駅第三自転車等駐車場 | 船橋市滝台町33番3 |
| 船橋市習志野駅第二自転車等駐車場 | 船橋市西習志野4丁目695番 |
| 船橋市北習志野駅第一自転車等駐車場 | 船橋市習志野台3丁目100番4 |

| | |
|---|---|
| 船橋市北習志野駅第二自転車等駐車場 | 船橋市習志野台3丁目20番2 |
| 船橋市北習志野駅第三自転車等駐車場 | 船橋市西習志野4丁目723番2 |
| 船橋市北習志野駅第四自転車等駐車場 | 船橋市習志野台3丁目1番1 |
| 船橋市北習志野駅第五自転車等駐車場 | 船橋市習志野台3丁目100番4 |
| 船橋市北習志野駅第六自転車等駐車場 | 船橋市習志野台3丁目100番4 |
| 船橋市北習志野駅第七自転車等駐車場 | 船橋市習志野台3丁目100番4 |
| 船橋市北習志野駅第八自転車等駐車場 | 船橋市習志野台2丁目50番3 |
| 船橋市高根公団駅自転車等駐車場 | 船橋市高根台1丁目1番53 |
| 船橋市滝不動駅第二自転車等駐車場 | 船橋市南三咲4丁目420番22 |
| 船橋市三咲駅自転車等駐車場 | 船橋市三咲2丁目257番3 |
| 船橋市二和向台駅第一自転車等駐車場 | 船橋市二和東5丁目127番77 |
| 船橋市二和向台駅第三自転車等駐車場 | 船橋市二和東6丁目104番139 |
| 船橋市小室駅第一自転車等駐車場 | 船橋市小室町3，324番 |
| 船橋市小室駅第二自転車等駐車場 | 船橋市小室町3，430番 |
| 船橋市東海神駅第一自転車等駐車場 | 船橋市海神3丁目920番1 |
| 船橋市飯山満駅第一自転車等駐車場 | 船橋市飯山満町2丁目1，052番2 |
| 船橋市飯山満駅第二自転車等駐車場 | 船橋市飯山満町3丁目1，305番3 |
| 船橋市飯山満駅第三自転車等駐車場 | 船橋市飯山満町2丁目975番1 |
| 船橋市飯山満駅第四自転車等駐車場 | 船橋市飯山満町2丁目1，047番2 |
| 船橋市船橋日大前駅西口第一自転車等駐車場 | 船橋市坪井東1丁目688番26 |
| 船橋市船橋日大前駅西口第二自転車等駐車場 | 船橋市習志野台7丁目1，984番25 |
| 船橋市船橋日大前駅東口自転車等駐車場 | 船橋市坪井東1丁目1，392番8 |
| 船橋市三山車庫第一自転車等駐車場 | 船橋市三山8丁目764番3 |
| 船橋市海神駅自転車等駐車場 | 船橋市海神4丁目430番3 |
| 船橋市大神宮下駅自転車等駐車場 | 船橋市宮本4丁目124番3 |

第二種自転車等駐車場

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 船橋市船橋駅第七自転車等駐車場 | 船橋市本町4丁目124番16 |
| 船橋市船橋駅第八自転車等駐車場 | 船橋市本町1丁目1，215番2 |
| 船橋市船橋駅第十自転車等駐車場 | 船橋市本町7丁目2番 |
| 船橋市東船橋駅第四自転車等駐車場 | 船橋市東船橋4丁目3，073番 |
| 船橋市東船橋駅第五自転車等駐車場 | 船橋市東船橋2丁目2，020番 |
| 船橋市東船橋駅第十自転車等駐車場 | 船橋市東船橋3丁目3，050番 |
| 船橋市西船橋駅第六自転車等駐車場 | 船橋市西船4丁目294番4 |
| 船橋市西船橋駅第八自転車等駐車場 | 船橋市西船4丁目534番9 |
| 船橋市津田沼駅第一自転車等駐車場 | 船橋市前原西2丁目650番 |
| 船橋市津田沼駅第二自転車等駐車場 | 船橋市前原西2丁目650番 |

別表第２

第一種自転車等駐車場（月ぎめ利用）

| 名称 | 区分 | | 金額（1台につき） | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 自転車 | 原動機付自転車及び対象自動二輪車 |
| 1　船橋市船橋駅第十四自転車等駐車場、船橋市新船橋駅自転車等駐車場、船橋市高根公団駅自転車等駐車場（屋上）、船橋市二和向台駅第一自転車等駐車場（屋上）、船橋市二和向台駅第三自転車等駐車場、船橋市小室駅第一自転車等駐車場、船橋市東海神駅第一自転車等駐車場、船橋市飯山満駅第二自転車等駐車場、船橋市飯山満駅第三自転車等駐車場及び船橋市三山車庫第一自転車等駐車場 | 一般 | 1月間 | 300円 | 600円 |
| | | 6月間 | 1，650円 | 3，300円 |
| | | 12月間 | 3，300円 | 6，600円 |
| | 高校生以下 | 1月間 | 150円 | 300円 |
| | | 6月間 | 825円 | 1，650円 |
| | | 12月間 | 1，650円 | 3，300円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 2　船橋市船橋駅第六自転車等駐車場（上段）、船橋市船橋駅第十五自転車等駐車場、船橋市東船橋駅第九自転車等駐車場、船橋市西船橋駅第十三自転車等駐車場、船橋市船橋法典駅第七自転車等駐車場、船橋市原木中山駅第一自転車等駐車場、船橋市原木中山駅第三自転車等駐車場、船橋市薬園台駅第三自転車等駐車場、船橋市北習志野駅第五自転車等駐車場、船橋市北習志野駅第六自転車等駐車場、船橋市北習志野駅第八自転車等駐車場、船橋市高根公団駅自転車等駐車場(1階上段及び屋外)、船橋市滝不動駅第二自転車等駐車場、船橋市小室駅第二自転車等駐車場、船橋市海神駅自転車等駐車場及び船橋市大神宮下駅自転車等駐車場 | 一般 | 1月間 | 500円 | 1,000円 |
| | | 6月間 | 2,750円 | 5,500円 |
| | | 12月間 | 5,500円 | 11,000円 |
| | 高校生以下 | 1月間 | 250円 | 500円 |
| | | 6月間 | 1,375円 | 2,750円 |
| | | 12月間 | 2,750円 | 5,500円 |
| 3　船橋市船橋駅第五自転車等駐車場（上段）、船橋市船橋駅第六自転車等駐車場（下段）、船橋市船橋駅第十一自転車等駐車場、船橋市東船橋駅第三自転車等駐車場、船橋市西船橋駅第九自転車等駐車場、船橋市船橋法典駅第二自転車等駐車場、船橋市下総中山駅第一自転車等駐車場（2階）、船橋市南船橋駅第二自転車等駐車場、船橋市南船橋駅第三自転車等駐車場、船橋市塚田駅自転車等駐車場、船橋市津田沼駅第四自転車等駐車場、船橋市薬園台駅第一自転車等駐車場、船橋市習志野駅第二自転車等駐車場、船橋市北習志野駅第七自転車等駐車場、船橋市高根公団駅自転車等駐車場（2階）、船橋市三咲駅自転車等駐車場、船橋市二和向台駅第一自転車等駐車場（2階及び屋外）、船橋市飯山満駅第一自転車等駐車場、船橋市船橋日大前駅西口第一自転車等駐車場、船橋市船橋日大前駅西口第二自転車等駐車場及び船橋市船橋日大前駅東口自転車等駐車場 | 一般 | 1月間 | 700円 | 1,400円 |
| | | 6月間 | 3,850円 | 7,700円 |
| | | 12月間 | 7,700円 | 15,400円 |
| | 高校生以下 | 1月間 | 350円 | 700円 |
| | | 6月間 | 1,925円 | 3,850円 |
| | | 12月間 | 3,850円 | 7,700円 |
| 4　船橋市船橋駅第一自転車等駐車場（2階）、船橋市船橋駅第二自転車等駐車場、船橋市船橋駅第三自転車等駐車場（2階）、船橋市船橋駅第四自転車等駐車場（2階）、船橋市船橋駅第五自転車等駐車場（下段）、船橋市船橋駅第九自転車等駐車場、船橋市東船橋駅第七自転車等駐車場、船橋市西船橋駅第二自転車等駐車場、船橋市西船橋駅第三自転車等駐車場、船橋市西船橋駅第四自転車等駐車場、船橋市西船橋駅第五自転車等駐車場、船橋市西船橋駅第七自転車等駐車場（2階）、船橋市西船橋駅第十自転車等駐車場、船橋市西船橋駅第十一自転車等駐車場、船橋市船橋法典駅第五自転車等駐車場、船橋市原木中山駅第二自転車等駐車場、船橋市下総中山駅第一自転車等駐車場(1階)、船橋市下総中山駅第二自転車等駐車 | 一般 | 1月間 | 900円 | 1,800円 |
| | | 6月間 | 4,950円 | 9,900円 |
| | | 12月間 | 9,900円 | 19,800円 |
| | 高校生以下 | 1月間 | 450円 | 900円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 場、船橋市南船橋駅第一自転車等駐車場、船橋市北習志野駅第一自転車等駐車場、船橋市北習志野駅第三自転車等駐車場、船橋市高根公団駅自転車等駐車場（1階下段）、船橋市二和向台駅第一自転車等駐車場（1階）及び船橋市飯山満駅第四自転車等駐車場 | | 6月間 | 2,475円 | 4,950円 |
| | | 12月間 | 4,950円 | 9,900円 |
| 5　船橋市船橋駅第一自転車等駐車場（1階）、船橋市船橋駅第三自転車等駐車場（1階）、船橋市船橋駅第四自転車等駐車場（1階）及び船橋市西船橋駅第七自転車等駐車場（1階） | 一般 | 1月間 | 1,100円 | 2,200円 |
| | | 6月間 | 6,050円 | 12,100円 |
| | | 12月間 | 12,100円 | 24,200円 |
| | 高校生以下 | 1月間 | 550円 | 1,100円 |
| | | 6月間 | 3,025円 | 6,050円 |
| | | 12月間 | 6,050円 | 12,100円 |

備考

1　市外に住所を有する者が利用する場合の金額は、この表に規定する金額の1.5倍の額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2　この表の３の項の規定にかかわらず、船橋市西船橋駅第九自転車等駐車場の原動機付自転車及び対象自動二輪車の金額については、同表２の項の原動機付自転車及び対象自動二輪車の金額を適用する。

3　この表の４の項の規定にかかわらず、船橋市西船橋駅第十自転車等駐車場の原動機付自転車及び対象自動二輪車の金額については、同表３の項の原動機付自転車及び対象自動二輪車の金額を適用する。

別表第３

第一種自転車等駐車場（日ぎめ利用）

| 区分 | 金額（1台につき） |
|---|---|
| 自転車 | 100円 |
| 原動機付自転車及び対象自動二輪車 | 200円 |

備考

1　装置を利用する場合の自転車に係る金額については、駐車時から90分間は、無料とする。

2　装置を利用する場合の自転車に係る金額については、駐車時から24時間を経過するごとに100円を加算する。

別表第４

第二種自転車等駐車場（月ぎめ利用）

| 区分 | | 金額（1台につき） |
|---|---|---|
| | | 自転車 |
| 一般 | 1月間 | 900円 |
| | 6月間 | 4,950円 |
| | 12月間 | 9,900円 |
| 高校生以下 | 1月間 | 450円 |
| | 6月間 | 2,475円 |
| | 12月間 | 4,950円 |

備考　市外に住所を有する者が利用する場合の金額は、この表に規定する金額の1.5倍の額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第５

第二種自転車等駐車場（日ぎめ利用）

| 区分 | 金額（1台につき） |
|---|---|
| 自転車 | 100円 |

備考

1　装置を利用する場合の金額については、駐車時から90分間は、無料とする。

2　装置を利用する場合の金額については、駐車時から24時間を経過するごとに100円を加算する。

# 船橋市自転車等駐車場条例施行規則

平成27年11月30日規則第129号

（趣旨）

第１条　この規則は、船橋市自転車等駐車場条例（平成27年船橋市条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（駐車できる自転車等及び利用区分）

第２条　条例第４条に規定する規則で定める駐車することができる自転車等及び条例第５条第２項に規定する規則で定める利用区分は、別表第１のとおりとする。

（条例第５条第１項第２号ただし書の規則で定める装置）

第３条　条例第５条第１項第２号ただし書の規則で定める装置（以下「装置」という。）は、料金の精算及び収受を行う機械を併設した、自転車等を入庫することができる機能を備えたものとする。

２　装置を備えた駐車場は、別表第２のとおりとする。

（月ぎめ利用者の範囲等）

第４条　船橋市自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）を月ぎめ利用により利用することができる者は、通勤又は通学のため鉄道等を利用する者とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

２　市長は、利用者の住所又は通勤若しくは通学先の住所が、駅又は停留所から概ね800メートル以内にあるときは、駐車場の利用を制限することができる。

（月ぎめ利用の申請）

第５条　駐車場を月ぎめ利用により利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める募集期間に応じて、船橋市自転車等駐車場利用申請書（第１号様式）により市長に申請しなければならない。

２　引き続き月ぎめ利用の許可を受けようとする者は、引き続き月ぎめ利用しようとする月の前月の20日から末日までに市長に申請しなければならない。

（月ぎめ利用の許可等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、月ぎめ利用の可否を決定し、許可するときは船橋市自転車等駐車場使用料等領収書兼利用許可通知書（第２号様式）により、許可しないときは船橋市自転車等駐車場利用不許可通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、条例第６条第２項各号のいずれかに該当すると認めるときは、抽選その他の方法により月ぎめ利用の可否を決定することができる。

（月ぎめ利用の許可期間）

第７条　駐車場の月ぎめ利用の許可期間は、当該許可の開始月から、当該月が属する年度の末日までを限度とする。

（月ぎめ利用の使用料等の納付）

第８条　第６条の規定により許可を受けた者（以下「月ぎめ利用者」という。）は、市長が別に定めるところにより、月ぎめ利用の使用料又は条例第８条第２項に規定する整理料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。

（利用票の交付等）

第９条　市長は、前条の規定により使用料等を納付した月ぎめ利用者に対し、船橋市自転車等駐車場利用票（第４号様式。以下「利用票」という。）を交付する。

２　前項の規定により利用票の交付を受けた月ぎめ利用者は、利用票を自転車等の見やすい場所に貼り付けておかなければならない。

（変更の届出）

第10条　月ぎめ利用者は、住所、氏名、電話番号又は自転車等を変更したときは、その旨を船橋市自転車等駐車場利用変更届（第５号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（月ぎめ利用の許可の取消し）

第11条　市長は、条例第７条第１項の規定により許可を取り消したときは、船橋市自転車等駐車場利用許可取消通知書（第６号様式）により、月ぎめ利用者に通知する。

（月ぎめ利用票の再交付）

第12条　月ぎめ利用者が紛失、破損等により利用票の再交付を受けようとするときは、船橋市自転車等駐車場利用票再交付申請書（第７号様式）により、市長に申請しなければならない。

（月ぎめ利用の廃止）

第13条　月ぎめ利用者は、許可期間の前又は中途において利用を廃止しようとするときは、船橋市自転車等駐車場利用廃止届（第８号様式）により、市長に届け出なければならない。

（日ぎめ利用の手続）

第14条　駐車場を日ぎめ利用により利用しようとする者は、駐車場の利用の際に使用料等を納付し、船橋市自転車等駐車場日ぎめ利用票（第９号様式。以下「日ぎめ利用票」という。）の交付を受けなければならない。

２　前項の規定により日ぎめ利用票の交付を受けた者は、日ぎめ利用票を自転車等のハンドルに取り付けておかなければならない。

３　第１項の規定による使用料等の納付及び日ぎめ利用票の交付があったときは、条例第６条第１項の規定による駐車場の利用に係る申請及び許可があったものとみなす。

４　前３項の規定にかかわらず、装置を備えた駐車場を利用しようとする者は、当該装置に自転車を入庫した後に、出庫する時には、当該利用に係る使用料等を市長が別に定める手順により納付しなければならない。

５　前項の規定による自転車の入庫があったときは、条例第６条第１項の規定による駐車場の利用に係る申請及び許可があったものとみなす。

６　第４項に規定する駐車場の利用は、引き続き168時間を超えて、これを行うことができない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料等の免除）

第15条　条例第９条の必要があると認めるときは、月ぎめ利用者又は日ぎめ利用により駐車場を利用する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときとする。

(1)　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者

(2)　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(3)　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第１項に規定する配偶者のない女子又は同条第２項に規定する配偶者のない男子で、現に義務教育終了前の者を扶養している者及びその者に扶養されている義務教育終了前の者

(4)　その他市長が必要があると認める者

２　月ぎめ利用の使用料等の免除を受けようとする者は、船橋市自転車等駐車場使用料等免除申請書（第10号様式）に前項各号に掲げる者であることを証する書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

３　日ぎめ利用の使用料等の免除を受けようとする者は、使用料等を納付する前に第１項各号に掲げる者であることを証する書類等を市長に提示しなければならない。

４　第１項の規定にかかわらず、別表第２に掲げる駐車場においては、使用料等は、免除しない。

（使用料等の還付）

第16条　条例第10条ただし書の市長が必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1)　月ぎめ利用者が許可期間の中途に第13条の規定により届け出た場合において、利用期間の残余月数が１月以上（利用期間を12月一括で申請し許可を受けた利用者の場合は、２月以上）あるとき。

(2)　月ぎめ利用者が許可期間前に第13条の規定により届け出たとき。

(3)　その他市長が必要があると認めるとき。

２　前項第１号又は第２号の規定により還付する場合における還付額は、既に納付した使用料等の額から、許可期間の初日が属する月から第13条の規定による届出のあった日が属する月までの月数に条例別表第２又は別表第４に掲げる１月間の額を乗じて得た額に、その額に100分の８を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額を減じた額とする。

（利用者の守るべき事項）

第17条　利用者は、駐車場を利用するに当たり市長の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　自転車等を定められた位置に駐車し、旋錠その他盗難の防止に必要な措置を講ずること。

(2)　駐車場内では、係員の指示に従うこと。

(3)　他人の自転車等の駐車を妨げる行為及び損害を与える行為をしないこと。

(4)　発火性、引火性その他の危険物を持ち込まないこと。

(5)　暴力その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(6)　騒音を発し、又はごみ等を捨てないこと。

(7)　その他駐車場の管理運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

（管理責任）

第18条　駐車場の利用に関して生じた自転車等の盗難、損傷その他の事故による損害については、市長は、その責を負わないものとする。

（補則）

第19条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成28年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　第６条に規定する月ぎめ利用の許可の手続その他の行為については、この規則の施行前においても行うことができる。

別表第１

第一種自転車等駐車場

| 名称 | 駐車できる自転車等 | 利用区分 |
|---|---|---|
| 船橋市船橋駅第一自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市船橋駅第二自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市船橋駅第三自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市船橋駅第四自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市船橋駅第五自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市船橋駅第六自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市船橋駅第九自転車等駐車場 | 自転車及び原動機付自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市船橋駅第十一自転車等駐車場 | 自転車及び原動機付自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市船橋駅第十二自転車等駐車場 | 自転車 | 日ぎめ利用 |
| 船橋市船橋駅第十三自転車等駐車場 | 自転車 | 日ぎめ利用 |
| 船橋市船橋駅第十四自転車等駐車場 | 自転車、原動機付自転車及び対象自動二輪車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市船橋駅第十五自転車等駐車場 | 原動機付自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市東船橋駅第一自転車等駐車場 | 自転車 | 日ぎめ利用 |
| 船橋市東船橋駅第二自転車等駐車場 | 自転車 | 日ぎめ利用 |
| 船橋市東船橋駅第三自転車等駐車場 | 原動機付自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市東船橋駅第七自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市東船橋駅第九自転車等駐車場 | 自転車、原動機付自転車及び対象自動二輪車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市西船橋駅第一自転車等駐車場 | 自転車 | 日ぎめ利用 |
| 船橋市西船橋駅第二自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市西船橋駅第三自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市西船橋駅第四自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市西船橋駅第五自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市西船橋駅第七自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市西船橋駅第九自転車等駐車場 | 自転車及び原動機付自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用（自転車にあっては、月ぎめ利用に限る。） |
| 船橋市西船橋駅第十自転車等駐車場 | 自転車及び原動機付自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用（自転車にあっては、月ぎめ利用に限る。） |
| 船橋市西船橋駅第十一自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市西船橋駅第十二自転車等駐車場 | 自転車 | 日ぎめ利用 |
| 船橋市西船橋駅第十三自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市西船橋駅第十四自転車等駐車場 | 自転車 | 日ぎめ利用 |
| 船橋市船橋法典駅第一自転車等駐車場 | 自転車 | 日ぎめ利用 |
| 船橋市船橋法典駅第二自転車等駐車場 | 自転車及び原動機付自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用（自転車にあっては、月ぎめ利用に |

| | | |
|---|---|---|
| | | 限る。） |
| 船橋市船橋法典駅第三自転車等駐車場 | 自転車 | 日ぎめ利用 |
| 船橋市船橋法典駅第四自転車等駐車場 | 自転車 | 日ぎめ利用 |
| 船橋市船橋法典駅第五自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市船橋法典駅第七自転車等駐車場 | 自転車及び原動機付自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市原木中山駅第一自転車等駐車場 | 自転車、原動機付自転車及び対象自動二輪車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市原木中山駅第二自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市原木中山駅第三自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市下総中山駅第一自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市下総中山駅第二自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市南船橋駅第一自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市南船橋駅第二自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市南船橋駅第三自転車等駐車場 | 原動機付自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市新船橋駅自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市塚田駅自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市津田沼駅第四自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市薬園台駅第一自転車等駐車場 | 自転車及び原動機付自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市薬園台駅第三自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市習志野駅第二自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市北習志野駅第一自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市北習志野駅第二自転車等駐車場 | 自転車 | 日ぎめ利用 |
| 船橋市北習志野駅第三自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市北習志野駅第四自転車等駐車場 | 自転車 | 日ぎめ利用 |
| 船橋市北習志野駅第五自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市北習志野駅第六自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市北習志野駅第七自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市北習志野駅第八自転車等駐車場 | 自転車及び原動機付自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市高根公団駅自転車等駐車場 | 自転車及び原動機付自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市滝不動駅第二自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市三咲駅自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市二和向台駅第一自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市二和向台駅第三自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市小室駅第一自転車等駐車場 | 自転車、原動機付自転車及び対象自動二輪車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市小室駅第二自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市東海神駅第一自転車等駐車場 | 自転車、原動機付自転車及び対象自動二輪車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市飯山満駅第一自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市飯山満駅第二自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市飯山満駅第三自転車等駐車場 | 自転車、原動機付自転車及び対象自動二輪車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市飯山満駅第四自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市船橋日大前駅西口第一自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市船橋日大前駅西口第二自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市船橋日大前駅東口自転車等駐車場 | 自転車及び原動機付自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用（原動機付自転車にあっては、月ぎめ利用に限る。） |
| 船橋市三山車庫第一自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市海神駅自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市大神宮下駅自転車等駐車場 | 自転車、原動機付自転車及び対象自動二輪車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |

第二種自転車等駐車場

| 名称 | 利用できる自転車等 | 利用区分 |
|---|---|---|
| 船橋市船橋駅第七自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市船橋駅第八自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市船橋駅第十自転車等駐車場 | 自転車 | 日ぎめ利用 |
| 船橋市東船橋駅第四自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市東船橋駅第五自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市東船橋駅第十自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用又は日ぎめ利用 |
| 船橋市西船橋駅第六自転車等駐車場 | 自転車 | 月ぎめ利用 |
| 船橋市西船橋駅第八自転車等駐車場 | 自転車 | 日ぎめ利用 |
| 船橋市津田沼駅第一自転車等駐車場 | 自転車 | 日ぎめ利用 |
| 船橋市津田沼駅第二自転車等駐車場 | 自転車 | 日ぎめ利用 |

別表第２

| |
|---|
| 船橋市船橋駅第十自転車等駐車場、船橋市東船橋駅第一自転車等駐車場、船橋市東船橋駅第二自転車等駐車場、船橋市西船橋駅第十二自転車等駐車場、船橋市西船橋駅第十四自転車等駐車場及び船橋市北習志野駅第四自転車等駐車場 |

# 船橋市船橋駅南口地下駐車場条例

平成15年3月31日条例第19号

(趣旨)

第1条　この条例は、船橋市船橋駅南口地下駐車場の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条　市は、駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場及び自転車駐車場として、船橋市船橋駅南口地下駐車場(以下「駐車場」という。)を船橋市本町1丁目1,160番地4に設置する。

(供用時間)

第3条　駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、入出庫の取扱時間は、規則で定める。

(駐車できる自動車等)

第4条　駐車場に駐車することができる自動車及び自転車は、次に掲げるものとする。

(1)　道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。`以下「省令」という。)別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ5.05メートル、幅1.85メートル、高さ2.05メートルをそれぞれ超えないもの

(2)　省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車及び三輪自動車以外のもの

(3)　道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車

(使用料)

第5条　駐車場を使用する者は、別表第1又は別表第2により算定した額に、その額に100分の8を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

(平26条例1・一部改正)

(使用料の減免)

第6条　市長は、公益上その他必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条　既に納付された使用料は、還付しない。ただし、定期駐車については、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の制限)

第8条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を制限することができる。

(1)　駐車場の構造上駐車させることができないとき。

(2)　発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(3)　施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(4)　その他管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第9条　駐車場を使用する者は、駐車場の施設等を損傷したときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成15年4月14日から施行する。ただし、第5条の規定(別表第2に係る部分に限る。)及び別表第2の規定は、同年6月1日から施行する。

附　則(平成16年3月31日条例第22号)

(施行期日)

1　この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

2　別表第2の改正規定(定期駐車の項に限る。)に係る使用料の徴収その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附　則(平成26年3月28日条例第1号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(船橋市船橋駅南口地下駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

23　第31条の規定による改正後の船橋市船橋駅南口地下駐車場条例の規定は、施行日以後に納付される使用料について適用し、施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

24　前項の規定にかかわらず、施行日の前日から施行日にわたる泊駐車に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1

自動車

| 区分 | 単位 | 金額 |
|---|---|---|
| 普通駐車 | 30分までごとにつき1台 | 200円 |
| 泊駐車 | 夜間につき1台 | 2,400円 |
| 定期駐車 | 全日1月につき1台 | 45,000円 |
| | 夜間1月につき1台 | 24,000円 |
| 回数券 | 30分普通駐車券11枚 | 2,000円 |

備考

1　全日とは、午前零時から午後12時までをいう。

2　夜間とは、午後7時から翌日の午前8時30分までをいう。

3　泊駐車については、規則で定める入出庫取扱終了時間以前に出庫するときは、普通駐車とする。

別表第2

（平16条例22・全改）

自転車

| 区分 | | 単位 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 普通駐車 | | 1回につき1台 | 100円 |
| 定期駐車 | 一般 | 全日1月につき1台 | 2,000円 |
| | 高校生以下 | 全日1月につき1台 | 1,000円 |
| 回数券 | | 1回普通駐車券35枚 | 3,000円 |

備考

1　1回とは、継続する24時間をいう。

2　全日とは、午前零時から午後12時までをいう。

# 船橋市船橋駅南口地下駐車場条例施行規則

平成15年３月31日規則第54号

（趣旨）

第１条　この規則は、船橋市船橋駅南口地下駐車場条例（平成15年船橋市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入出庫取扱時間）

第２条　条例第３条ただし書の規則で定める入出庫の取扱時間は、自動車にあっては午前８時から午後12時までとし、自転車にあっては午前６時から午後12時までとする。ただし、市長は、管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用料）

第３条　条例第５条の規則で定める額は、別表第１及び別表第２のとおりとする。

（駐車券の交付等）

第４条　船橋市船橋駅南口地下駐車場（以下「駐車場」という。）を使用する者（以下「使用者」という。）は、自動車又は自転車（以下「自動車等」という。）を駐車場に入庫させる際に、駐車券の交付を受けなければならない。ただし、定期駐車の場合は、この限りでない。

２　使用者は、駐車場から自動車等を出庫させる際に、前項の交付を受けた駐車券を提出しなければならない。

（定期駐車の申請等）

第５条　駐車場を使用しようとする者（定期駐車に限る。）は、船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用許可申請書（第１号様式）により、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、その旨を船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用許可可否決定通知書（第２号様式）により、当該申請をした者に通知する。

３　市長は、前項の規定により使用の許可を受けた者（以下「定期使用者」という。）に定期駐車券（以下「定期券」という。）及び定期駐車証を交付する。

４　定期駐車の許可期間は、１年以内とする。

（平16規則35・全改、平27規則130・一部改正）

（変更申請）

第６条　定期使用者は、船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用許可申請書に記載した事項を変更しようとするときは、船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用許可変更申請書（第３号様式）により、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その旨を船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用許可変更可否決定通知書（第４号様式）により当該申請をした者に通知する。

（平16規則35・追加、平27規則130・一部改正）

（許可の取消し）

第７条　市長は、定期使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2)　２月以上継続して使用料を納付しないとき。

(3)　条例又はこの規則に違反したとき。

(4)　その他市長が特に必要があると認めるとき。

２　市長は、前項の規定により許可を取り消すときは、船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用許可取消通知書（第５号様式）により、定期使用者に通知する。

（平16規則35・追加）

（定期駐車の廃止）

第８条　定期使用者は、定期駐車での使用を廃止しようとするときは、船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用廃止届（第６号様式）により、市長に届け出なければならない。

（平16規則35・追加）

（使用料の徴収方法）

第９条　使用料は、使用者から自動車等を出庫させるときに徴収する。ただし、定期駐車及び回数券に係る使用料にあっては、市長が別に定める。

（平16規則35・旧第６条繰下・一部改正）

（使用料の減免）

第10条　条例第６条に規定する市長が公益上その他必要があると認めるときは、次の各号に掲げる自動車等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　自動車　次に掲げる自動車が駐車するとき。

ア　道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第１項に規定する緊急自動車

イ　駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車

ウ　駐車場に係る火災予防のための立入検査又は電気、ガス、水道、通信等の工事、点検等の用に供する自動車

エ　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者その他これに準ずる者として市長が認める者が運転し、又は同乗する自動車

オ　その他市長が必要があると認める自動車

(2)　自転車　次に掲げる自転車が駐車するとき。

ア　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者が利用する自転車

イ　前号エに規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が利用する自転車

ウ　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第１項に規定する配偶者のない女子又は同条第２項に規定する配偶者のない男子で、現に義務教育終了前の者を扶養している者及びその者に扶養されている義務教育終了前の者が利用する自転車

エ　その他市長が必要があると認める者が利用する自転車

２　前項第１号アからウまで若しくはオ又は第２号に該当する自動車等が駐車するときは、使用料を免除する。

３　第１項第１号エに該当する自動車が駐車するときは、駐車開始時刻から引き続き１時間を経過する時間までの使用料を免除する。

４　第１項第１号ウ若しくはオ又は第２号の規定により使用料の免除を受けようとする者（同号に係る場合にあっては、定期駐車に係る使用者に限る。）は、船橋市船橋駅南口地下駐車場使用料減免申請書（第７

号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

5　第１項第２号又は第３項の規定により使用料の免除を受けようとする者（同号に係る場合にあっては、定期駐車に係る使用者を除く。）は、前条の規定により使用料を納付する前に第１項第１号エ又は第２号に規定する者であることを証する書類等を市長に提示しなければならない。

（平16規則35・旧第７条繰下・一部改正、平27規則130・一部改正）

（定期駐車に係る使用料の還付）

第11条　市長は、定期使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第７条ただし書の規定により使用料を還付することができる。

(1)　駐車場の供用の休止により使用の制限を受けたとき。

(2)　第８条の規定により届け出た場合において、許可期間の残余月数が１月以上あるとき。

(3)　許可期間の初日前に第８条の規定により届け出たとき。

2　前項第１号の場合においては、既に納付された定期駐車の使用料に係る日数のうち当該供用の休止により使用の制限を受けた日数を30で除して得た数に、別表第１又は別表第２に定める定期駐車に係る金額を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を還付することができる。

3　第１項第２号の場合においては、既に納付された定期駐車に係る使用料の額から、許可期間の初日の属する月から第８条の規定により届出のなされた廃止年月日の属する月までの使用料を減じた額を還付することができる。

4　第１項第３号の場合においては、既に納付された定期駐車に係る使用料の額を還付することができる。

（平16規則35・追加）

（駐車券の紛失等）

第12条　使用者が普通駐車又は泊駐車に係る駐車券を紛失し、又は損傷したときは、船橋市船橋駅南口地下駐車場駐車券紛失等届（第８号様式）により、市長に届け出なければならない。

2　市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る自動車等を出庫させるものとする。

3　定期使用者は、許可期間の終期に達する前の（許可期間の残存する）定期券又は定期駐車証を紛失し、又は損傷した場合において定期券又は定期駐車証の再交付を受けようとするときは、船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車券等再交付申請書（第９号様式）により、市長に申請しなければならない。

（平16規則35・追加、平27規則130・一部改正）

（損傷等の届出等）

第13条　使用者は、駐車場の施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

（平16規則35・旧第10条繰下）

（補則）

第14条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平16規則35・旧第11条繰下）

附　則

この規則は、平成15年４月14日から施行する。

附　則（平成15年11月18日規則第137号）

この規則は、平成16年１月１日から施行する。

附　則（平成16年３月31日規則第35号）

（施行期日）

１　この規則は、平成16年４月１日から施行する。ただし、別表第２の改正規定は、平成16年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　別表第２の改正規定（定期駐車の項に限る。）に係る使用料の徴収その他の行為は、別表第２の改正規定の施行前においても行うことができる。

附　則（平成16年６月30日規則第82号）

この規則は、平成16年８月１日から施行する。

附　則（平成26年３月31日規則第16号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。ただし、様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年11月30日規則第130号）

（施行期日）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。ただし、第５条第２項及び第６条第２項の改正規定、第10条第５項の改正規定（「第９条」を「前条」に改める部分に限る。）並びに第12条第２項の改正規定並びに次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　改正後の船橋市船橋駅南口地下駐車場条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第２に係る使用料の徴収その他の行為は、平成28年４月１日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

３　この規則の公布の日から平成28年３月31日までの間における施行日以後の自転車の定期駐車に係る次の各号に掲げる行為は、施行日前においても当該各号に定める様式の例により行うものとする。

(1)　新規則第５条第１項の規定による申請　新規則第１号様式（その２）

(2)　新規則第５条第２項の規定による通知　新規則第２号様式（その２）

(3)　新規則第６条第１項の規定による申請　新規則第３号様式（その２）

(4)　新規則第７条第２項の規定による通知　新規則第５号様式（その２）

(5)　新規則第８条の規定による届出　新規則第６号様式（その２）

(6)　新規則第12条第１項の規定による届出　新規則第８号様式（その２）

(7)　新規則第12条第３項の規定による申請　新規則第９号様式（その２）

別表第１

（平16規則82・平26規則16・一部改正）

自動車

| 区分 | 単位 | 金額 |
|---|---|---|
| 普通駐車 | 30分までごとにつき1台 | 160円 |
| 泊駐車 | 夜間につき1台 | 1,940円 |
| 定期駐車 | 全日1月につき1台 | 34,560円 |
| | 夜間1月につき1台 | 19,440円 |
| 回数券 | 30分普通駐車券11枚 | 1,600円 |

別表第２

（平27規則130・全改）

自転車

| 区分 | | | 単位 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| 普通駐車 | | | 1回につき1台 | 100円 |
| 定期駐車 | 一般 | 上段 | 全日1月につき1台 | 750円 |
| | | その他 | | 1,180円 |
| | 高校生以下 | 上段 | 全日1月につき1台 | 370円 |
| | | その他 | | 590円 |
| 回数券 | | | 1回普通駐車券35枚 | 1,800円 |

備考　定期駐車以外で使用する場合の金額については、入庫時から90分間は、無料とする。

船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画

【発行日】　平成28年3月
【発　行】　船橋市
【編　集】　建設局 都市整備部 都市整備課
〒273-8501　船橋市湊町2-10-25
電　話：047-436-2293
ＦＡＸ：047-436-2539

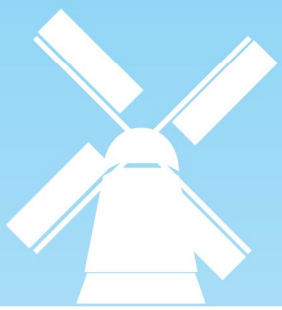

船橋市